

にも力を致すこととした。又人民の陳情をよく聽いて其不満を除去し我が行政上の誤解や反感を解いたのである。尙地方官吏が合法的で親切であると云ふ印象さへ民心に植え付けて官民の和合協力さへ招來するようにしたのである。これはまつたく時宜に適したやり方で行政上の一進歩と云はねばならない。尤も朝鮮には古昔から「暗行御史」と云ふ此種制度があつた。けれども其運用は失敗に終つたのである。然るに一九二四年十二月此制度が一般行政及財政の整理上廢止されたことは惜むべき次第である。

民情視察事務官　この制度も右と同時に設けられたもので制度と其目的とは甚だ喜ばしいものである。即ち總督府に鮮人の專任事務官五名を置き、之に従來在官の鮮人事務官一名を加へ民情の視察と民意の暢達とに努めることとしたのである。是は鮮人の意向を最も率直に總督に復命するを以て施政上甚大の参考となるものである。此種制度により不祥なる出來事を未然に防止し得れば官民の幸福少なからざるべしと思ふ。更に民意が達成されて行政が其真正なる本來の目的を發揮し得れば統治上の理想を實現するものと云はねばならない。

警察制度

總督府に警務局を置き局長は又總督及政務總監の命を承けて警察及衛生に關する事務を掌り、之が爲め各道知事及警察官を指揮監督するのである。各道に警察部がある。部長は道の高官から任命され知事の命令を受けて警察及衛生に關する行政を管掌し、又部下の警視、警部、警部補及巡查の指揮監督に任ずるのである。道廳管轄の下に警察署、派出所、駐在所及出張所がある。一九一九年の騷擾以來警察事務が非常に増加した爲め、一九二〇年には警察署五個、警察官駐在所八百三十九、派出所十四を増設した。一九二一年九月全半島に於ける警察署の数は二百五十一で、其外に百五十四の派出所並に二千三百六十六の駐在所があつた。而して警察官吏の總數は二萬〇百四十七名に達した(三二)。一九二六年末には警察署二五〇、警察官派出所一六四、警察官駐在所二、三〇三、警察官出張所一三二、警察官總數内地人一、二二九、鮮人七、三三三である。派出所は警察署所在地に、駐在所は同所在地以外に一面に一つ宛の原則で置くこととしてゐる。出張所は國境警備其他臨時に警戒を要する地點に設置するのである。警察署は一府又は一郡に一つ宛の原則なれど二以上の處もある。最近山梨總督は警察官の増員をすると云ふ。

司法制度

裁判所に三種ある。即ち地方法院（地方裁判所）、覆審法院（控訴院）、及高等法院（大審院）である。地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむるためには地方法院支廳の設置がある。又同じく地方法院には登記及公證に關する事務取扱の目的を以て出張所が設けられて居る。高等法院の所在地は京城で、覆審法院は京城、平壤、及大邱に在る。一九二二年に於ける地方法院の數は八個で、尙其の外に五十三個の地方法院支廳と百六十一個の出張所とが在つたが（三三）、現在では地方法院十一、支廳四十六、出張所百六十八である。

三審制度の機能は如何にと云ふに、先づ地方法院は、第一審の民刑事に關する件及非訟事件を取扱ひ、覆審法院は控訴に關する件を裁判し、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告に付き裁判するのである。高等法院は亦母國の裁判所構成法に規定したる大審院の特別權限に屬する職務を行ふのである（三四）。

地方法院に於ては判事一名にて裁判を爲すを例とし、左の如き場合に於ては三名の判事が裁判する事になつて居る。即ち價格一千圓を超ゆる民事事件、人事（婚姻、離婚等）訴訟事件、破産事件、内地に於ける刑法第七十四條及第七十六條の事件、死刑、無期又は短期一年以上の懲役或は一ケ年以下の禁錮又は罰金にかゝる犯罪事件等である。共犯事件にして本事件と同時に審判する

場合に於ても亦三判事合議の判決を必要とするのである。覆審法院に於ては判事三名、高等法院に於ては判事五名が合議の上裁判する事になつて居る。

以前に於ては、總督が必要と認むる場合判事に休職を命ずる事が出来た。従つて判事に對する身分の保證がなかつた。然るに一九二一年制令第十二號により此の總督の權限が廢止となつて判事の在職期限も確定せられ、所謂定年制で年齢六十歳に達したる時は退職せねばならぬ様になつた（三五）。但し高等法院長の場合に於ては六十三歳迄在職する事を得るのである。且又總督は高等法院と協議の上満期以後に於て期限を尙五ケ年間延長することが出来る。各法院には檢事局の設備があつて刑事事件を掌つて居る。一九一〇年の勅令により判事は百九十九名、檢事は七十二名と規定されたが、其後司法事務の激増に伴ひ判事二百〇五、檢事八十三、書記長四、通譯官四、書記、通譯生五七を減じ、目下不便を感じつゝある状態である（三六）。

辯護士 朝鮮に於ける辯護士は（一）内地辯護士法による有資格者と（二）日本臣民たる二十歳以上の男子にして朝鮮辯護士試験に合格したる者（三）舊韓國又は統監府或いは總督府裁判所の判檢事たりし者（四）舊韓國辯護士たりし者の四種より成る。

登記、公證及供託

登記制度 殊に土地の登記は所有權の確立上甚だ重要なもので土地政策に關する基調を爲すものである。近代植民國の傾向は植民地人の土地所有權を確保して母國人の掠奪や土地兼併の弊を防止し、其利益を保護するように努めてゐる。是は亦土地の投機的空賣買をも防ぐこととなる。尤も植民地人の慣習を重んじ共有制を有する地方には私有制度を採らぬようにしてゐる。

朝鮮に於ては從來「量案」と稱する土地臺帳もあつたが實際と合致せず甚だ不確定のものであつた。又不動產所有權の得喪も單に「文記」或ひは「文券」と稱する私署の證書の授受によつて行はれたに過ぎなかつた。従つて保護制時代に不動產證明の制度を設け土地建物證明規則及土地建物所有權證明規則なるものを定め賣買、交換、贈與及典當等に際し郡守若くは府尹の證明を要することとした。尙ほ土地の兼併と投機とを防ぐ爲めに地方官や警察官に必要止むなき以外は賣買をさせぬようにした位である。尤も此制度は却つて鮮人に苦痛を與へたと云ふ(三七)。一九一二年朝鮮不動產證明令を設け郡守、府尹をして所有權と典當權との證明をさせることとした。一方朝鮮民事令施行に伴ひ該證明を以て第三者に對抗するの要件とした。かくて土地所有權は確立さるゝに至つ

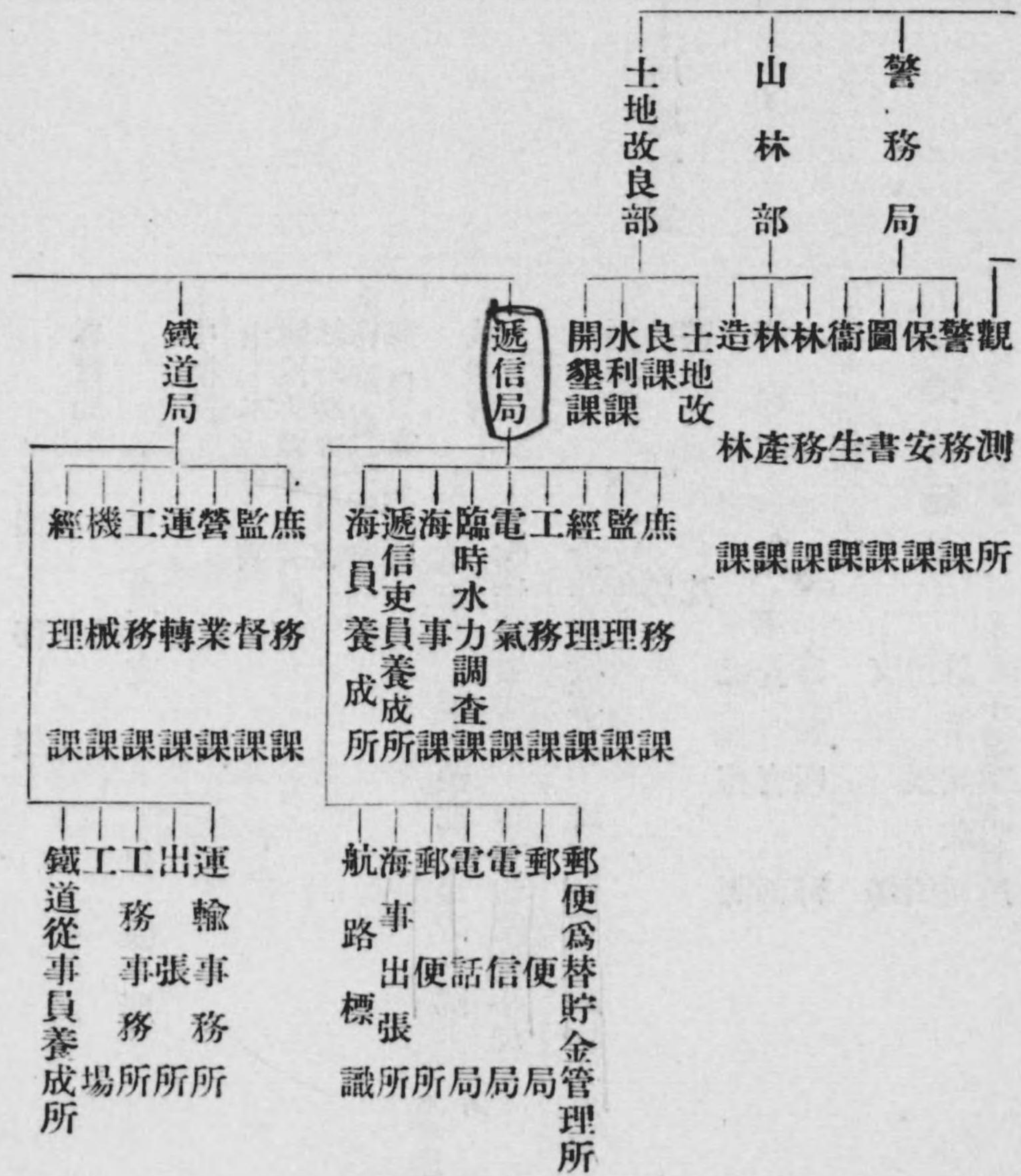
た。其後土地調査の進行につれ土地臺帳を備へその地域には朝鮮不動產登記令を施行し、段々擴張して遂に一九一八年に之が完成を見たわけである(三八)。

公證人制度 一九一三年朝鮮公證令により公證人の職務は近年迄の臺灣と同様主として地方法院と其支廳とに於て扱はしめた。しかし翌年地方法院の出張所が設けられ之に行はしめることとした。一九一五年及一九二四年朝鮮公證令施行規則を改正し京城、大邱及釜山の地方法院所屬の専務公證人を任命して裁判所外で取扱はせるようになったのである。

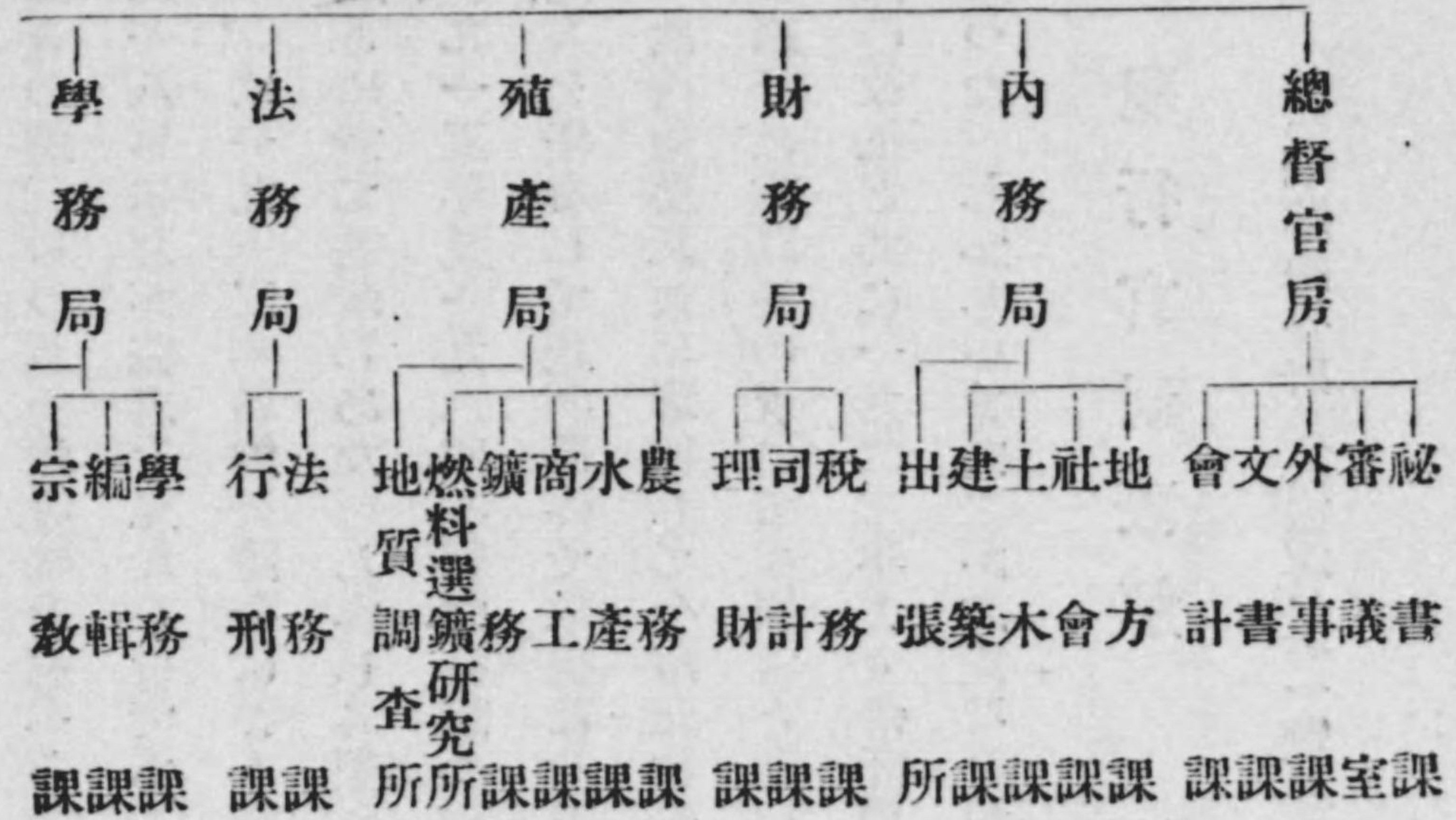
供託制度 は内地供託法に準據して金庫及總督の指定した倉庫業者に取扱はしめた。尤も補充を要する場合總督は右以外の者にも適當と認むる者を指定して之が事務を扱はしめたのである。内地供託法の改正と共に一九二二年より供託局設けらるゝに及び朝鮮に於ても供託局が設置されることとなつた。しかしいまだ之が設置なき地方には從來の制度が行はれてゐる。

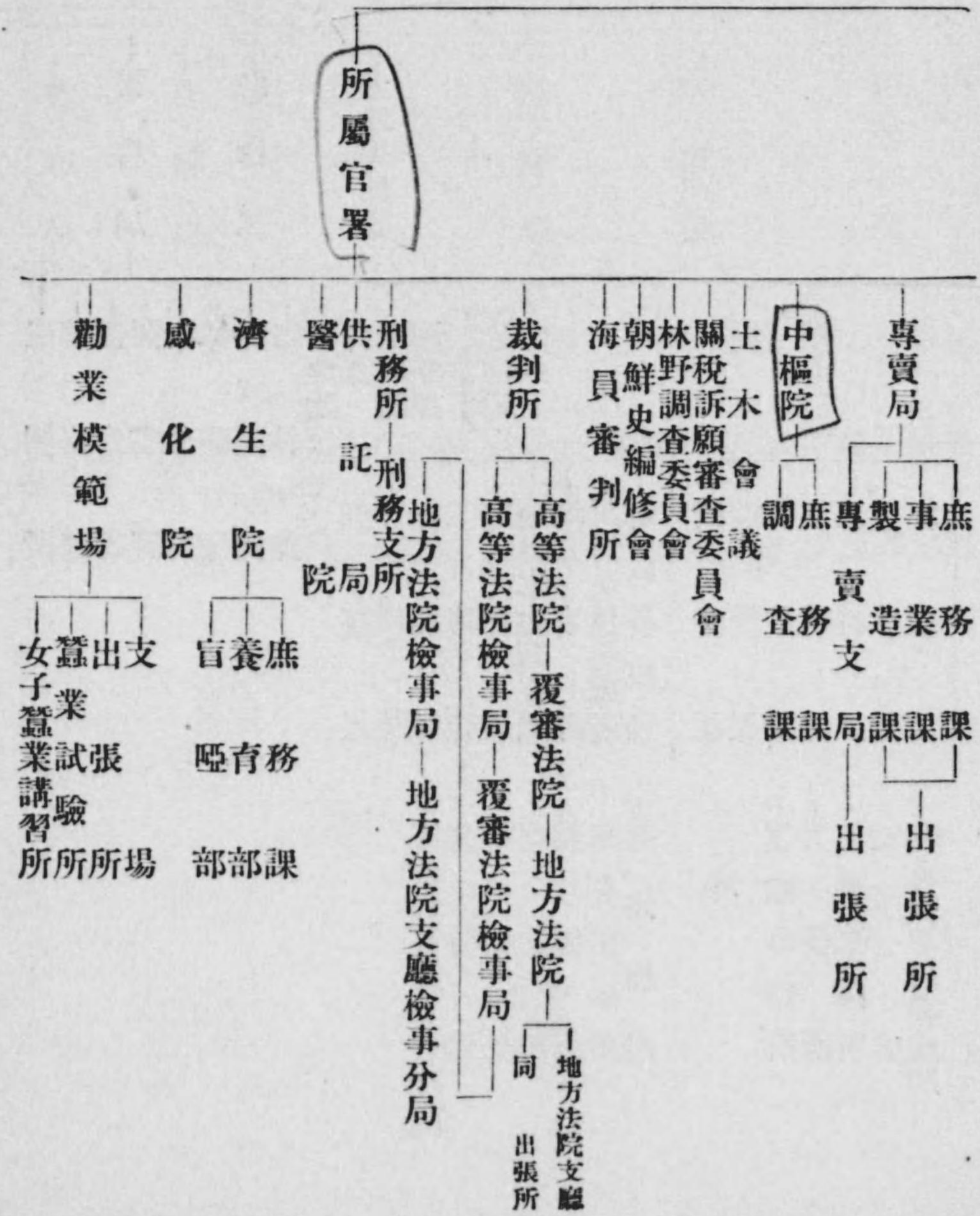
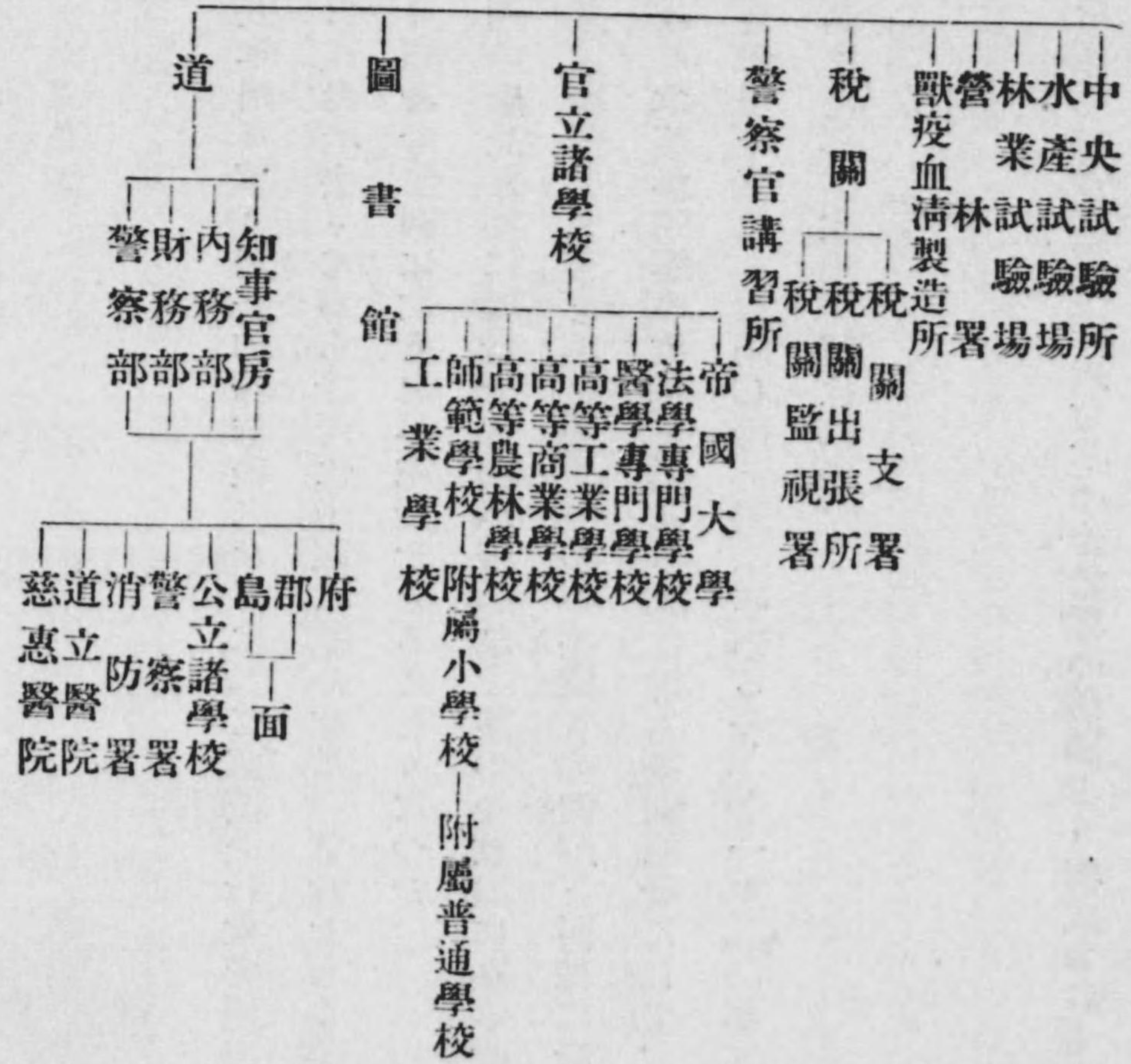
現行官制表解

〔朝鮮總督府及所屬官署一覽表、但し現行官制に依る(三九)〕



朝鮮總督府





二、臺灣

行政部

既に指摘したるが如く一八九五年四月下ノ關係條約締結後二ヶ月にして該領土行政管理の目的を以て臺灣事務局なるものが設立された。去りながら諸所に土匪反亂の結果、軍政を布くの止むなきに至つて、遂に一八九五年八月總督府條例に依り之が施行を見ることゝなつた。

けれども一八九七年十月該條例の廢止と共に總督府官制が布かれ、其の後數回に亘る改正を経て遂に一九一九年の大改革により、總督を文官と爲し(四〇)、其の兵權も亦朝鮮と同様に廢止されたのである(四一)。然し臺灣に於ける改革が朝鮮の改革と異なる點は即ち臺灣總督にして、陸軍武官である場合に於ては該總督は臺灣司令官をも兼任し得と云ふにある(四二)。一九二〇年九月田男の行政時代、總督府官制及政治制度に再び改正が行はれた。

中央官廳

臺灣の中央官廳は總督、總務長官各一名、臺灣評議會其の他諸種の機關より構成されて居る(四

三)。總督は朝鮮總督と其の地位及權限に於て略同様であるが、二つの重要な點に於て異なつて居る(四四)。即ち臺灣總督は該植民地全般の事務を行政する上に於て總理大臣監督の下にある(四五)。第二の點は一九二一年法律第三號によつて總督の立法權が大いに制限された事である。これは前述の如く臺灣に於ける立法の根本的原則に變化を來したからである。換言すれば、今や臺灣に關する法律は母國に於て構成せらるゝを原則とすることゝなり、總督の立法權も斯くの如くにして二次的となつた(四六)。總務長官は行政の全般に亘つて總督を補佐するの任にあるのである。

總督府は總督官房、内務、文教、財務、殖産、及警務の五局より成つて居る。而して總督府所屬官廳には地方廳、法院、刑務所、供託局、交通局、專賣局、税關、中央研究所、醫院、學校、圖書館等がある。

臺灣評議會は一九二一年五月に再設された。これは朝鮮の中樞院に酷似したもので同種類の機能をも有して居る。會長は總督、副會長は總務長官で會員の定數は二十五名以内と規定されてゐる。其任期は二ヶ年で會員は總督府部内の高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中より總督之を任命する。總督は又之が解散權をも有してゐる。會員外に幹事、書記、通譯も同會に屬して居る(四七)。

地方官廳

一八四

地方廳官制は一八九六年三月に制定された。以來六回に亘る改正が行はれて遂に一九二〇年の大改革により、該植民地の一般行政状態に改進が企てられた。此の大改革は一方に地方行政管轄上に根本的變化を來すと同時に(四八)、他方新たに「州、市及街庄(町村)」の如き地方公共團體の設立を促すに至つた(四九)。尙一九二〇年の改正によつて從來の十二廳を五「州」二「廳」に區分し、「州」は之を分つて三市四十七郡と爲し、郡の下には二百六十の「街庄」を置いた(五〇)。「廳」は五「支廳」に分たれ一支廳は三街十八「區」(地方)に區分せられた(五一)。其後一九二四年十二月總督府官制の改正と共に地方官々制をも改め、五市四十六郡とし、港務所を廢して臺北、高雄の二州に港務部を設けた。更に一九二六年の改正により澎湖廳を新設して五州三廳とし五市四十五郡とした(五二)。

地方廳の重なる官吏は知事、「郡守」(郡長)、「市尹」(市長)及「街庄」(町村)長である。州知事は勅任で廳長、郡守及市尹は奏任、街庄長は判任待遇である。知事又は廳長は總督の監督指揮を承けて法令を執行し、且つ各其の所管の「州」又は廳の行政を管理するのである。又其の職權若くは特別

の委任によりそれ〴〵州令又は廳令を發することが出来る。知事は其の發する命令の中に二ヶ月以下の懲役又は禁錮、拘留、七十圓以下の罰金若くは料料の罰則を附することが出来る。廳長は其の發する所の命令に拘留又は料料の罰則を附することが出来る(五三)。「郡守」及「市尹」は各其の管轄區域に於て恰も州知事が其の州に對すると同様なる職責を有して居る。又州知事が總督の監督の下にあると等しく、彼等も又州知事の配下にあつて其の指揮監督を受くるのである。一九二〇年の改正に伴ひ地方自治の基を確立せんとして州、廳地方費、市及街庄を新たに地方團體とした。而して州、市及街庄には地方協議會を設けた。州協議會は知事の諮問機關で知事は其の議長である。會員は總督自らが州に住居の有識者にして名望ある者の中より任命する事に成つて居る。會員數は臺北、臺南が各三十五名、臺中が三十名、新竹、高雄が各二十名で二ヶ年を以て其の任期として居る。同會は州の豫算納税及その他の重要な事項に關して州知事の諮問に應ぜしむるを以て其の目的として居る。市協議會も市尹の諮問機關で前者と同様の性質を有して居る。但し其の會員は州知事之を任命し十五名乃至三十名を以つて定員として居る。而して其の在職年限も二ヶ年である。街庄協議會は七名乃至二十名の定員を有し、州知事又は廳長によつて任命せらるゝのである。其の組織や作用も上述の二協議會と大體異なる所がない。

州と廳との重なる相違點は(一)州知事が廳長よりも上の官等を有する事、又後者よりも廣大なる權限を有する事である。(二)知事は地方豫算の直接責任を負ふて居る。即ち知事は地方費の事務を擔任し其州を代表するけれども、廳長は廳地方費の管理者たる總督の指揮命令に依て其事務を處理するに過ぎない。(三)州に於ては有給の吏員を置く事が出来るけれども、廳に於ては不可能である。(四)州は又其の經費を所轄の市及街庄に分擔せしむる事が出来るけれども、廳に於ては斯種の權限を與へられて居ない。(五)廳には州協議會の如きものがない。(六)州に於ては州組合なるものが認められて居るが、廳に於ては未だ認められてゐない等の諸點である。

警察制度

臺灣に於ける警察制度は一八九六年に其の起源を發して居る。其の當時に於て既に中央政府は内地より七十名の警部と七百名の巡查とを同島に送つた。軍政時代に於ては警察吏は北都民政支部に配付せられ、土匪征討軍の南進するに従ひ其の所在地を漸次南部に擴張して行つた(五四)。軍政撤廢後と雖も土匪尙猖獗を極めて安寧秩序を攪亂する事が夥しかつた爲め、第三代總督乃木大將は一八九八年所謂「三段警備(五五)」の策を臨時的に採用した。之は三つの方法による警備であ

る。即ち山地に居る土匪は軍隊が征服する事、村落の警備は警察其の任に當り、山間と村落との中間地は憲兵と警察官との協力警備に俟つと云ふ方法であつた。該制度は存續僅か數ヶ月にして第四代總督兒玉大將の時廢止となり、同時に純然たる警察制度が布かるゝに至つた(五六)。而して一九〇一年より島民も警察官吏たり得ることゝなつた。同年より一九二〇年に亘つて前後四回の制度改正が行はれた。

一九二〇年警察行政に一大變動が來た。次いで地方廳にも改革が行はれ、其の結果今日に至つた。同島に在る總ての警察組織は總督府警務局統制監督の下に在る。而して各「州」には警務部を置き、部長は其の區在勤の高官の中より任命せらるゝ事になつて居る。廳には警務課を置き警視を以つて其の管理の任に當らしめて居る。「廳」の下に在る支廳には警視又は警部を配置し、郡には警察課を設け各警察課長には警視又は警部を以て任じて居る。總督の特命ある場合警務局長は直接廳長、警務部長、警視其他の警察官を指揮監督することが出来る。警察署は臺北市に二つ在るのみで他の市には一市一署の原則が行はれてゐる。派出所は警察署管内の街庄又は區の地域を一乃至數區に分ち每區に一つ宛置くことゝして居る。駐在所は區を置かぬ蕃地に設置する原則である。一九二六年十二月末に於ける警察署數は六、派出所九六八、駐在所五七六、警察官數は警視

一六、警部二二〇、同補二七〇、巡查六、九〇三、及警手二、九七九、合計一〇、三九二人である。近年まで警察分署警戒所及分遣所があつたが現在ではない(五七)。

茲に保甲制度に就いて少しく述ぶる必要がある。該制度は一八九八年臺灣政廳の設立する所となつたものであるが、もと／＼昔支那に行はれたものである(五八)。而して一〇七〇年(五九)に始めて王安石と云ふ有名なる政治家が強兵策の一として採用する所となつたものと云ふ(六〇)。しかし臺灣のものは地方警察行政の補助機關として設けられたのである。

「甲」とは戸數十個を意味し「保」とは百戸の意である。「保」の長を「保正」と云ひ「甲」の長を「甲長」と稱し共に名譽職で公選の上知事又は廳長の認可を受けねばならない。各々其の職務とする所は主として区内の安寧秩序を維持し、尙戸口を明かにして其の異動を整理し、不良の子弟は之を教戒して徳を勧め惡を懲し、斯くして其の部落の倫理的標準の向上を計らうとするのである。該制度の最も特徴とする所は各部落が其の住民の犯罪に對して連座的責任を負ふ事である(六一)。又一保若くは數保が合併して壯丁團なるものを編成して火災、暴風、洪水、匪徒等の如き災禍の警戒防備の任に當らしめて居る。

政府は保甲制度採用の結果其の成績甚だ見るべきものがあつたので、一九〇九年には其の使用

範圍擴張のため該制度に關する規則の改正を行ひ、保甲役員をして區長の職務を補佐せしむる事に規定した。之は該制度をして地方行政に一層效果あらしめんがためである。一方此制度は地方の自治的訓練にも與つて力があると思ふ。

司法制度(六二)

一八九六年臺灣に民政が布かるゝと同時に高等法院及覆審法院が總督府の所在地である臺北に置かれた。續いて、十五行政區劃に亘つて地方法院が設置され、各地方法院には檢事が置かれる事になつた。

去りながら此の三審制度は當時の社會状態に適應しなかつた爲め一八九八年高等法院の廢止を見るに至つた。それから二十一年の後、覆審法院も廢止となり、高等法院が之に代つて再立せられ、之に覆審部と上告部とが設けられて實際上舊制度の復興を見るに至つたのである。

即ち地方法院に於ては三判事の合議又は一名の判事によつて高等法院上告部の權限に屬する以外の總ての民刑事に付き第一審を判決したのである。判事は又刑事及非訟事件に關する事務の取扱を爲し、特に注意すべきは南部支那駐在の日本領事の豫審したる罪の公判をした(六三)。各地方法

院は其の管轄區域に支部及出張所を有し、前者は法院事務の一部を、後者は登記及公證事務を取扱ふこととしたのである。一九二二年に於ける地方法院支部は三個で其の出張所数は二十八であつた。昭和二年七月からは地方法院に單獨部と合議部とが設けられ、前者は高等法院上告部の特別權限及地方法院合議部に屬する事件以外の民事事に付第一審の裁判を爲し又非訟事件をも扱ふ。合議部は三人の判事より成り、高等法院上告部の特別權限以外の民事事に關する第一審にして訴訟物の價格二千圓以上の場合、人事訴訟、死刑、無期、又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮にかゝる罪、短期一年未滿の有期懲役、禁錮又は罰金にかゝる罪にして豫審を経たるもの、刑事の豫審に關する事務、第二審として單獨部の判決に對する控訴及同部の決定や命令に對する抗告等の事件を扱ふのである。南支那に於ける領事の豫審に對する公判は臺北地方法院の合議部で爲すこととなつた。

検事局にあたる檢察局は地方、高等兩法院及び地方法院支部にも設けられてゐる。

高等法院覆審部は、判事三名によつて地方法院若しくは南部支那に於ける日本領事の爲したる總ての裁判に對する控訴及抗告に關する裁判を爲し、上告部に於ては五名の判事が覆審部に對する上告又は抗告を判決するのである。又上告部は皇室、内亂、外患、國交等に關する罪及匪徒に關

する刑罰令による刑事事件及各裁判所管轄に關する紛争をも裁判するのである。更に地方法院兩部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告をも取扱ふ。

次は辯護士に關する事項である。一八九八年訴訟代理人の制度を設け辯護士たる資格ある者及總督府の檢定を経たる者に之を許可したが、一九〇〇年に至つて臺灣辯護士規則なるものが發布され、茲に母國の辯護士法を準用して從來實施されたものを廢し、而して一九〇一年より訴訟代理人をして辯護士名簿に登録せしむる事になつた(六四)。

登記、公證及供託制度

登記制度 一八九九年以來船舶及建物の登記は單に日本人にのみ適用されて來たが、之は母國の不動産及船舶登記に關する規定を準用したものである(六五)。元來政府は島民に對し該問題に關してはこれを彼等の慣習に委せて居つたが、遂に土地に對する權利の登記を要求することとし、島民の思想及慣例を基礎として、茲に一九〇五年律令第三號を規定した。此の法律によつて登記は常に土地所有の場合のみならず、土地に關する總ての法律上の手續遂行の場合にも必須の事項となつた。即ち内地登記法の如く單に第三者に對する公示方法ではなく、土地に關する法律行爲

成立の要件としたのである。それ故舊慣上の業主権、典權、胎權及賤耕權等を登記し、土地に關する權利の設定、移轉、變更、處分の制限又は消滅は相續遺言以外登記を必要條件とした。換言すれば強制登記制である。しかし一九二三年一月一日からは不動産登記法が施行されて内地と同様になつた。目下登記事務を扱ふ地方法院出張所は三十二ヶ所に及んでゐる(六六)。

一九二三年には又民法と商法も不動産登記法と同時に施行されることとなつた。工場財團に關する權利の登記は從來州或ひは廳で取扱つて居たが昭和二年から登記所で扱ふこととなつた。

公證制度 臺灣に於ては所謂公證制度なるもの、設備がなく、之を必要とする場合は法院の所管として地方法院の判官や書記に取扱はしめてゐた。又證書の作成に就ては内地公證人法に準據せねばならなかつた(六七)。然し昭和二年から公證人法を施行して内地と同様の制度とした。ただ當分の内總督の指定する地方法院出張所の書記をして公證人の職務を行はせ得ることとした。

供託制度 この制度は朝鮮に行はれたものと全く同様であつたが、やはり内地供託制度の改正に伴ひ一九二二年供託法を施行し、同時に臺灣總督府供託局官制を設け各地方法院の所在地に供託局を新設することとした。尙ほ其外樞要の地十ヶ所に同局の出張所を置いて供託事務に従事させてゐる。

蕃族に對する行政(六八)

我が領有以前の史的概要 元來生蕃は南洋のマレイ系統に屬する人種で普通七種に分類されてゐる。即ちタイヤル、ブヌン、ツオウ、バイワン、アミ、ヤミ及サイセットで此等が臺灣に於ける最も古い云はゞ土着人で、初めはひとり山間のみならず平地にも棲息して居たものである。

然るに一六二四年から一六六一年までオランダの東印度會社は臺灣の南部を占領し、其富源の開發の爲め宗教と醫藥とを以て蕃人の懐柔に努めた。其土人政策は概して成功と云はねばならない。當時スペイン人はオランダ人に對抗せんが爲め一六二六年から北部臺灣に據りオランダ人と同様の政策を採り蕃人の間によく舊教を普及して居つたが、一六四二年にオランダ人に壓倒されて臺灣から退出して終つた。從て其教化の程度も蘭人には及ばなかつた。一六六一年彼の鄭成功がオランダ人を驅逐してからは農牧の獎勵と武力とを以て漸次蕃人の統治區域を擴大し、其孫の古埭に至る二十三年間に西海岸平野の大部分を統治する事が出來た。更に山間の兇暴な蕃人にまで統治區域を及ぼさうとした時古埭は清朝に降つたのである。清朝は最初臺灣統治に對する放任主義を採り人民の渡臺まで禁じた位である。しかし實際には渡臺の禁は行はれず、却て移住民

が増加して行つた。其結果蕃人との衝突も多くなり、官憲は蕃人の歸順に努めねばならなくなつた。従つて一七一五年頃までには多くの蕃人部落を歸順せしめたのである。其後屢々蕃人の叛亂あり、之がため駐兵の要も出來た。一方支那語普及のため學校を設けたり租税を減じたり又政治上平等の待遇を與へたりなどして懷柔政策を行つた。しかし其後一七六五年頃までは再び消極政策に戻り、統治は地方官に一委すると云ふ風であつた。一七六五年から一八一〇年までは大體積極的蕃人政策が行はれたが、一八一〇年から一八七四年までは同島の統治は弛廢し、蕃人政策も殆んど顧られなかつた。

然るに一八七一年我が人民が生蕃に殺された際支那政府に抗議を申込んだところ、臺灣は化外なりとて其責任を負はなかつたので、一八七四年西郷從道侯の率ゆる軍隊は一時臺灣を占領したことがある。此事があつてからと云ふものは支那政府は統治に意を用ひ、渡臺の禁も解き蕃人の撫育討伐等にも力を注いだ。かくて一八九六年となり我が領有に歸したのである。要するに支那人と蕃人との交渉は餘程以前からあつたものゝようである。而して臺灣の統治上には數度の變遷があり放任無能の時代もあつたが、大局から見るときは相當の効果を收めて居ると思ふ。

溫和な蕃人は之を同化し兇暴のものは之を山間に走らせ、臺灣の西半は殆んど支那固有の領土

の如く支那化し得た。かくして東部臺灣の平原方面も將に同化されんとする際に我が有となつたのである。

我が領有以後の蕃人政策 臺灣を獲得するや否や直ちに土匪に對する政策と此蕃人政策とを立て銳意其實行を期したのである。臺灣開發の先決問題として當局者は非常の苦心をして來たのである。第一代の樺山總督は蕃人の歸順を主として必要あるときは之を膺懲征服すると云ふ方針であつた。そこで一八九六年に十一ヶ所に撫墾署を設けた。一方蕃人の防備に就ては既に鄭成功時代から特殊の方法が行はれたが、我領有後も支那武官の營居を利用し、初めは主として樟腦の製造業者を保護したのである。これが有名な我が「隘勇線」の源となつた。當時蕃害が頻發した爲め先づ一八九七年に新竹宜蘭方面に官設の隘勇線を設け、一九〇〇年には北方に此防備線を擴張して行つた。此頃私設の防備も同様擴張された。一方一八九八年には撫墾署を廢して辨務署の所管とし一九〇一年には縣を廢して廳とし二十廳に分け、蕃人と蕃地に關する事務は殖産局に扱はしめることゝした。併し隘勇に關する事項と蕃人の取締とは警察本署にやらせることゝした。又前記辨務署の事務は蕃地を管轄する十二地方廳に取扱はしめたのである。しかるに一九〇二年には匪徒の平定を完成した爲め専ら蕃人政策に努力することゝした。即ち此年までの蕃人防備方針は

主として蕃界接壤地だけであつたが、それからは積極的方針に出るやうになつた。尤も其翌年新竹廳管下に事變があつたことも更に一つの刺戟となつたものと思はれる。そこで同年に殖産局の主管であつた蕃務を警察本署に移し其蕃務掛で處理することとした。茲に於て隘勇線全部を統一した。一九〇六年には蕃務掛を蕃務課とし一九〇九年まで隘勇線を段々に前進させて其勢力範圍を益々縮小して行つた。佐久間總督は一九〇九年からは五ヶ年計畫で更に大々の理蕃策を講じた。即ち總督府に蕃務本署を設け蕃地關係の地方廳には蕃務課を置いて之が實行を促進した。而して歸順する者は化育し、反抗する者は征討し、且つ銃器彈藥を押收することとした。

かくて一九一四年には隘勇線の延長は百十一里に達し、殆んど中央山脈を圍繞することが出来た。尤も此外に兇暴なる者や危害を加へた者は警察隊又は軍隊の力によつて討伐して來たのである。しかし右五ヶ年間に大部分平定したが未だ全く防備をとくまでにはいかず、一九二〇年には警戒所四十五ヶ所、分遣所四百ヶ所あり。副防禦たる鐵條網は九十二里餘、警戒人員六、一三一人であつた。しかし一九二六年に於ける蕃地警察機關は警察課分室四、駐在所五八三、警察官及公醫共合計五、三六〇人である。又今日迄歸順に至らぬ蕃社は一、二に過ぎず、これも道路の開通と共に遠からず歸順の見込である。

一八九六年から一九二六年末までの蕃害は死者六、九〇九人、負傷者一〇、九六〇人に達し、最も多き年は何れも一九一二年である。

兎も角も我が當局者が理蕃のため如何に苦心し如何に犠牲を拂つたか々わかる。經費に於ても實に莫大な金額に達してゐる。殊に一九一〇年から一九一四年までには約千五百四十萬圓を費してゐる。

素より我が政府は蕃族滅亡の所謂殺人政策を執つたのではない。最初から撫育主義を採り、飽迄も反抗し、且つ危害を加へる者を餘儀なく討伐したわけである。或は迷信により或ひは煽動により時としては誤解により蕃人は附近の良民を殺害したのみならず、警察機關まで襲ふことが屢々であつた。

しかし當局は出来るだけ順化啓發に努め非常なる成功を收め得たと云つてよい。一九二六年末に於ける蕃社數は七四〇、戸數二三、二二七、人口一三八、六二七、此内五一、八九四人は普通行政區域に住んで居る。則ち蕃人々口の約三割七分強にあたる。要するに人口は近年増加を示してゐる。

蕃人の大部分はまだ原始的生活を營み首狩の陋習さへ根絶せぬ。しかし當局は盛に弊風の打破

と文化の向上に努力した爲め、今や租税や公課の義務を負ふ者も出来たのみならず、一九二六年末には教育所一七二に及び、之が就學兒童四、九一七人の多きに及んでゐる。更に公學校生徒は六千人以上で中等諸學校の在學生もある位である。従て學校の先生もあると云ふ有様で、最早此等の人々に對し蕃人なる言葉を用ゐることは甚だ失禮であり不穩當であると思ふ。たゞ本著には便宜上此文字を習慣的に使用したまでで、輕蔑の意味は持つて居らぬ。今後は支那人系統の人民を臺灣人と云ふならば之に對して臺灣原住民と呼びたいものである。尤も普通は兩者共臺灣人と稱して差支ない。たゞ區別して取扱はねばならぬような場合、一般的にも右のような用語法によりたいものである。

次に當局の歸順乃至教化の方法は大體次の如くである。之が詳細の説明は茲には省略して置く。

(一) 投産方法

- A 水田開墾の獎勵。
- B 牧畜の指導獎勵。
- C 養蠶の指導獎勵。
- D 手工業の指導獎勵。

E 其他種々農耕の指導獎勵。

(二) 物品交易所の設立 生活の保護と農業の獎勵のため日用品を備へ彼等の農産品は高價に買ふと云ふ方法である。一九二六年末に於ける官營交易所は八二、民營二二、交易總額七二九、九三七圓に達してゐる。

(三) 醫療 一九二六年には公醫診療所一五、療養所一七八あり、醫藥を施してゐる。之が爲め彼等の信頼と感謝とを得、統治上著しい効果を收めて居る。

(四) 教育

A 蕃童教育所の設置。

B 諸學校の開放即ち教育上の機會均等主義を採つてゐる。之が爲め種々の學校に入學者が増加しつゝある。

C 社會教育機關の設立、家長會、主婦會、處女會、青年會、父兄會、矯風會、頭目勢力會、國語講習會等で、此等會員は二四、二六四人の多きに及ぶ。

(五) 觀光團 時々臺灣及内地の大都市に有力者を招き、我が文化を知らしめ、彼等の位置を自覺せしめてゐる。

- (六) 活動寫真 理蕃課に活動寫真班を置いて啓發に資するようなフィルムを作り、各州に配付し彼等を驚かせ且つ導いてゐる。
- (七) 感化 彼等の祖先崇拜心を利用して神佛の廟宇を設け禮拜を獎勵してゐる。地獄極樂圖などの配付も相當効果があると云ふ。
- (八) 警察航空班 一九一七年に脅威的飛行を試み非常の效果を得其後時々行つてゐる。蓋し討伐の必要ある時には最もよい武器である。
- (九) 蕃族調査會の設立 一九一九年訓令第八三號に依て設けられた。これは蕃人に關する慣習を調査するのみならず其法制に關し審議する機關である。これは臨時臺灣舊慣調査會の後身である。此會は一九〇九年から一九一九年までに二十餘冊の報告と二冊の蕃族圖譜とを刊行し、學術上にも少からざる貢獻を爲したのである。蕃族調査會となつてからも出版物の刊行を續けてゐたが、其組織は總務長官を會長とし、委員は總督府の高等官中から總督に依て任命されることとなつて居た。尙外に幹事及補助委員もあつた。しかし此機關は廢止されて今はない。
- (一〇) 測量、探險及製圖の作成 此等は蕃界調査の爲め必要な手段である。
- (二) 蕃社への道路開鑿 一九一〇年より漸次道路工事進行し、今や殆んど全部に開通され、統

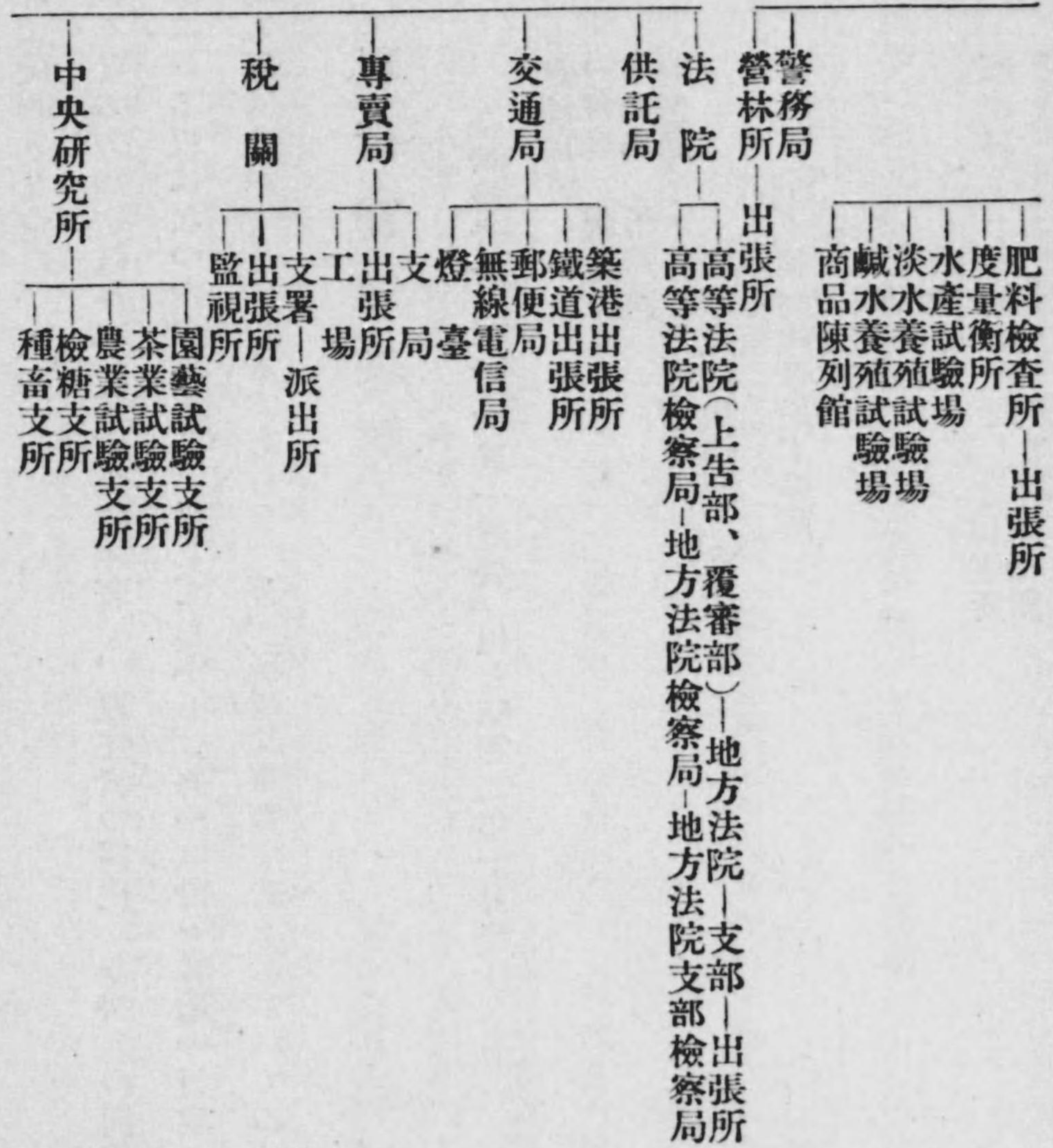
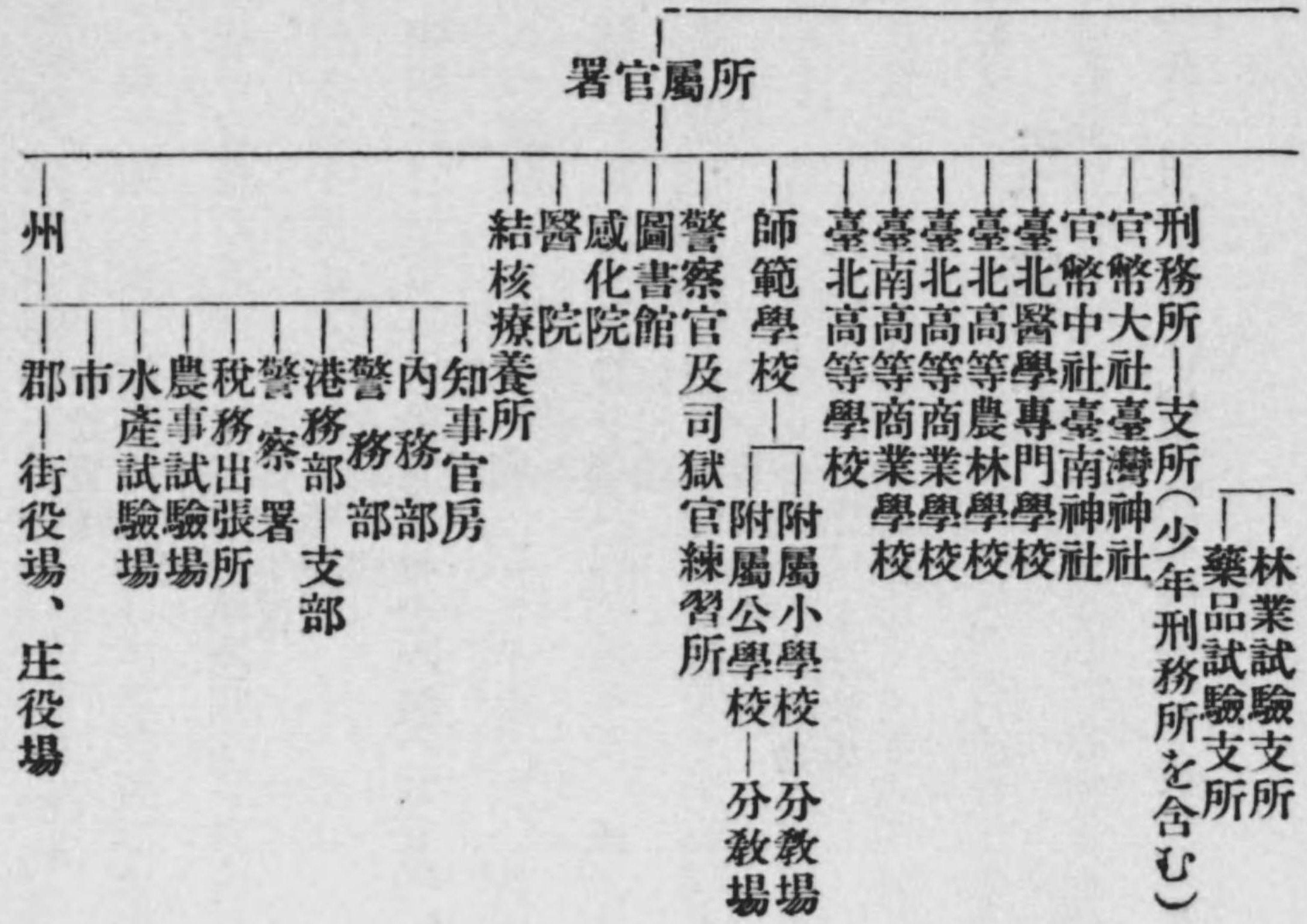
治開發上非常に便利となつた。

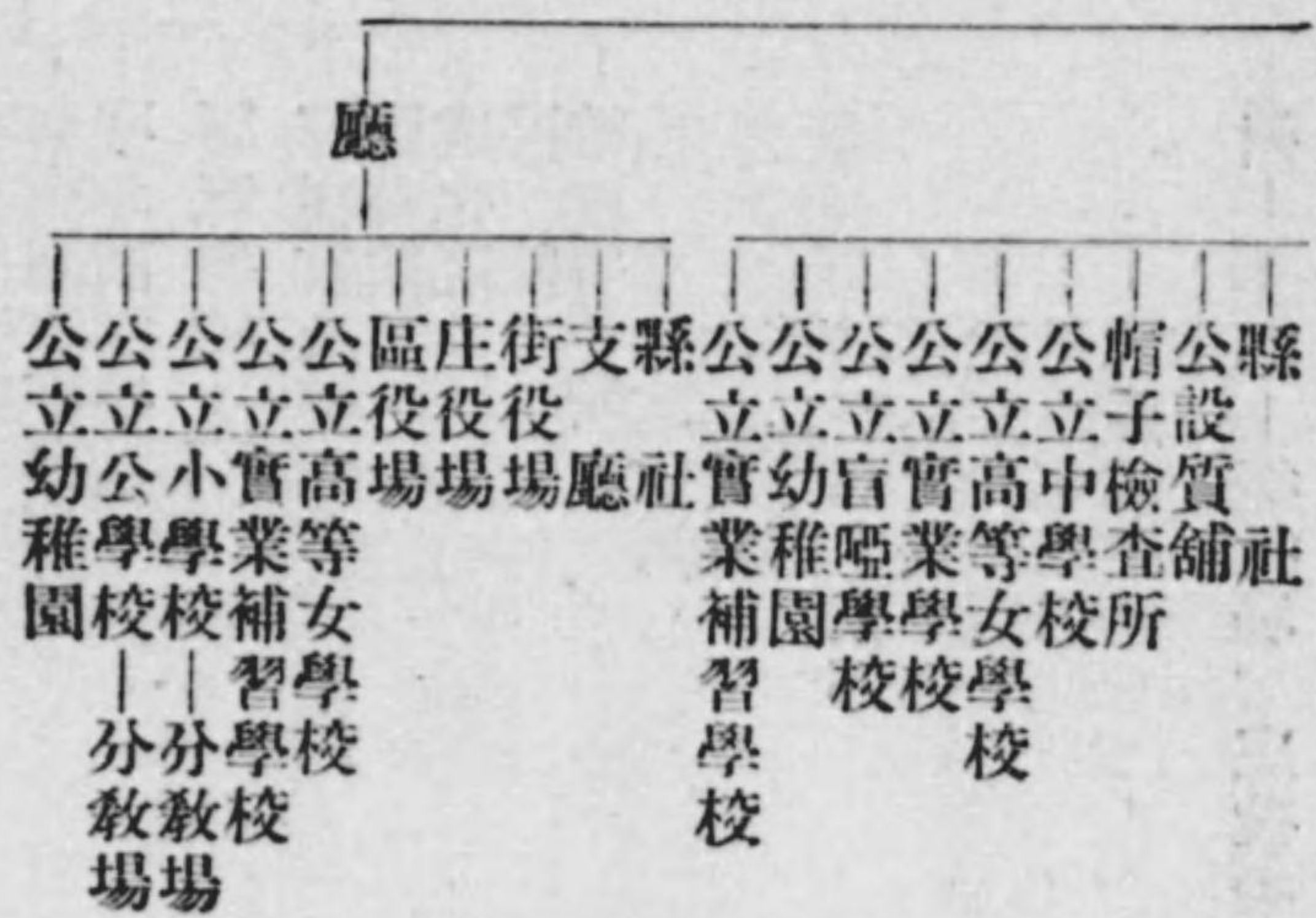
かくの如く種々なる方法を試みたが其效果は顯著で、原住民の同化は臺灣人の同化よりも却て容易であると云はれる程になつたのである。果してしからば將來は段々普通の行政が施行されるようになり臺灣人に劣らぬようになるであらう。否、現に其事實は着々示されてゐるのである。

現行官制表解

〔臺灣總督府及所屬官署一覽表、但し昭和二年十月現在(六九)〕







三、樺太

樺太の行政、司法及立法制度は北海道の制度に甚だ近似してゐる(七〇)。

行政部

樺太中央官廳の最高官吏は長官である。長官は總理大臣管理の許に法令を執行し、同時に該地の行政事務を管理するのである。長官は又廳令を發して之に二ヶ月以下の懲役、禁錮又は拘留、七十圓以下の罰金或は科料等の罰則を附する事が出来る。又非常の場合に於ては師團長に出兵を請ふ事も出来る。其の統制の一部として所屬官吏を指揮監督し、所轄官廳の命令又は處分にして不法或は不當と認むる場合に於ては之を取消し又は停止する事も出来るのである。

長官の権限は母國の府縣知事に似て居るが、而も二つの點に於て後者と異なつて居る。即ち前者の権限は府縣知事の有するものよりも廣大で、其の當該領土の總ての事務を管理し、府縣知事が何等の権能を有せざる事項に就ても、例へば鑛務、林務、鐵道、遞信、國稅及關稅に關しても之を管理して居るのである(七一)。

中央官廳の官制は母國に於ける府縣の如く長官官房、内務部、殖産部及警務部より構成されて居つたが、一九二四年末に拓殖部を廢し昨年農林部を設けた。又樺太廳所轄には醫院、郵便局、觀測所、農事試驗場、水産試驗場、鐵道及港務事務所等がある。

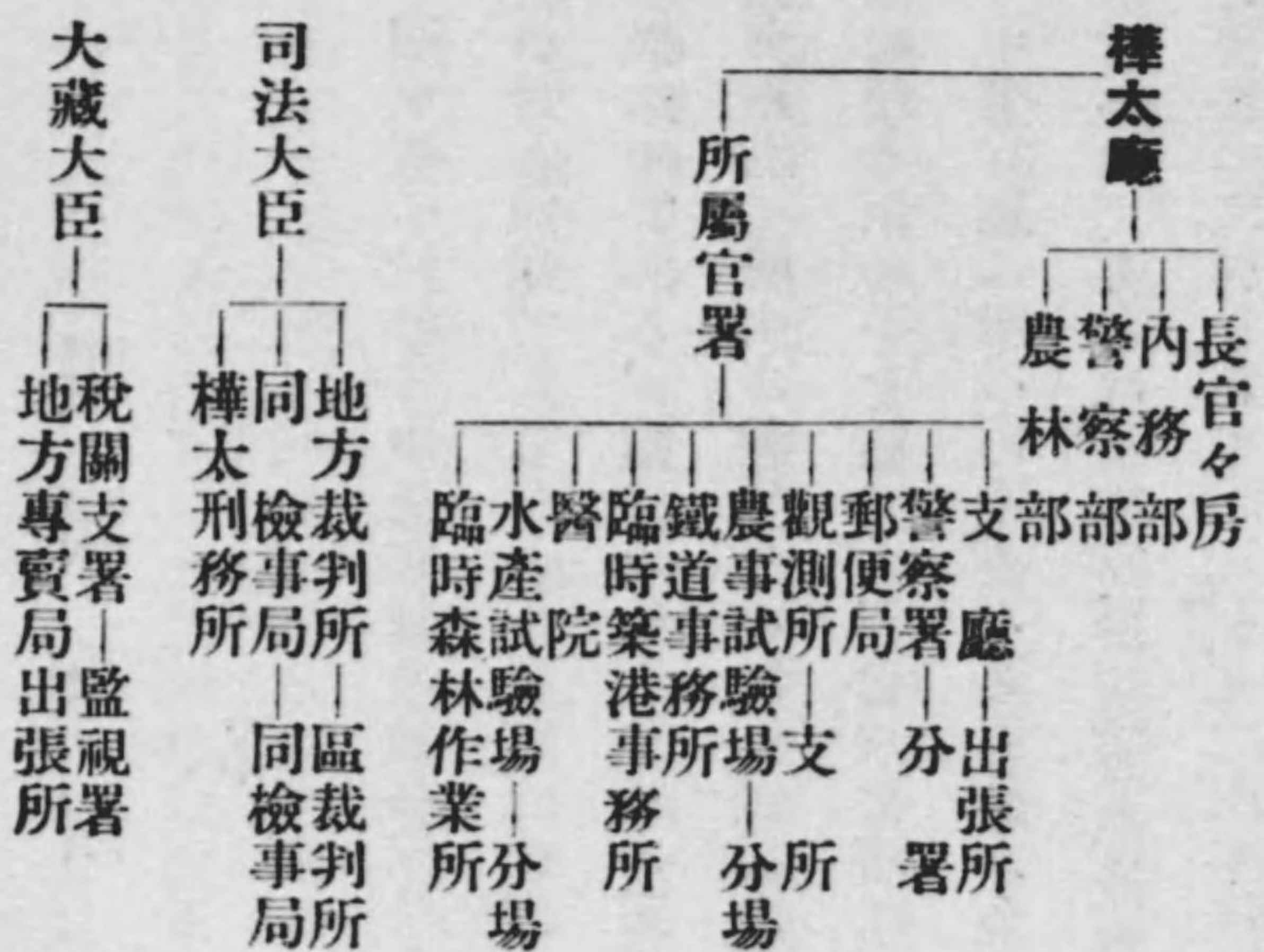
地方行政官廳に支廳と其出張所とがあつたが、後者は一九二二年に廢され一九二四年に復活し目下二ヶ所にあり、前者は目下七ヶ所にある。もと支廳長は警察權を有し警察及衛生事務を扱つたが、一九一八年に警察署及其分署が出来た爲めそれに移したのである。

司法制度

樺太に於ける裁判所は母國司法機關の管轄に屬して居る。即ち此の點に於て該領土は他の植民地と大いに趣を異にして居るのである。豊原には地方裁判所、豊原及真岡には區裁判所の設置があり出張所も四ヶ所にある。其の組織及權限に就ては幾分内地のものと異なる點もあるが大體に於ては同じである(七三)。検事局は樺太地方検事局と豊原及真岡の兩區検事局とがある。本島土人のみ關する民事事件は從來の慣例にしたがつて裁判され、訴訟の手續も裁判所が適宜に之を取極めることが出来る。母國民法及商法に定むる所の登記期間は母國に於けるもの、二倍に當り、尙樺太に於ては辯護士に非ざる者を以て辯護士に代用せしむることが出来たが、近年辯護士の登録を受ける者少からず、従つて從來の訴訟代理業者を廢し、一九二四年からは内地と同様になつたのである。登記事務は出張所之を扱ひ、公證事務は公證人なき爲め區裁判所判事が取扱つてゐる。

現行官制表解

〔樺太廳及所屬官署一覽表(七三)〕



四、關東州

行政部

關東州に於ける中央官廳の最高位にあるものは長官で(七四)、或除外例を別にすれば其權限は臺灣總督と同様である(七五)。長官は總理大臣監督の下に外交關係の事項を除く他の一般行政事務を取扱ふのである。前述の如く外交に關係する事項の監督權は外務大臣に屬して居る。長官は又南滿洲鐵道に關する業務を監督し、其鐵道線路の警務取締をして居る。緊急命令發布の場合に於ては總理大臣の手を経て之が勅裁を請はねばならぬ。

中央官廳は四つの主要なる部分から成立つて居る。長官官房と内務、警務の二局及財務部とが是である。もとは長官官房、民政部及外務部から構成されて居たが、一九二一年民政部を止め内務と警務の二局を新設し、一九二四年には財務部を加へ且つ外務部を廢して長官官房に外事課を置くこととしたのである。外務部長の官職は奉天駐在の總領事を以て之に充て、長官の命を承けて外交事務を掌理してゐたのである。長官を補佐して居た事務總長も一九二四年に廢されて長官が直接部局を統轄することゝなつたのである。尙關東廳所屬の官署は海務局、法院、刑務所、警察署、

醫院、遞信局、農事試驗場、水産試驗場、觀測所及取引所等である。地方官廳は民政署と其支署とである。管内に二市六十九會あり、市制及會制によつて自治體となつて居る。

地方官廳

市制 關東州の管内は旅順と大連との二民政署區に分たれ金州、普蘭店及貔子窩に各支署を置いてゐる。此三支署は大連民政署の管轄となつて居る。大連及旅順は一九〇五年の頃に於て既に多數の日本人を吸引したが、我が管轄の下に置かれた時にはいまだ兩者共自治制を得て居らなかつた。たゞ其の當時に於ては獨り民政署長の指定によつて設立せられたる衛生組合が幾分公共的の機能をして居つたのみであつた(七六)。當組合の委員は恰も内地に於ける地方機關の場合の如くに公民によつて選舉せられて居つたが、一九一五年に至つて關東廳は大連及旅順を市に改正した。而して其の機能の範圍を擴大したのである。市には市會を置き、議員の半數は之を任命によつて定め、他の半數は既に任命せられたる議員の選舉に俟つて然る後民政署長の認可を受くる事とした(七七)。併し一九二四年の改正により旅順の定員十六名中十四名、大連の定員四十名中十三名は民選とすることゝなつた。官選議員は總て支那人中から選任されてゐる。任期は何れも四

年で議長及副議長は市會に於て選舉する。其職能は内地の市に準じたもので殆んど同様である。

會制 一九〇四年支那及露國が嘗て採用した所の制度に則つて州内に五個の民務所を設立し土着民の名望ある者を民務長に選任して、其の下に「會長」及「村長」を任命した。然しながら同年五民務所を廢止し「會長」及「村長」の職務を定め、以て「會」及「村」の區域を變更した。「會」及「村」の改革は特に教育及農業方面に行はれ、學校及苗圃の數をも増加したが、此の「會村制度」は法律上認められたものでなかつた。従つて黙々の裡に其の存在を繼續して來たのである。一九一六年に於ける旅順行政區域内の「會」數は六個で「村」は三百十八個であつた。又大連行政區には六「會」百七十二村、金州行政區には五十七「會」千七百六十八村あつた。其後村を止め會のみとし一九一九年其行政整理を行ひ一九二五年六月勅令により初めて法律上に於ても自治制を確立した。而して會長の諮問機關として協議會を設け會員は人口により八人から二十人までとし、民政署長又は支署長が任命する。「會長」を其議長とし、會員の任期は三ヶ年と定められた。會の性質も朝鮮の例と同様である(七八)。

警察制度

關東州と滿鐵附屬地に於ける警察行政は甚だ複雑で制度上六回の變化を経て來て居る。關東廳、陸軍、外務省等が交互に離合して變態的な警察行政が行はれて居るのである。

現在の制度は一九二四年末に改められたものである。關東廳は州内及州外附屬地の警察事務を管理するが、先づ州内には民政署長、民政支署長及警察署長があり、警察並に衛生の事務を管掌してゐる。廳の警務局長は長官の命を受けて此等の機關や警視、警部、警部補、巡查等を指揮監督するのである。又民政署長は其管内に於ける警察署長を指揮監督する。

一九二六年末に於ける州内の警察機關は民政署二、民政支署三、警察署五、派出所の總數一四三、警察關係の職員は警視五、警部一八、警部補四七、巡查七七〇、巡捕二五七、翻譯生六、技手六、囑託二三、雇員九、合計一、一四一名である。

州外附屬地に就ては南滿州に駐在する帝國領事を關東廳事務官に兼任して州外の警察署長を監督させてゐる。丁度州内の民政署長の如き權限が與へられて居るわけである。附屬地に於ける警察署は一九二六年末に一四、其直轄派出所數は一八六、領事館管内の警察署は六、其派出所及派遣所數は四八、又領事館の分館には外務省直屬の警察官を配置して居る(七九)。

保甲制度 自治自衛の目的を以て一九〇九年に採用された。但し金州民政支署管内のみであ

るが、其成績は極めて良好である。該制度は支那古來のものを參酌して出來た警察の補助機關とも云ふべきものである(八〇)。

司法制度

旅順に高等法院、大連に地方法院がある。前者は上告部と覆審部とに分れ三審制を採つて居る(八一)。

(一) 地方法院は民刑事に就て第一審の裁判をする。即ち内地區及地方裁判所の事務を所管してゐる。特定の事件は三人の合議其他は一人の單獨裁判である。たゞ普通の内地裁判所と著しく相違する點は滿洲駐在の帝國領事が爲した豫審事件及國交上必要ありとして外務大臣が指定した刑事々件を取扱ふことである。即ち外務大臣は滿洲駐在領事官の管轄に屬する刑事々件にして國交上必要ありと認められた場合は、地方法院に直接其裁判をさせることが出來ると云ふわけである(八二)。

(二) 高等法院覆審部は(一)の裁判に對する控訴及抗告に就て裁判する。

(三) 高等法院上告部は(一)及(二)に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告と、裁判所構成法に定

められたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する。

檢察局 は兩法院に附設されて居る。

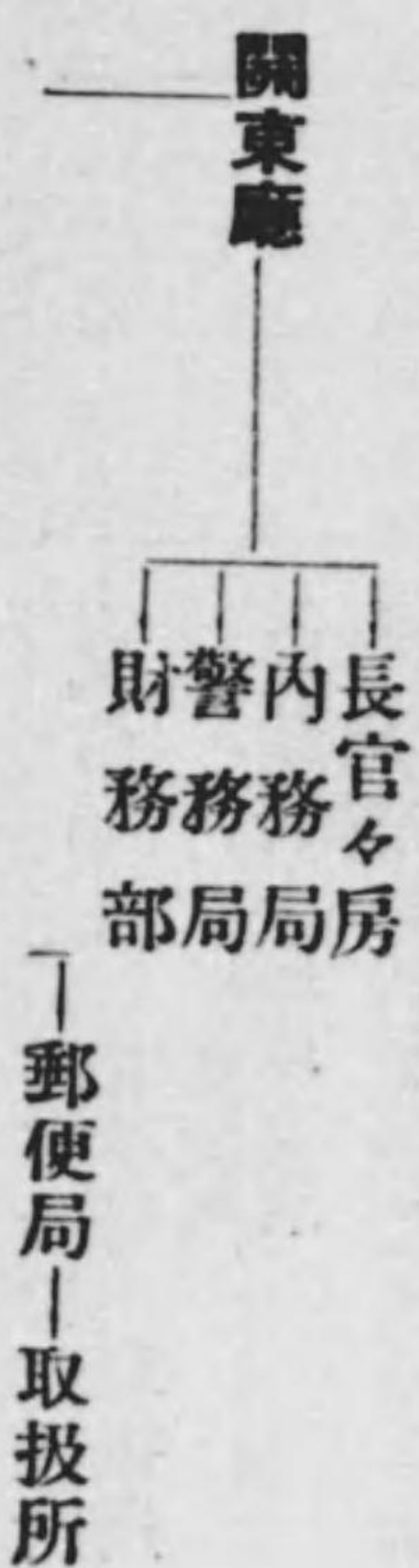
民事訴訟調停制度 一九〇八年の關東州裁判事務取扱令で、此事務は民政署長及同支署長に扱はしめてゐる。

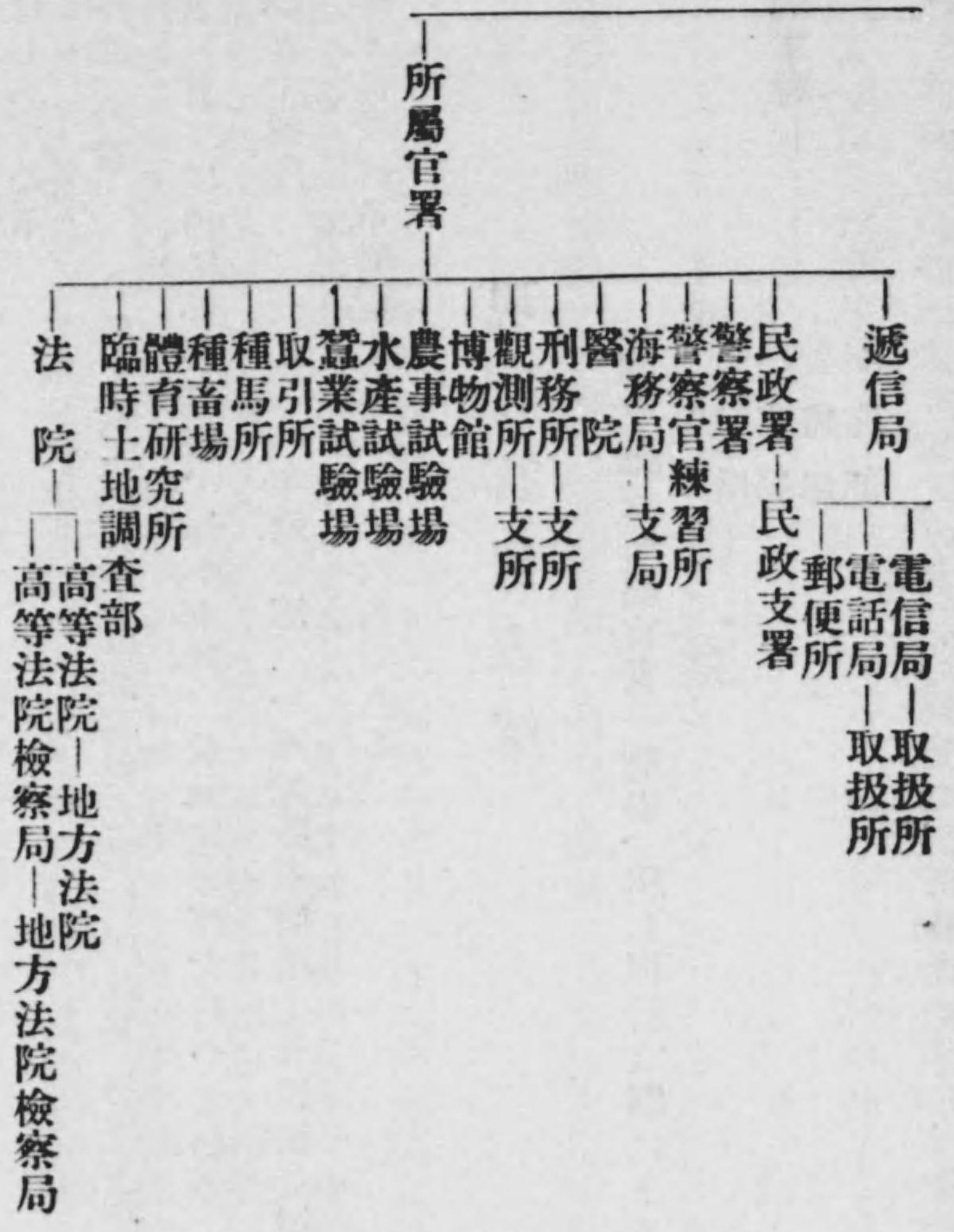
登記、公證 これも右と同様で非訟事件と共に民政署長及支署長の權限に屬せしめて居る。尙支署に於ては司法警察事務、即決事件、及執達事務を行つてゐる。

辯護士制度 一九〇八年勅令第二一四號關東辯護士令に依て辯護士制度は採用され、一九二六年末に於ける辯護士數は三十六名である。

現行官制表解

〔關東廳及所屬官署一覽表、但し現行官制による(八三)〕





五、南洋群島(八四)

統治制度の變遷

一九一四年我軍南洋群島を占領するや、南洋群島防備隊本部を中央政府直轄の下に設置し、又分隊を舊獨逸領有地であつた各處に配置して、茲に海軍司令官管轄の下に軍政を布いた。該制度は一九一八年に至るまで繼續したが、同年に民政部が設けらるゝと同時に政治方面に關する總ての事務上の責任をば民政部に譲り渡した。而して民政部長は海軍司令官管轄の下に、其の職責上必要なる命令を發する權能を授けられたが、此の一時的統治制度も國際聯盟の委任統治地となつた結果、一九二二年四月に至つて廢せられ、茲に他の植民地と同様に民政が布かるゝに至つたわけである(八五)。即ち從來の臨時南洋群島防備隊條例を廢し、我が軍隊を撤去して新に南洋廳を設置したのである。

行政部

南洋群島中央官廳は長官々房と五課とから成り立つて居る。長官は其の權限及官等に於て樞太長官と同様であるが、二つの點に於て之と異なつて居る。即ち南洋長官は其の發する廳令に一年以下の懲役、禁錮、拘留、又は二百圓以下の罰金等の罰則を附する事が出来る。斯くの如く此の一點に於て南洋長官は幾分樞太長官よりも廣大なる權限を有して居るのである。非常の場合に於て

は又鎮守府司令長官或は附近の海軍主席指揮官に兵力使用の請求を爲す事が出来る。

地方官廳

全群島は六行政区より成り各行政区に支廳の設あり支廳長の下に統治されて居る。而して支廳長は事務官、屬又は警部より任命され長官の命を承け法令を執行し管内の行政事務を管掌する。土人の村落は法律上認められた集團でなく、村長又は會長管理の下に在るのである。村長の役目は村民に官廳の命令を傳達し或は人頭税の徴收を爲すと云ふ程度である。ヤルト島に於ては各村長は簡單なる訴訟事件の裁判を行ふ事が出来る。又サイバンを除く他の群島に於ては各村長に警察犯處罰令の一部の執行を委任して居る。

警察制度

長官の下に内務部警務課長あり、支廳長、警務係長、警部其他の警察官吏を指揮監督してゐる。同課長は警視である。支廳長は警察權を有し、警部、警部補、巡查部長、巡查、巡警等を指揮する。支廳長は事務官屬又は警部で各支廳に警務係長あり警部を以て任ぜられる。支廳の下に警部補派

出所、巡查駐在所、巡查立番所がある。

一九二六年末に於ける警察官署としての支廳は六、其下に警部補派出所二、駐在所一四、立番所一がある。一九二七年度の警察職員數は總計僅かに九十六名で兼任十四名である。

司法制度

司法制度に關しては一九一五年に民事刑事裁判令の發布があつて、裁判所を第一審、第二審に分ち、前者は之を民政署に、後者は民政部に各設置した。第一審の判官は民政署長で第二審には民政部事務官二名が裁判官となつた。民事裁判には法規慣習及日本民事法規を參酌して居た。但し裁判官は判決に先だつて和解を試むる事となつて居り、刑事事件の場合に於ても地方の法規慣習と内地の刑事法規とを參酌して之が判決をして居つた。

しかし南洋廳の設置と共に前記裁判令を廢し、新に南洋群島裁判令竝に南洋群島裁判事務取扱令を定め、民事の裁判及非訟事件を扱はしめることとした。

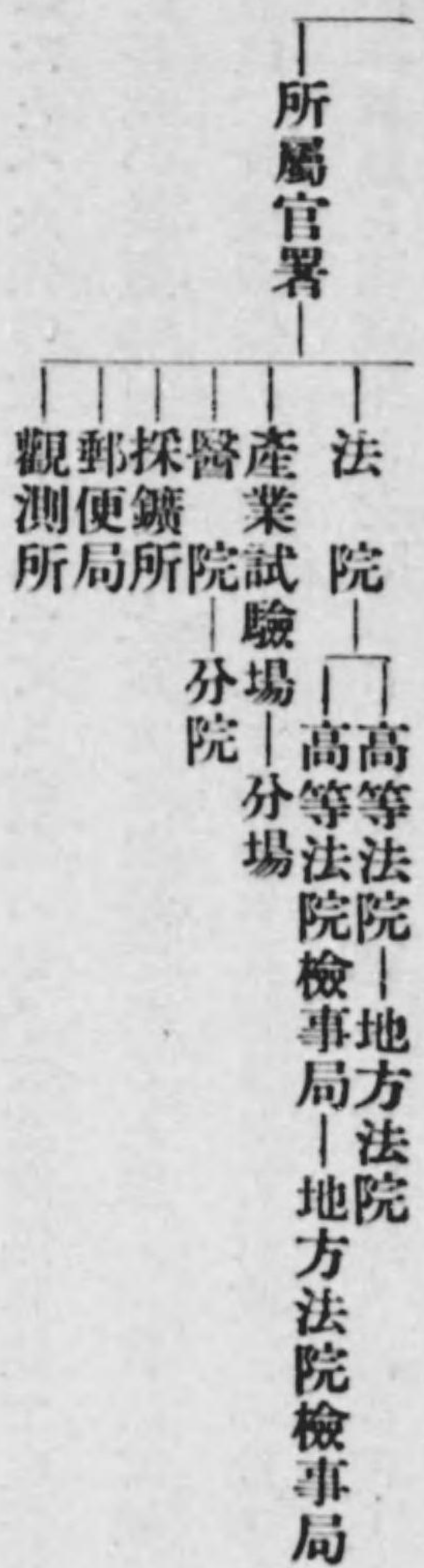
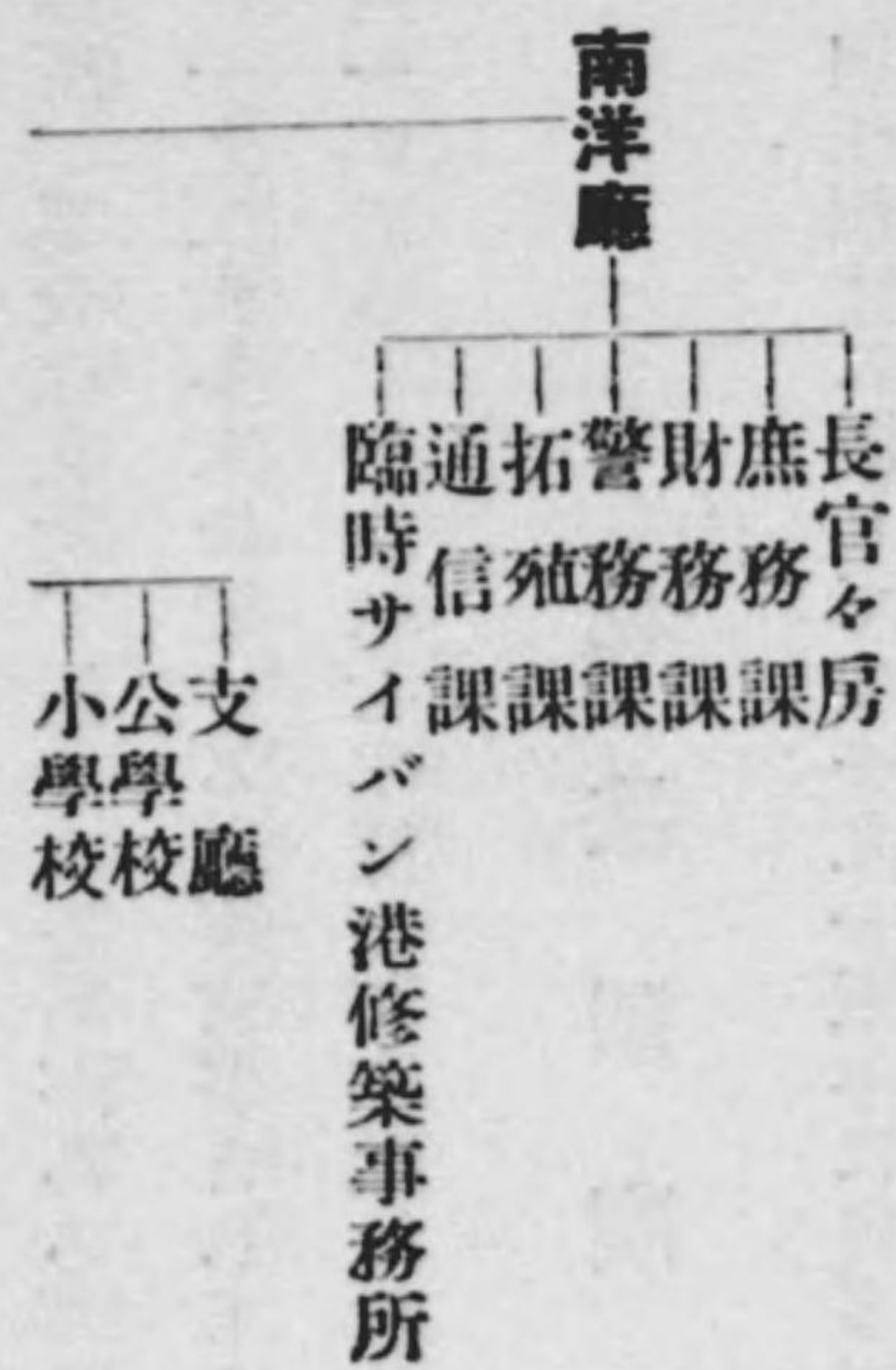
一九二二年勅令第一三三號により司法事務を以つて行政事務より獨立せしめた。茲に於て判事及檢事は内地裁判所構成法に依る資格ある者の中より任命せらるゝこととなつた。内地に於ける

所謂司法事務「共助法」も一九二二年法律第二三號によつて全群島に亘つて適用さるゝようになつた。

現在の南洋廳法院は高等法院と地方法院とより成り、其權能は従前のものと同様で二審制である。高等法院はバラオ、地方法院はバラオ、サイパン及ボナベに在る。檢事局は各法院に附隨してゐる。登記事務は地方法院で扱つて居る。

現行官制表解

〔南洋廳及所屬官署一覽表、現行官制に依る(八六)〕



植民地に於ける官吏(八七)

朝鮮總督及政務總監、臺灣總督、並に關東長官はいづれも親任官なるが故に、其の任命も母國に於ける文官任用令によるべきものでない(八八)。即ち以上の官職は既に設けられたる文官任用令の範圍外にあるのである。但し其の他の植民地官吏は極めて特別な場合を除くの外は總て文官任用令によるのである。而して特別任用の範圍は内地に比して一層廣く、又官吏の待遇も母國に於ける之と同等の官吏よりも遙かに良好である(八九)。

近來植民地行政長官任命に關し當局は更に甚大なる注意を拂ふ様になつた(九〇)。樺太廳及南洋廳の長官を除くの外は一流の政治家、外交家、軍人、及官吏の中より任命するを以て常として居る。文官任用令は元來才能あり、且つ適任者たる者の任命を確保する爲め制定せられたものである。

が、而も實際上に於ては人材阻止令ともなり得べく、尙植民地に於ても母國に於けると同様多くは帝大出身者が任命せらるゝ故、此等學府の出身者に非ざる者は其の人物が如何に特別なる訓練と經驗とを有する者であつても、實際の任命昇進に不利があるようである。此の缺陷を取り除くための手段として特別任用の範圍を擴大して、植民地の事情に實際精通して居る人材中から自由且つ廣く選擧するの必要がある。特に望ましい事は植民地の高官を植民地に於ける下級官吏にも開放し、此等下級官吏にして永年且つ好成績で勤務して居る者の中より拔擢して重職に充つる事である。政黨政治は弊害もあるが官吏の任用上甚だ融通あらしめ、此等の缺陷と不平とを救ふ一方法となるのである。

長官の任期は實際上概して短い(九二)。これは人材揃ひである爲め榮轉し易い事も一つの理由であらうが、又植民地に永住の意志あるものが少ない事も其の原因ではあるまいか。併し最大の原因はたとへ永住の意志があつても前記の如く政黨關係其他で在任させられぬ爲めである。要するに此任期の長短如何は行政上重大な問題であると思ふ。眞に其植民地行政に功績ある名望家や適任者は、政黨關係の如何を問はず引續き在任させて行政上の能率を擧げさせたいものである。

南洋群島と關東州とを除き日本所屬の總ての植民地人は法理上より論じて日本臣民たるが故に

母國人同様に、植民地或は母國に於ける如何なる官職、即ち總理大臣の官職と雖も之を占め得るわけである(九二)。去りながら植民地人にして高官にある者は植民地に於てすら實際上に於ては極めて僅かである(九三)。これは素より植民地人にして適當なる資格を有するものが少いと云ふ事に多く原因して居るが、事情の許す限り、且又其の地方々々の需要に従ひ適任者たるの資格ある者がある場合、官職を出來得る限り此種多くの植民地人に開放するは望ましいところである。これは實に彼等が統治上極めて重要な地位を占むる事が出來得るからである。即ち官廳と植民地人との間に動もすれば起り易い誤解を容易に阻止し、且つ氷解せしむる事が出來得るからである。又其の同胞たる植民地人の信用を得ると共に、彼等にその植民地統治の任に當る官廳の好印象をも與へる事が出來得ようと思ふ。一方植民地の人材を登用し、其行政に當らしめることは彼等の不滿を減少するに多少の効果があるであらう。

齋藤子は朝鮮總督に就任後直ちに是に關する新政施行の趣旨を發表した(九四)。即ち内鮮人間に差別的待遇ある場合に於ては之を撤廢する事、鮮人文官の待遇をより良好ならしむる事、及鮮人判檢事の權限を擴大すべきこと等を宣言した。齋藤子は種々なる官職に鮮人を任命して其の任用數を増加し且つ其待遇を改善した。第四十六議會に於て總督は鮮人を高位重要な地位に任命して

居る事を正式に聲明したのである(九五)。
 植民地各官廳に於ける職員數及其官位種別は次表の如くである。但し一九二六年末現在で、其總數は十一萬四千四百十八人に達して居る。

地 種 域 別	植民地官廳職員數一覽表					
	親 任	勅 任	奏 任	判 任	其 他	合 計
朝 鮮	二	九六	一、三三	二七、八七	三五、〇〇	六四、三九
臺 灣	一	三九	六四一	一六、六三〇	二〇、七七	三八、〇二八
樺 太	ナシ	一	五五	六四一	一、四〇三	二、〇七三
關 東 州	一	八	一五一	三、三七八	五、七二	九、二五〇
南 洋	ナシ	一	二八	二五九	五四〇	八二八

植民地に於ける會社、銀行、協會、其他公私の 拓殖機關

朝 鮮

一九二六年末に於ける會社數は朝鮮に本店を有するもの一、二七六、内地又は外國の會社にして朝鮮に支店を有するもの一四六、前者の種別は農林業六四、商業四六六、工鑛業三一五、銀行及金融業一〇三、運送業一一三、其他二一五である。其内重要なものは東洋拓殖會社で土地及灌漑の發展並に移民事業の取扱をして居る(九六)。朝鮮銀行と朝鮮拓殖銀行とは産業の開発上又金融上大切な機關である。殊に前者は朝鮮に於ける中央銀行で其の方面に於ける活動はなか／＼顯著なものがある(九七)。朝鮮鐵道、金剛山鐵道、京南鐵道、京城電氣、朝鮮興業、朝鮮紡織、朝鮮瓦斯、朝鮮煙草、朝鮮皮革等は内地にも知られた會社である。

協會の中に一九一八年京城に設立せられたる中央經濟會といふのがある。會長は板橋菊松氏で會員數は九百五十八名である(九八)。雜誌「朝鮮經濟資料」を發行してゐる。朝鮮殖産銀行の内には朝鮮經濟協會が設置されてゐる。

右と同種類のもので一九二〇年に京城に創立された蠶絲會がある、會長は有賀光豊氏で、會報を發行して居る。

次は土木建築協會で、之は一九一八年京城に設立せられた。其の目的とする所は土木建築に關する科學的研究、検査及材料の研究等で、又會員相互の利益を計るのである。會長は荒井初太郎氏で、會員數二百十名を有し、雜誌「朝鮮建築會報」を發行してゐる。

朝鮮電氣協會は一九一八年の創立である。木本倉二氏は其會長で會員は百〇四名ある。朝鮮鐵道協會は京城に在り、雜誌を出してゐる(九九)。

右の外社會事業機關として青年團、濟生院、感化院等あれ共、茲には省略して置く。

臺灣

臺灣に於ける調査研究機關中には蕃地生産調査會、中央試驗場、其他衛生、林業、河川、司法、工業所有權等の如き行政方面に關聯したるものがある。産業發展と金融に貢獻するものに臺灣銀行がある、是即ち同島に於ける中央銀行である。しかし朝鮮銀行同様一時は非常の破綻を來し、之が主要の動機となつて若槻内閣は總辭職をせねばならない位であつた。この事實から見ても如何に重要な機關であるか々わかる。

會として少しく目立ちたるものは臺灣農友會及臺灣教育會である。前者は「臺灣農事報」、後者は「臺灣教育」を發行して居る。

臺灣に於ける會社の總數は一九二六年末に六四七で朝鮮の約半數に過ぎないが、其資本の總計は却て朝鮮よりも多いのである。即ち朝鮮の四四七、二八一、八四二圓で其拂込額が二一六、三六一、四八九圓であるに對し、臺灣は五三七、二三〇、〇六〇圓で拂込額も三三六、六〇六、八九四圓に達して居る。其業種別會社數は農林業五八、商業二七五、工鑛業二一一、銀行及金融業二五、運送業六三、其他一五である。其中で顯著なものは製糖會社で、明治製糖、臺灣製糖、大日本製糖、鹽水港製糖、帝國製糖、東洋製糖、臺南製糖、新高製糖、臺東製糖等殆んど我國の製糖會社は悉く臺灣を根據としてゐると云つてよい位である。其外臺灣電力、日本拓殖、臺灣商工銀行、華南銀行、臺灣貯蓄銀行等も注目せらるゝものである。内地の日本勸業銀行と日本石油會社も臺灣に於て重要な業務に従事して居る。

社會事業機關としては種々のものがあるが茲には除き、筆をあらためて「日本植民地行政論」の方で述べたいと思ふ。

樺太

樺太に於ける會社數は二三九で、其内農林一二、商業八五、工鑛業六〇、銀行及金融業三二、運送業四二、其他八がある(一〇〇)。樺太工業、王子製紙、秋田木材、樺太鐵道、北海拓殖銀行、東洋捕鯨等は同地に於ける産業開發上重要なものである。

樺太慈惠院、樺太恩賜財團、大禮恩賜樺太慈惠財團、樺太保護會、共濟會等の社會事業機關もあれど何れも顯著な事業をしてはゐない。

關 東 州

會社は九九八で其内農林三一、商業五三四、工鑛業三四五、銀行(本店)一七、運送業八一、其他七である。

此内南滿洲鐵道會社は實に日本及其の總ての植民地に於ける會社中最大なものである。常に鐵道經營を以て其の目的とする許りてなく、其他會社の關係する事業の中には、各種の産業、學校經營及社會事業等をも包括して居る(一〇〇)。實に滿鐵は該地方に於ける産業界の霸王といふも敢て過言ではないのである(一〇三)。最初は二億圓の資本で其半額は政府の出資によつたが、一九二〇年には四億四千萬圓に増資され其半額はやはり政府で引受けた。又同社は其傍系會社に種々重要なものを有してゐる。これは一種の植民地特許會社の如きものである。されば或方面は國家

的機能さへ帯びて居るのである。

銀行中正隆、滿洲、長春、實業、南滿、協成、開原等が大なるもので、取引所は六ヶ所に官營のものがある。滿洲製粉、大連信託、南滿製糖、滿蒙毛織、奉天製麻及右官營取引中の大連取引等内地に知られてゐる。

社會事業機關としては日本赤十字社、滿鐵の各種社會事業施設、苦力收容所、公醫制度、大連慈惠病院、中日文化協會、大連市社會館、市營住宅、聖德會、滿洲社會事業研究會、救世軍ホーム、滿洲勞働保護會、大陸青年團、愛國婦人會等で相當の事業を爲して居る。

南 洋 群 島

會社數は十二で其内農林二、商業六、其他四である。南洋興發會社は一九二二年西村拓殖會社と南洋殖産會社とを合せたもので製糖業に従事してゐる。又南洋貿易會社、南洋産業會社は該地産業上重要なものである。しかし此等會社の總資本額はようやく一千万圓を出でた位のもので一つとして大なるものはない。

社會事業も見るべきものはない。昨年出來た慈惠會は恩賜財團であるが、一千万圓の基金で未だ事業も始めて居らぬ。

第四章註

- (一) Ladd, G. T., In Korea with Marquis Ito, Appendix; McKenzie, F. A., The Tragedy of Korea, Ch. XI.
 (二) 美濃部博士「日本行政法」二六一二八。普文協會「行政法要覽」一一五一二二。黒田甲子郎氏「元帥寺内伯爵傳」。
 (三) 一九一四年を除き一九一一年より一九一九年に至るまで毎年改正が行はれた。
 (四) 其の内多少重要と認めらるゝ改正は一九一二年及一九一七年に行はれたものである。一九一九年の改革に關する參考書は The Seoul Press, Administrative Reforms in Korea, pp. 62-66. 朝鮮總督府「朝鮮事情」一〇—二〇。
 (五) 美濃部博士「日本行政法」六二二—六二四。
 (六) Smith, F. H., Other Side of the Korean Question, P. 15; Ireland, A., New Korea, Passim.
 (七) 法令輯覽上卷第三輯一三二—一四四。
 (八) 總督府官制第一條。
 (九) 同上、第三條。
 (一〇) 一九二二年法律第三〇號。
 (一一) 同上官制第四條。
 (一二) Dr. J. E. Becker は其著 The Criminal Code of Japan の中に「罰金」を“fine”と譯し「科料」を“Police fine”と註釋して居る。然し「罰金」と「科料」との相違は單に金額の問題である。但し或る學者は之を以て司法上及行政上の處罰として區別して居る。然し「罰金」は二十圓以上のもので「科料」は十錢以上二十圓未満のものである。刑法第九條、第一五條、第一七條、第一八條、第二〇條、第二九條。選舉法第一〇二條(一九一九年改正、法律第六〇號)。織田萬博士「法學通論」三

〇八一三〇九等參照。

- (一三) 同上官制第三條の二。
 (一四) 同上第五條。
 (一五) 第六條。
 (一六) 第七條。
 (一七) 中樞院官制參照(一九一〇年勅令第三五五號)。是は二回改正された。
 (一八) 山本博士「植民政策研究」二二〇—二二二。
 (一九) 同上、二二五、二二六。山本博士は「舊韓國時代の遺物たる貴族階級の養老院とも云ふべく政府に附和して其扶持に安んぜんとするもの、會にして有名無實なり。」と云はれて居るが、之は大に傾聽すべきことであると思ふ。以て當局者の反省を促したい。
 (二〇) 松岡氏、一二二。

- (二一) 時事年鑑(一九二〇年)八二三。
 (二二) 朝鮮總督府官制第八條。
 (二三) 同上、第九條。詳細に就ては法令輯覽上卷第三輯、一三二。「朝鮮總督府施政年報大正十三年度」及一九二八年の拓殖局「殖民地便覽」一〇參照。

- (二四) 法令輯覽同第三輯、一四二—一四四。拓殖局「殖民地要覽」六一—六二。「朝鮮事情」第六章。
 (二五) 一九二八年度「朝鮮要覽」五五頁による。
 (二六) 「朝鮮事情」(一九二三)九一。一九二二年には京城に三十名の協議員、平壤及釜山には二十名、仁川及大邱に十六名、元山

及鎮南浦に十四名、馬山、群山、木浦、新義州、清津には各十二名の協議員があつたが、現在では京城、平壤及釜山各三十名、仁川、大邱各二十名、元山十六名、群山、木浦、鎮南浦、新義州及清津各十四名となつてゐる。一九二八年度「朝鮮要覽」六〇頁。

- (三七) 「朝鮮事情」一一一—一二二。
- (三八) 指定四十二面は「朝鮮要覽」一九二八年度六三—六四參照。
- (三九) 「朝鮮事情」一一〇—一一一。
- (四〇) 「朝鮮總督府施政年報大正十三年度」第十四章。
- (四一) 朝鮮總督府「朝鮮に於ける施設の一斑」一九二七年版三—六。
- (四二) 「朝鮮事情」第五章。
- (四三) 「朝鮮事情」一九二三—四七〇—四七一。
- (四四) 一八九〇年法律第六號。
- (四五) 前第三章對照。憲法第五八條。
- (四六) 法令輯覽上卷第三輯一三五。
- (四七) 矢内原氏「植民及植民政策」四五五。
- (四八) 本著前第三章植民地に於ける重要な法令參照。
- (四九) 拓殖局「昭和三年刊行植民地速覽」による。
- (五〇) 美濃部博士「日本行政法」六二五。
- (五一) 田男は原内閣時代最初の文官總督として任命され一九一九年十一月に就任した。

- (四二) 臺灣總督府官制第四條。
- (四三) 法令輯覽上卷第三輯一四五。
- (四四) 本著第二章對照。
- (四五) 一九二一年法律第三號第三條。
- (四六) 前第三章及一九二一年法律第三號第二條參照。
- (四七) 一九二一年勅令第二四一號臺灣總督府評議會官制。
- (四八) 臺灣總督府「臺灣事情」(一九二三)六四—七二。
- (四九) 同上、七三—七八。之に關する田男の宣言に關しては同上、七三—七五參照。
- (五〇) 一九二二年に於ける其の數二六三。
- (五一) 一九二二年度に於ては六支廳に増加した。
- (五二) 一九二七年版「臺灣事情」第三章第三節、地方官々制も掲げてゐる。
- (五三) 「廳」長及「州」知事の權限に關する細則は地方官々制第五、六、七、八、九、十、十一條中に規定されてゐる。
- (五四) 後藤子、前出、二七—三〇。東郷及佐藤兩氏、一四九—一六一。
- (五五) 杉山氏、七八—八〇。

(五) 兒玉大將の下に警察行政に關する、あらゆる方法が試験された。土匪は一九二〇年に至るまでに於て根絶せられた。之は臺灣の統治上に一新紀元を劃するものとして、當時の民政長官後藤子の如きは、臺灣に於ける日本統治發達史を論ずるに當つて是を二期に分ち此の土匪根絶の年を以て其の分水嶺とした。Nishio, I., "Japan as a Colonizer" (Japan and Japanese-American Relations - Clark University Addresses); (Tojo, "Foranosa nuder Japanese Administration" (The Independent Jny

- 3, 1906 pp. 1579-1580); 東郷及佐藤兩氏一五七一—一五八。後藤子、「日本植民政策一斑」二七。
- (五) 一九二七年版「臺灣事情」七二—七四による。
- (六) 但し日本の「保甲」制度なるものはおそらくば、所謂支那の制度と徳川時代に行はれた「五人組」との混成であらう。後藤子「日本植民政策一斑」三〇。
- (五) 龜井忠一氏「最新世界年表」一八五による。
- (六) 河野元三氏「東洋歴史講義」第二卷一五一—二六。
- (六) 之は昔英國に行はれた Frankpledge の制度に著しく似通つて居る。
- (三) 杉山氏、六〇—六一、二二—二七。「臺灣事情」(一九二三)第六章。東郷及佐藤兩氏、五七—六三、八一—九二。
- (三) 杉山氏、三〇八—三一。
- (四) 一八九三年法律第七號。一八九三年司法省令第五號及第九號。
- (五) 一八九九年法律第七號、一九一九年改正(法律第二四號、一八九九年司法省令第一一號)。Lecsehohn, L. H., Law concerning the Registration of Immovables, and Ordinances and Rules relating thereto.
- (六) 之が詳細は一九二七年版「臺灣事情」九七頁參照。
- (七) 一九〇八年法律第五三號。
- (六) 此問題に關しては「日本植民地行政論」に於て述べるつもりであるから茲には簡略にして置く。尙參考書類は第五章植民地人と植民地居住の内地人(二)を見よ。
- (六) 拓殖局「殖民地便覽」第十一表による。しかし「臺灣事情」一九二七年版五二頁の方が詳細によく出来てゐる。
- (七) 美濃部博士「憲法講話」五五六。北海道廳「北海道事情概況」第九章。織田萬博士「行政法講義」第一卷、三四四—三四

五。「行政法要覽」九八一—一〇八。

- (七) 美濃部博士「日本行政法」三〇五—三〇六。
- (七) 法令輯覽上卷第一輯三五—三八。
- (五) 前出「殖民地便覽」第十三表による。詳細は一九二七年、樺太廳「樺太要覽」第一、四、十三、十五、十六、十八の各章參照。
- (七) 關東廳「關東都督府施政誌」八一—一五七。「殖民地要覽」六七—六九。Mochizuki, K., Civil Administration in the Kwantung Government, Ch. I.
- (七) 本著第二章參照。
- (七) 其の職能とする所は英國に於ける此種の團體とよく似て居る。Gomme, G. I., Lectures on the Principles of Local Government, pp. 12—13, Ibid., "The Classes of Local Government in Contemporary Review, March, 1913; May and Halland, Constitutional History of England, III, Ch. V; Lowell, Government of England, II, pp. 135—137.
- (七) 當時大連に三十二名、旅順に十六名の議員があつた。「關東都督府施政誌」一〇四。
- (七) 市制及會制に就ては「關東廳施政二十年史」第二章第四節參照。
- (七) 「關東廳要覽」一九二七年、第九章、右、「施政二十年史」第九章。
- (七) 「關東廳施政誌」一五五—一五七。
- (八) 大審院、控訴院及地方裁判所の三審制度設立案は齋藤鸞太郎氏によつて衆議院に提出されたが、一九二三年三月二四日に其の可決する所となつた。官報號外一九二三年三月一六日及一七日。一九二四年末からは從來の二審制は三審制となつた。「施政二十年史」二二二—二二九。

- (八二) 法令輯覽上卷第三輯一八。「關東都督府施政誌」二三二—二三九。
- (八三) 前出「殖民地便覽」十二による。
- (八四) 松岡、一〇六。「時事年鑑」(一九二〇年)一四〇。官報、一九二二年三月三十一日。一九二二年勅令第四七六號第一及四條、勅令第七九八〇號及第一〇七一—一三五號。一九二二年法律第一九、二三、二五號。
- (八五) 一九二二年勅令一〇七及四七六號。
- (八六) 前出「殖民地便覽」による。
- (八七) 本著第二章對照。
- (八八) 一九一三年勅令二六一號。
- (八九) 「法令輯覽」第三輯三三七—三三九、二四九—二五四。美濃部博士「憲法講義」五五八。東郷及佐藤兩氏五六—五七。
- (九〇) 後藤子「日本植民政策一斑」二六。東郷及佐藤兩氏、三〇。Nitobe, "Japan as a Colonizer".
- (九一) 朝鮮に於ては保護制時代一九〇六年—一九一〇年間に三回、一九一〇年より一九二三に亘り二回の更迭を見た。即ち實際上に於て都合五回となるのである。今以上の人數を以つて此年限を割つて見ると一人平均が三ヶ年六ヶ月の任期となる。一八九五年より一九二三年に至るまで、臺灣總督となつた者の數は八名で即ち其の任期平均は朝鮮と同一となる。關東州に於ては、一九〇六年より一九二三年に至るまで七回に亘る長官の更迭があつた。即ち一長官二ヶ年半の平均となるわけである。之は滿鐵總裁の場合に於ても同様である。樺太は、一九〇六年より一九二三年までに同じく七回の更迭を見た、即ち其の平均が二ヶ年七ヶ月となるのである。以上の内其の最長任期は兒玉伯爵即ち臺灣第四代總督の八年(一八九八年—一九〇六年)で、其の最短なるものは樺太第三代長官床次氏の四十九日である。しかし本年までの最長任期在任者は齋藤子で一九一九年から一九二七年に及んで居る。

- (九二) 一九二三年三月二五日下午院委員會に於て發表した松山常次郎氏の意見も之と同様である。「委員會議事録」第五類第三號。
- (九三) 松岡氏、九四—九九。植民地人にして且つ官吏たる者の待遇に關しては美濃部博士の「日本行政法」二五を參照せよ。
- (九四) 一九一九年九月三日及九月一〇日。
- (九五) 是は一九二三年二月二日の委員會で發表された。「議事録」又は一九二三年二月三日の「時事」參照。尙朝鮮人は最高官職に就くを得べく、其の或る者は既に道知事となつて日本人を配下にして居る。Fane, R. P., "Japanese Administration in Korea To-day," Japan Magazine, Sept., 1921, p. 249.
- (九六) 東洋拓殖に關しては Bank of Chosen, Economic History of Chosen, pp. 89-88, 131-133. 井上孝哉氏(當時の東洋拓殖會社庶務課長)論文「朝鮮及滿洲の研究」一五四—一六四。「朝鮮事情」第十八章。「朝鮮事情」(一九二三)第十六章。「下院委員會議事録」一九二三年三月二三日。「會社の活動に關する批評」水井柳太郎氏「社會問題と植民地問題」四二七—四三三。杉木氏、前出、二九八—三〇〇。中野氏、前出、六七—九五。朝鮮雜誌社「朝鮮及滿洲の研究」一〇三—一〇六。尙本著參考書目を參照。
- (九七) Ewon. Hist. of Chosen, pp. 66-71, Ch. VI. and Appendix I; Economic History of Manchuria, pp. 260-261, Ch. XI. 尙本著參考書目參照。服部文四郎博士の如きは、朝鮮臺灣兩銀行を正金に合併すべしと唱へて居られる。同博士「我國の金融と景氣」四八五—四九二。
- (九八) 「毎日年鑑」(一九二三年度)三九二。
- (九九) 雜誌類に關しては本著參考書目に就て知られたい。
- (一〇〇) 此數字は前出殖民地便覽によつたものがあるが、一九二七年版の樺太要覽によれば會社數二二五、樺太外に本店を有するもの九つ、資本金及拂込金額にも相違がある。殖民地便覽三五頁、樺太要覽二四六—二四七頁。
- (一〇一) Ewon. Hist. of Manchuria Ch. IV. 後藤子、前出、所々。Pictorial Chosen and Manchuria, pp. 181-193. 滿鐵株式會社

「南滿洲鐵道株式會社事業概況」一九二二年大連發行。「地方經營梗概」一九二二年大連。「滿蒙紹介」。「The South Manchurian Railway Company」, Japan Magazine, April-May, 1922. 滿鐵「滿洲讀本」, 同「南滿洲鐵道株式會社二十年略史」。
 (101) Bank of Chosen, Econ. Hist. of M., pp. 121-123.

第五章 我が人口問題と植民地

我が植民地が本國人口の調節上如何なる關係にあるか。茲には本著の性質上植民地の立場を主として論じて見たいと思ふ。従つて人口問題は極めて簡略に記することとした。たゞ飽迄も其根本を失はぬよう二三序論的項目を加へて置く。

所謂「過剰人口」の對策に關する諸説

日本人の増殖に就ては屢々論ぜられる所であるが、之を正確の數字から云ふと、例へば明治四十二年には内地本籍總人口が、五〇、二五四、四七一人であつたものが、十年後の大正八年には五七、二二三、九〇六人に増加して居る。即ち十ヶ年間に六、九七九、四三五人の増加で、一ヶ年平均六九七、九四三・五人の割合で殖えてゐる。それ故此速度で今後も増殖するものと豫想すれば、約八十二年の後には現在の總人口が二倍となるわけである。しかるに一九二六年の如きは九四三、六七一人の増加を示した。日本は既に世界第四位（但しダンジツヒ自由市を除く）の人

口稠密の國である。且つ英國やベルジウムやオランダと異なり有名な山國で、田畑の總面積は山林の面積よりも遙かに少ない。日本は古來農業國だと云はれて居るにも拘らず、其耕作面積は一人平均僅かに九畝十三歩である。そして一反の平均收穫高は七十四圓にしか過ぎぬ。又國土狭小の島國で天然資源に乏しい。富力や収入は貧弱の上に税金と物價は高く生活難は大である。一方吾人の主食物たる米の産額は其消費高よりも遙かに少ない。従て年によつて相違するが一人の平均消費高一・一二石なるに其産額は〇・九七二石である。茲に於てか人口の増殖と食糧問題とが益益重大問題となつて來る。日本の社會問題は實に茲に源を發するか如き觀がある。勞働賃銀問題、失業問題、救貧問題、社會道德問題等、續々之と密接の關係を持つて起らざるを得なくなつて來る。此人口増殖の對策として先づ食糧の供給策が唱へられる。曰く第一に食糧の輸入、第二に代用食の獎勵、第三に開墾助成及び耕地整理、第四に常平倉の設立、第五に農法の改良進歩、第六に水産業の獎勵(一)、第七に發明、發見等である。こゝには一々此等の内容を説明批判するの要はないと信ずるが故に省略する。

次に人口増殖の對策として神戸正雄博士の如く商工業の發達に俟つべしと做すもの、又河田嗣郎博士の如く生産業を盛んにして勞働機會、即ち *Arbeitsgelegenheit* を充分ならしむれば可なり

と做すものもある(二)。米田庄太郎博士は其著現代人口問題に於て次の様な事を言つて居られる曰く、「此の最とも強烈なる様式とは即ち最とも強烈なる工業化の事であつて、之によりて人口と生産との間の相互的勝利の過程は反動即ち生産の効果を大に増加せしめるのである。詳しく云へば強烈なる工業化によりて國民經濟的社會は迅速に富を増進せしめ、又嘗に其の所屬員をして其の内に生活するを得せしめ、國外移住の必要を絶滅せしめ、死亡率を大に減少せしめるのみならず、更に人口をして益々迅速に増加せしめるのである」と(三)。

又一般社會政策或は産業組織の變革によるべしと做すものも少なくない。例へば高野岩三郎博士によれば、社會政策、特に富の分配の公平によつて人口が支持せられると力説して居る(四)。

更に人口の調節夫れ自身には極めて直接的且つ積極的で、民族乃至種族の繁殖上には極めて消極的である産兒制限の方法によるべしと做すものも少なくない(五)。

最後の對策は、殖えた人間を海外又は新領土に移動せしめようと云ふ移植民の獎勵である。尤も此人口の移動上に於て消極的な國內移住策も唱へられて居る。これは結局國內人口の密度を調節して生活難を防がうと云ふのである。先づ日本人の移民に關する思想を分類して見ると四種ある。其の第一は一般的に唱へられる移出の必要論である。即ち移民すべしと做すものである。第

二は移民は人口問題の解決策とならずとするものである。例へば中島信虎氏の如きは移民が如何に増すも人口の増加率は減らず、従つて人口は減らずと做して居る(六)。又大河平隆光氏は「我國に於ける移住現象は決して人口の過多に基因するものにあらず。……本邦に於ける移民出身地と人口の密度とを對照するときは、却て移民と人口との間には直接何等の因果關係なきを知るなり」として、統計により其の實例を指摘して居る。又曰く「我國に於ける移住は決して貧窮に基因すと謂ふを得ざるなり」と述べて居る(七)。第三は移民の必要なしとするものである。これには更に三種類がある。(一)例へば財部靜治博士の如きは、生活程度低ければ人口は増殖す。個人の質を向上せしむれば人口増加率低下すべく、従つて移民の必要なしとして居る(八)。(二)横井時敬博士に依ると斯うである。嫌がられる處へ行く必要もなければ、頭を下げて他國の世話になる必要もない。農業を發達せしむる一方社會政策を行へば移民の必要はないと云ふのである(九)。(三)稻田周之助博士曰く「日本は人口稠密に過ぎず、東北諸縣、北海道、臺灣等は人口不足を患ふる程なり。近年に於ける人口増殖の急激なるは一時的現象なるべし。元來一處に定住する民族の増殖力は漸次減退するものなり。又人智進みて生存競争益々劇烈となるに従ひ出産率減少すべし。又我國の如き新興國にして經濟的事物が長足の進歩をなしつゝある處にては、たとへ人口如何に増加

するも多々益々辨ずべし」と(一〇)。第四は移民すべからずとなすものである。例へば前掲中島氏は「優良者を出すは損失なり。劣等者を出すは國際道徳に反す」として、移民有害論を採つて居る(一一)。

しかしながら多數の論者は、海外に移民又は新領土に植民すべしとするものである。之に關して或は東洋の開放を主張するものもある。例へば松岡正男氏の如きは人類共存及永久平和の爲めアジアを開放すべしと唱へ、アジアに於ける日本人の移住及企業の自由を要求し、其生存權の維持を主張して居る(一二)。又一方に東洋モンロー主義乃至汎アジア主義なるものがある。こは多分に政治的意味を包含するけれども、其一、二の例を挙げれば次の如くである。加藤直士氏は「日本人は東洋の指導者として其生存權を完うすべし」と做す(一三)、後藤新平氏は「バンアヂアシズム即ち大亞細亞政策、人種統一策と云ふものに根柢を置き遂行を期するに非ざれば、共に滿蒙の政策を議するに足らずと信ずる」と云はれて居る(一四)。子の考は東洋人自から東洋を治め、以て東洋の康福を計り、併せて世界の平和を維持すべきであつて、決して他人種を排斥して人種争闘をなすにあらず。従つて歐米人の來りて東洋の富源を開發するは歓迎するところであるが、東洋の樞機は東洋人によつて把持すべきであるといふのである(一五)。此外更に進んでは、世界の人類とし

て其一員として生存権を主張し、人口問題は世界共通の問題として世界到る處に自由移住を要望せんとするの説も近來少くない。即ち國際聯盟に於て四海同胞主義に基き、有無相通せしめんと望むものである。大隈重信侯の如きも下の様な事を述べられた事がある。曰く「國內に全國民の共同生存の必要なると同じく、國際間にも亦全人類の共同生存の必要がある。従つて相互に共同の利益を渉らせなければならぬ。經濟上の用語を假りて之を言へば、即ち有無相通である。天然資源の豊富な處から其貧少なる處へ物資を供給すると同時に、又人口過多なる處から其稀薄なる處へ人口をも移植する。此の如くする事の自由を得る所に初めて人類の共同生存なるものが可能である。是が國際間の原則でなければならぬ」と(一六)。

さて人口調節策の一として、而も國力乃至民族の發展上重大なるものは移植民であるが、實際上如何なる効果があるか、又一體海外移住論の中には如何なるものがあるか。項を追ふて研究して見よう。

植民地と人口の調節

往々近世國家は人口調節の爲め新領土を必要とするといふ様な理由の下に其領土併合主義を合

理化せんとした。今猶一般人は植民地の領有が直ちに所謂過剩人口のはけ口になると信じて居る。素より植民地を有せざるよりも有して居る方が人口の調節に貢献するは言ふを俟たないが、此點を甚だしく過信してゐる。事實は之に反し近世の植民地は概して其母國植民による人口調節上餘り大なる貢獻をして居ない。少くとも吾人が想像して居るのは大變の相違である。

彼の産業革命が急速の人口増加を招徠して、十九世紀に過剩人口問題がやかましくなつたのは事實である。例へば獨逸の如きは一八七一年には四千百萬であつたものが、一九一〇年には六千五百萬となつた。一方十九世紀の後半には英國から九百萬の人口が移出された。又十九世紀中に六百萬以上の獨逸人が移民となつた。實に歐洲に於ける多數都市の貧民窟の人口増加と勞働階級の慘狀とは、マルサスやマルクスの説を證するかの如き觀があつた。

然るに母國の移民が外國へ移住して、遂には其國語も棄て、更に本國に對する忠誠まで棄て去ることは熱心なる國家主義者の忍びざる所であつた。こゝに於てか國外移住は國家の損失であると做し、移民を出す事に反對するものさへ生ずるに至つた。フランスのデオアン・パブティスト、セーの如きは「毎年幾千萬フランを携えて十萬の移民が行くは、恰かも毎年武器と輜重とを携えて國境を越えて消失する十萬の精兵に當る」と迄慨嘆した(一七)。又獨逸のロッシェルも之と

同様の説を唱へた。一方にエンゲルやクナップの如く人間の經濟的價値を算出せんと努むるものも出て來たのである(一八)。

かくて移出民の利害に關し母國人口を植民地に誘導すべきか、又は國外に移出すべきかの問題が起る。しかるに右の如き移民悲觀論に對し、人口調節の爲め植民地を有せねばならぬとする者が多かつた。一部の悲觀論者或は悲觀時代は餘りにはかないものであつた。反動的の新帝國主義の大勢は再び世界を掩ふこととなつた。そこで愛國者や帝國主義者は高度の出産率を有する様な活氣ある國民は新領土を獲得する道德權があるとか、又生存權があるとか宣言するに至つた。加之植民地への移住は國外移住に優る利益が多々あると論ぜられ、益々新領土の獲得と人口の調節とを結びつけた。

然るに事實は如何?、例へば獨逸は約百萬平方哩の植民地を獲得したが、一九一三年に於ける移植民の總計は二五、八四三人で、其内一九、二四人は米國へ、五、五三七人はカナダへ、三五九人はオーストラリアへ、一四〇人はブラジルへ出て居る。又同年に於ける全獨逸植民地に居住する獨逸人の總體はカナダに於ける獨逸人の數よりも少ない。獨逸の植民地が如何に其母國人を吸引しなかつたかは由て明白である。尤も獨逸は他の歐洲列強よりも植民運動に立ち遅れた爲め白

人の居住に適せぬ熱帯植民地を多く得たからでもある。

然し英本土の如きは僅々八九、〇四一平方哩に過ぎぬのに、全世界到る處に約一千三百七十萬方哩以上の植民地を有し、従つて各種の氣候を持つて居るが、十九世紀の後半から二十世紀にかけては其植民地よりも米國の方へ餘計に移住したのである。印度の如きは三億一千九百萬人中、英人の數は軍隊を加算しても僅々三十萬に達しない。ホワイト・カナダとか、ホワイト・オーストラリアとか稱しても、其人口は廣大な面積に比して甚だ稀薄である。現に英本國では此等の地へ移住する事を盛んに獎勵して居る(一九)。

大體に於て近世國家は其新領土への移住には成功して居らぬ。何と云つても英國が最もよい成績をあげてゐる。ロシアや昔のスペインもいゝ方である。尙現今のスペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、イタリー、デンマーク等の例を見れば、思ひ半に過ぐるものがあらう。實に到る處の植民地殊に熱帯や寒帯地方への植民地移住は振はない。

こゝに於てか人口誘導方法の困難な事が窺はれるのである。此等の新領土に對し各國は種々の人工的 he 動的乃至強制的誘導方法を講じたのである。

しかるに世界全面積の約五分の二を占めて居る此等廣茫たる植民地よりも、各國の人口は北米

合衆國へと吸引された。富と氣候とに卓越し、比較的民主的である米國は住みよい處である。殊にカリフォルニアの如きは人生の樂園と稱しても過言でない。此移民の流は年によつて著しい相違はあるが、一八九九年から一九二一年までに一千六百万人以上の移民が各地から這入つた。

實に人間の弱味は金と女だ。快樂だ。黄金のうなる米國、殆んどあらゆる種類の享樂が容易に得られる。氣候風土も極めてよ。Human Weaknessによつて水の高さより低きに流るゝが如く抵抗の少ない處を選ぶ。「生活抵抗と移住數量とは反比例の定理を歩む。」これは余の創始した移民問題に關する原則の一つである。

殊に近代人は生活内容の複雑を喜ぶ。此眞理は世上の學者や政治家の絶叫よりも力強い。それ故徒らに植民地を以て人口の調節器と做す事は出來ない。人口の調節には種々の方法がある。積極的と消極的と二大別する事が出来る。植民地を以て前者の一手段と做すにせよ、如上の眞理を深く究明するの要がある。さて人口の増殖に悩む本邦と其新領土との關係を述ぶるに當つて、先づ日本人の所謂人口過剰調節方法の一として唱へる移植民問題を左に概説しよう。

同じく海外へ移民せよと云ふものにも、其方向に相違がある。或は其特に力を入れる點が違ふ。先づ第一に南進論なるものがある。之は主として南洋方面に發展すべしと做すものである(二〇)。

之に類するものにしてメキシコへ大いに移住せよとするものがある(二一)。尤も之には米國に於ける日本移民の排斥善後策として、同地殊にカリフォルニアの日本人をメキシコに送れと云ふものもある(二三)。又南米、主としてブラジルへの移住の好適を唱へて居るものもある。米國及英領自治植民地に於ける排日の結果、「自治と平等」とを金科玉條とせるブラジルへ移住すべしと做すものもある(二三)。

排日以前は米國及濠洲に移住すべしと做したのも少くない(二四)。更に廣く太平洋の沿岸各地方に移住して新日本を建設すべしと做すものもある(二五)。又坂上貞信氏は衆議院に於て之と同様、廣く南米、南洋、サイベリア、支那等へ移住すべしと論じて居る(二六)。

前述の南進論に對して北進論がある。こは主として滿蒙及朝鮮又はサイベリアへの移住を意味するものである(二七)。

最後の説は世界到る處に移住地を求めよといふものである(二八)。

こゝに興味のある事は、右の南進論は既に帆足萬里によつて主張せられ、北進論は本多利明によつて唱へられて居るのみならず、佐藤信淵は夙に「宇内混同祕策」を著はして邦人の世界各地への移住と世界統一とを論じて居る事である(二九)。

前述の如き海外移住論に對し、植民地移住論がある。永井氏の如きは移住が外國に對して行はるゝ場合と、植民地に對して行はるゝ場合の利害を比較し、移住の利益は植民地に對する場合に於てのみ之を完全に收むるを得べしとて、ツィンメルマン氏の言や、英國近來の移民政策を引例し、以て後者が前者に比し有利なる點を擧ぐること大體次の如くである。(一)本國自から移民を選定し得ること。(二)本國貿易の發展上有利なること。(三)本國の生産業に好影響を及ぼすこと。(四)本國々防上に及ぼす影響も外國移住の場合よりも可なり(三〇)。鹽澤昌貞博士は増殖しつゝある人口の處理と民族の發展とを主として、植民地の經營によるべしと説かれて居る(三一)。又神戸博士も植民地又は日本の勢力範圍地即ち朝鮮及滿洲へ移民すべし。こは政治經濟及び國防上必要なりと論じて居られる(三二)。矢内原教授の如きは「所謂植民と移民との本質的區別を否定する」と斷じながら、すぐその後で「實質的植民はその行はるゝ地域が本國の統治に屬する場合に於ては特殊の便宜を受ける。植民者は此の場合原住民に對し政治的支配者たるが故に、その社會的經濟的關係に於ける優越の地位は一層鞏固にせられ、植民の發展は比較的容易に進行するであらう」と述べられ、却て植民と移民との差異あることを證されてゐる(三三)。

人口食糧及移民問題に關する機關

我が國の人口は稠密である上に其出生率はなかく低下しない。近年の如きは前述の様に出生率は甚だしく増加してゐる。そして一部の學者が云ふような出生率の行詰りは事實の反證によつて打ち破られて居る(三四)。一方歐米の出生率が低減して行くのに我が國のみが異常の増殖に悩んで居るのである(三五)。そこで前記のような重大な人口問題が起つて來たのであるが、政府としても種々之が對策に就て焦慮してゐる。人口の増加に伴うて最も直接な影響を受けるのが食糧の不足であり之が自給自足の問題である。又移民問題や産兒制限問題も直ちに起る。此等に對する政府の態度は産兒の制限に關しては殆んど放任だが、人口食糧及移民問題に就ては積極的方針を採りつゝある。こゝには此等問題に關する機關を概説して見たいと思ふ。

一、人口食糧問題調査會

これは若槻内閣に於ても必要を痛感して設置の豫定であつたが其實現を見ずして倒れ、田中内閣によつて一九二七年七月七日勅令第二百二十二號を以て設立されたものである。會長は首相、副會長は内務及農林の兩大臣とし、委員は四十六名、臨時委員二十二名、幹事十五名より成る。幹

事長は内閣書記官長を以て之に充てゝゐる。同會は設立後屢々會合し、決議や答申を行つて世上の注目を率ゐて居る(三六)。

二、内務省

内務省は人口移民問題等の調査を爲すのみならず、移民の收容、保護監督等を取扱ひ、又海外移住組合聯合會の監督をも爲して居る。同省内の社會局、移民收容所、地方局、衛生局、中央職業紹介事務局、榮養研究所、衛生試験所等は何れも人口食糧又は移民問題に直接間接の作用を爲して居るのである。

三、外務省

外務省は専ら移民問題に關係して居る。移民の保護、獎勵及移住地の調査等を行ふ。既に有益な調査報告書を多數出版してゐる。移住渡航費の會社及個人に對する補助もする。

通商局と情報部とが特に關係が深い、今は移民問題は前者の第三課で専ら取扱つてゐる。しかし甚だ小規模で思ふような仕事は出来ない。

四、農林省

農林省は食糧問題に直接關係ある重要な機關である。食糧の積極的增收の爲め鋭意努力せねば

ならぬ立場に置かれてゐる。耕地の整理及擴張は素より米麥其他農産物各種類の改良や收穫方法の改善を講じて居る。近來は内地のみならず植民地方面にも亘つて考察を加へてゐる。更に水産や畜産方面の發達にも資して居るのである。しかし日本は世界第一の水産國で、しかも其重要性は年々増大して行くばかりである。國民生活の爲め又國運發展のため速かに水産省を設くるの要がある。これは獨り水産業者の不滿のみではない、人口食糧問題から見て極めて緊要の事であると思ふ。

五、商工省

商工業は産業の開發特に勞力工程を多量に需要する精密工業及加工業を發達させて人口問題の解決に資せんとしてゐる。人口は商工業の隆盛によつて吸收され消化されるものである。一方食糧の製造取引も行ふわけである。それ故食糧の増大や調節上から見ても商工省は重要な立場にありと云はねばならない。

右の外内閣統計局、資源局、大藏省、鐵道省、文部省、遞信省、理化學研究所等も色々な意味に於て此問題と關聯がある。

前述の海外移住組合法も一九二七年三月二十九日法律第二十五號によつて設けられ、各府縣を

組合の一區域として一個宛設立することが出来ることとし、中央に聯合會を置いて海外組合の普及發達や聯絡を計つてゐる。組合の事業としては、

- 一、移住資金の貸付
- 二、貯金の便宜を與ふること
- 三、土地建物其他の物件を取得し又は借受けて之を組合員に譲渡或は利用せしめること
- 四、場合により學校、病院、倉庫等を設けること

等であつて、凡て産業組合法を準用して成立つて居る。尤も移住組合以外の者でも定款の定むる所により聯合會の會員となることが出来るのである(三七)。

移民に關する官設の機關としては大體右の様なもので、其組織や内容も極めて貧弱であると思ふ。速かに拓殖省を設けて専門的施設を充實し以て此一大問題に當らねばならぬ。移民保護官、海外視察員、移民研究所、拓殖博物館、移民金融機關等を新設する一方、移民收容所の増設、渡航獎勵費及貸付費の増額等を行ふ必要があると思ふ。人口食糧問題に關してももつと有力な統一的機關が必要である。又常に此等の問題は官民協力して對策に努力すべきであると思ふ。政府も此際官吏や徒らに地位のみに囚はれず、古手の民間代表者に加ふるに實際研究調査或は實行に役

立つような少壯有爲の士を各方面から公平に拔擢せねばならぬ、かくて初めて經驗と實力とが調節されよう。我が政府は歐米の大勢を眺めながらも餘りに姑息舊弊の中にあり、古き思想と古き傳統にのみ拘泥するの嫌ひがある。官僚的精神がなか／＼ぬけない。舊式政治家が跋扈して到る處に不正事件が連發してゐる。犠牲的精神を以て國家社會に奉ずるといふ美風は段々すたれて行く。社會奉仕なる語も徒らに西洋の譯語として使用され其實行は實見し難い。國務の能率をあげ此重大なる民族のデッドロックを如何にして切り抜け得るか。

これは單に施設ばかりではいかぬ、精神が必要である、覺悟が必要である。余は官民兩者に對して腐敗墮落の反省を求め、此際大なる覺醒を絶叫したいと思ふ。

植民地人と植民地居住の内地人

前述の如く人口調節策として外國及植民地への移住が唱へられて居るが、前者は別問題として後者の植民地移住が他國では存外振つて居ない。然らば我國は如何？、一體我國の植民地は何れも本國に近接して居る。そこに自から種々の特色が無ければならない(三八)。地理的に近いといふ事は母國の氣候風土にも概して近いことになる、移住費も少なくてすむわけである、故國との往來

も便である。又一方朝鮮及關東州に於ける植民地人や臺灣の所謂蕃人を除く臺灣人などは同系統の文化を有し、其生活様式も甚だしい相違は無い、少くとも白人と彼等熱帯植民地の土着人との間に於けるが如きものではない。更に樺太の如きは内地人の方が植民地人よりも遙かに多いのである。此生活様式の大差ない地方に移住雑居することは、内地人移動上に於ける一つの好材料と見做さねばならぬ。

我が新領土は内地人移住上右の様な長所を有すると同時に、他國の植民地に比して大なる缺陷がある。それは樺太以外の植民地は何れも人口が稠密であるといふ事である。之を一九二六年の統計で數字的に説明して見ると、朝鮮は一平方里一、三三五人、臺灣は一、八一九人、關東州は三、四四〇人、滿鐵附屬地は一七、一三三人、南樺太は八九人、南洋四一二人で平均一、二七三人餘となる。即ち朝鮮の密度はフランスよりも稍や少ないが、ハンガリーよりも多い。又臺灣はオーストリー、スウイス等よりも多い。關東州に至つては實に内地やオランダよりも遙かに密で、イングランドやウェールズの密度に近いのである。かくの如く我が植民地は既に人口稠密で此點は他國の植民地の様なわけには行かないが、内地人の一平方里二、四四六人に比べれば約その半分であるから、左程悲觀したものでもない(三九)。しからば内地人の植民地移住狀況は如何といふ

に、一九二〇年十二月末現在では、總計七四四、五三五人である(四〇)。これは尤も所謂「移民」のみではない。之を一九二一年六月現在の海外在住邦人の總數四九一、八七六人に對比するに遙かに多い(四一)。而も此中から滿洲在住者二二五、九六七人を差引けば二六五、九〇九人となり、植民地居住者は此約二倍八割に達するのである。

之に見るも新領土が人口調節上如何に重要な立場にあるか、解るのである。此點は他國の植民地よりも比較的宜しいわけであるが、元來外國に於ける我が居住者が著しく少ない爲め特に目立つのであつて、移植民共其母國人口の増殖率に比し甚だ振つて居らぬのである。

尤も此等の數字はなか／＼正確を期し難いのであるが、最近の海外在留邦人は一九二六年十月一日現在で一、一六三、五六〇、其内ブラジルが最も多く七〇二、七八一人に達し、他は遙かに少く、第二位が北米本土の一三三、六〇五人、第三位がホルルの一二七、九五一人、第四位が滿洲(關東廳管内を除く)の九八、三〇二人、第五位が支那本土の四八、九六一人と云ふ順序である(四二)。しかして此海外在留邦人の中から朝鮮及臺灣人の五五三、八二四人を差引くと内地人は僅かに六〇九、七三六人となる。

而して年々の移民渡航者數は一九一四年には一七、九七四人であつたが、一九二三年には僅かに

八、八二五人となり、其翌年は一三、〇九八人、一九二五年は一〇、六九六人、一九二六年は再渡航者追加へても一六、一六三人に過ぎぬと云ふ(四三)。

人口の増加數に比し年々の海外移住數がかくの如く少ないことは誠に遺憾の次第である。左に植民地の人口と植民地在住内地人の人口とを表によつて比較對照して見たいと思ふ。

植民地人口比較表(四四) 一九二六年末現在

地域別	面積	積平方里	人口	口一方里平均
朝鮮	一四、三二二	一四、三二二	一九、一〇三、九〇〇人	一、三三五人
臺灣	二、三三二	二、三三二	四、三四一、七五九	一、八九九
樺太	二、三三九	二、三三九	三〇三、五七三	八七
關東州	三三五	三三五	七七三、二九五	三、四四〇
滿鐵附屬地	一七	一七	二八六、五五六	一七、一三三

植民地及外國居住内地人比較表(四五)

地域別	内地人	植民地人	外國人	計
南洋群島	一三九	九、五〇九、三三三	四〇〇、四五一	九、七八〇、〇〇三
合計	一九、三六四	一八、六一五、〇三三	四六、四四二	九、三三三、八九七
内地	二四、七四〇	一、八二四	三三〇	二、四四六

地域別	内地人	植民地人	外國人	計
朝鮮	三三〇、三三八	九、五〇九、三三三	四〇〇、四五一	九、七八〇、〇〇三
臺灣	一〇五、一四三	一、九六四、〇四〇	一三、四三七	二、〇六九、一〇三
樺太	二一六、三二二	九〇三	一三五	二一七、二九六
關東州	四八、四三五	一、八二四	三三〇	八六、三〇九
合計	九四八、二六三	一八、六一五、〇三三	四六、四四二	二〇、四五九、七三七

海外在留内地人	内地		全植民地		南洋群島		滿鐵附屬地	
	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女
計	1	1	1,038,278	555,722	2,550,830	1,385,835	450,644	250,644
			3,543,833	2,111,016	2,543,831	1,385,831	1,496,631	796,631
			1,038,278	555,722	2,550,830	1,385,835	450,644	250,644
			3,543,833	2,111,016	2,543,831	1,385,831	1,496,631	796,631
			1,038,278	555,722	2,550,830	1,385,835	450,644	250,644
			3,543,833	2,111,016	2,543,831	1,385,831	1,496,631	796,631
			1,038,278	555,722	2,550,830	1,385,835	450,644	250,644
			3,543,833	2,111,016	2,543,831	1,385,831	1,496,631	796,631

(一) 朝鮮

朝鮮の人口總數は併合前年の一九〇九年には一三、〇九〇、八五六人で併合當時は一三、三一一、〇一七人であつたが、其後年々増加して一九二一年十二月末日には一七、四五二、九一八人となつて居る。最近の狀態は前表の如くである。以下従つて之を略す。

(イ)朝鮮人 此中で朝鮮人は一九〇九年には一二、九三四、二八二人、其翌年には一三、一二

八、七八〇人、一九二一年には一七、〇五九、三五八人に達してゐる、此事實は鮮人人口の漸退説を裏切つて居るのである。之に就て面白い話がある。新渡戸稻造博士が嘗て京城に於て伊藤公に會つた時「朝鮮の人口は過去百ヶ年間増加しなかつた様ですが、恐らく鮮人は將來絶滅して終ふ者でありませう」と言つた所、公は之に答へて、「自分は何とも言ふ事は出来ない。たゞ善良な法律が果して鮮人の増殖力を増すかどうか見たいものである。」と言はれたさうである。新渡戸博士の不謹慎なる豫斷は見事打破られて居る。之に反し藤公が此の種大膽なる獨斷を避けた賢明さは推賞に價すると思ふ(四六)。

(ロ)内地人 右の内地人は一九〇九年に一四六、一四七人、其翌年に一七一、五四三人となり、其後年々増加し來り一九二一年には三六七、六一八人に達して居る。而して之を職業別にして見ると農、牧、林、漁等に従事する者五二、九四七人、商業及交通業一一一、〇四二人、工業、六〇、五七〇人、公務及自由業一一〇、二九七人、其他の有業者一六、五七九人、無職及職業を申告せざる者六、一八三人である(四七)。

右の如く商工業者が割合に多く農業者が少ない。朝鮮は農業植民地とも稱し得るのに農民移住者の甚だ少ないのは大いに注意すべき點である。

(ハ) 外國人 朝鮮に於ける外國人は一九〇九年には一〇、四二七人、其翌年一二、六九四人(四八)にして、其後増減して一定せざるも大體に於て増加の傾向あり、一九二〇年二五、〇六一人、翌年二五、九四二人となつて居る。而して其過半数、即ち一四、一六六人は商業及交通業に従事して居る者である。

朝鮮の人口を概説するに當つて一言附記せねばならぬ事は鮮人の移出(emigration)に就てである。

朝鮮民族の朝鮮以外への移動

鮮人が朝鮮外の地へ移住する原因は種々あるが、其移住の時期と移住して行く土地と人によつて相違して居る故、一概に其實相を説明する事は出来ない。しかし之を概括的に述べて見ると政治上の不满と經濟上の利益を主とするが、中には犯罪又は不正行爲に對する民事上の制裁を免れんが爲めにするもの、又は滿洲、サイベリア等の如き比較的無秩序の地に於て、放縱の生活を營まんが爲めに移住する者もあるといふ。エール大學の教授で社會學者として著名なケラー博士の如きも、鮮人及臺灣人が其故土以外へ移住するは主として政治的不滿に依ると述べて居られるが、博士は其時代と目的地を指摘して居ない(四九)。日韓併合前後や一九一九年頃の原因は恐ら

くはさうであつたと思はれるが、又一面に於て經濟上の原因をも無視することは出来ない、少くとも鮮人が滿洲及サイベリア地方に移住した初期は經濟上の理由を主として居る。それはともかく併合後は年々約一萬から二萬程の鮮人移住があり、一九一九年の如きは四萬四千人を超えたのである。一方歸還者は移住者の一割乃至三割位である。

さて併合後から一九一九年迄の移住者は二〇五、六三四人で、其内生活難の爲め歸つた者が四〇、〇六六人ある。左に鮮外移住鮮人について極く簡単に述べて見よう。

(1) 滿洲及サイベリア方面の鮮人

近年滿洲及サイベリア方面に於ける鮮人は約百萬に達すると云はれて居る(五〇)。尤も此數は朝鮮總督府や滿鐵其他外務省、内務省及鮮人獨立黨員等の調査によつて甚だしく相違して居る爲めに其實數を知るは困難である。此等鮮人の大多數は農業に従事して居るが、獨立黨員も決して少なくない。而して同地方に於ける鮮人を煽動、脅迫する者もあり、又殺傷、放火、盜財等を爲す者もある。こは主として獨立運動の爲めであつて、之に應ぜざる者を敵と見做すからであるといふ。又國境地方から鮮内に侵入し同様良民を襲つたり、又警察署其他の機關を襲撃した實例も少なくない。其主なる根據地と稱せらるゝものは武市、浦鹽、ニコリスク、ハルビン、奉天、吉林、琿春

及間島地方等で、上海の假政府と相呼應して獨立運動をして居たが、此等の狀況は常に變化して居る。例へば琿春及間島は、彼の有名な一九二〇年九月及十月に亘る事件以後根據地ではなくなつた様である。數年前の調査によると、此等獨立黨中には種々の團結があり、滿洲には三十三種サイベリアには二十七種の結社があつた。其内過激派の援助を受けるものもあつて、一九二三年六月に於ても浦鹽の鮮人共產黨員が飛行機で朝鮮襲撃の計畫を立て、世人を驚かした事がある。此等鮮人はスバスカヤ赤軍飛行隊に入つて飛行術を學んだものであるといふことが、内地の新聞にも報道された(五一)。此等の詳細に亘つては今こゝに述ぶる必要は無い。

(2) 支那本部の鮮人

この方面には上海の約七、八百名を除く以外極めて少數である。多くは獨立黨員で他は主として商業に従事する者である。

(3) 米國へ移住の鮮人

米本土内の鮮人は上海及ハワイ地方に於ける鮮人同様併合當時不滿を抱いて渡米した者が多く殆んど全部が獨立黨員と稱してもいい位である。青年男女學生にして獨行勉學する者も少なくない。米人の同情後援を受けて居る者もあるが一般の米人は概して鮮人を優遇して居ない。日本人や

支那人の如き有色人種に對すると同様の態度で接せらるゝ場合が多いといふ。此等移住者の集つて居る處はサン・フランシスコ、サクラメント、ワシントン、ヒラデルヒア、ニュー・ヨーク、シカゴ、ロス・アンジェルズ等で、加州ウィルオスには鮮人經營の飛行學校もあり、ロス・アンジェルズ同様軍事教練も行つて居ると云ふ。在米鮮人の總數は不明であるが、最近三千とも稱せられ夫れ以上とも稱せられる(五二)。

(4) ハワイの鮮人

ハワイには現在約四千の鮮人が居るが、その大部分は出稼的の勞働者である。こゝの獨立黨員中には三派あり、何れも機關紙を有して居る。又マウイ島では軍事教育を施して居るといふ。朝鮮假共和國の假大統領李承晩氏も實にハワイに於て國民報の主筆をして居たものである。此國民報は米國本土の國民中央總會の系統に屬するハワイ地方總會から發行して居るものである。今の會長は李鐘寬氏で、此派は三派中最も有力のものである。

(5) メキシコの鮮人

約千人と稱せらる。在墨内地人の數に比し比較的多いものである(五三)。大韓人國民會の地方總會が置かれてゐる。尤も此會は加州サクラメントに中央總會を設け、メキシコの外廣くハルビン、

チタ、ウラジホ、ハワイ、上海及其他の露領各地方に地方總會を置いて互に聯絡を保つて獨立運動に力を致して居るのである。

(6) 歐洲に於ける鮮人

歐洲には極めて少数で十數名に過ぎぬようである。ロンドンには英國の國會議員、宗教家、軍人及其他知名の人々を會員とする「The League of British Friends of Korea」なる鮮人後援團があるが、ロンドンにも鮮人は數名位だといふ事である。

(7) カムチャッカの鮮人

カムチャッカの西岸にポリシエックと呼ぶ大河があるが、其の沿岸には珍らしく鮮人の部落がある。其他の露人や土人(所謂カムチャダール)と同様漁業が主で、露國に歸化した者は狩獵をして毛皮を取る事も出来る。たゞ夏中だけ来て居る者もある。カムチャッカに於ける鮮人に關し一つのエピソードがある。これは余が一九二五年同地方を視察した際耳にした事であるが、西岸の北方ウオロスコイに鮮人で露國官憲、それも最も威力あるゲーベウ(國家保安委員)になつて居る者がある。たま／＼日本船が同地へ行つたら此鮮人露國官吏に手厳しい檢疫を受けて困却したと云ふ事である。「江戸の敵を長崎でとる」ならまだしも、これは「朝鮮の敵をカムチャッカでとる」の

である。吾人は日頃から此鮮人に對して餘程よくせねばならぬといふ事を一層痛感したのである。嘗てはヘーグ、ベルサイユ、ワシントン等に於ける國際會議に於ても、此敵をとられんとした。又バリ滞在中の西園寺公、牧野子一行も又上海では田中男もねらはれた。かく言ふ自分も一九二五年の春發表した論文を、誤解されて問題になつたことがある。カムチャッカでの話は其後の事である。異國殊に白人の國へ行けば行く程我々同色の東洋人が懐しいのに、ナシヨナリズムは血で血も洗はせる。鮮人は韓國を併合した日本の國家主義を憎むが、飽迄獨立せざんば止まぬといふ心も同じ國家主義乃至民族主義からである。茲に大なるジレンマがある。余は素より今かかる主義の是非を論ぜんとするものではない、たゞせめて東洋人同志仲よく團結したいといふ事を痛感したのである。嘗ては東洋人のカムチャッカであつたものが、今は遠くモスコイの支配を受けて居るのを見、且つかよりの土地でまで鮮人の反感を聞くに及んで誠に感慨無量、東洋人の爲めに一掬の涙無さを得なかつたのである。又嘗て余が在米當時何等の政策も野心もなく、たゞ純情から鮮人諸君と交友せんと希つたがとう／＼受け容れられなかつた事を想起せざるを得ない。實に余の知れる一鮮人の如きは單に日本人と交際して居るといふの一事を以て非難排斥せられ、遂に顔面に負傷まで受けた事がある。實に彼れ此れ思ひ合はせれば、東洋人の爲めに同情の熱涙

を禁じ得ないではないか。

(8) 日本内地居住の鮮人

一九二二年十二月末日現在で五九、八六五人の鮮人が内地に居る。其大部分は労働者で内地からの募集に應じた者多く、金儲を目的とする一時的移住である。内地に勉學する學生は一九二一年末に二、三三五名あり、内四〇名は總督府の官費生である。東京在學者は實に二、〇三九名に達して居る。一九二六年末には三、九四五名で東京在住者は三、〇八六名である(五四)。

米國人中にはよく日本政府が鮮人の文化を撲滅するの政策を執り、鮮人の教育を喜ばず、殊に鮮外への留學を絶対に禁じて居ると非難して居る者もあるが、其無根なることは右の事實がよく證明して居るのである(五五)。

要するに鮮人の鮮外移住は年により増減を免れないが、近年概して増加の傾向を有してゐる。總督府では滿洲やサイベリア方面の鮮人に對しては保護、教育、醫療、金融、救済及農業の開發等に努めて居る。

茲に一言したいのは、余の見解である。即ち日本の統治上から論ずるならば鮮人の鮮外移住は餘り好ましからざる事である。外國へ移住した者に對しては殆んど保護も取締も指導も出來な

い。又日本内地へ移住する事は特種の者例へば學生、旅行者、事業經營者、官吏等は別として、日本人の生活や言語慣習に何等の理解のない一般鮮人がやたらに入込む事は考物である。これはお互に誤解や間違を惹起して無用の反感を招く動機となるのである。震災當時に於ける苦い經驗があるに拘らず、我政府は未だ悟る所が無いのは甚だ遺憾である。内地に於ける秩序の維持上これは重大問題であると思ふ。殊に首都に於てはさなきだに煩雜な保安警察事務を一層複雑ならしむるものである。それは素より法治國殊に立憲國に於ては人民の來往居住の自由は大いに尊重保證せねばならないが、之は理論上に於ける原則として可であるが、此兩民族の幸福及行政の實際問題から見て餘程考慮すべき一大問題であると思ふ。年々内地に理解のない鮮人労働者が激増した場合如何、我が社會生活の保安上果して憂無きを得ようか、鮮人諸君のためにも果してよく其保護と幸福の増進が期待し得ようか、不祥事を再び繰り返さぬだけの自信があらうか。殊に「チウリンポウ」とか何とか云つて、特殊部落扱ひを多年して來た我が民族の史實から見て果して如何。同化などといふ事はなか／＼困難のことである。さう一朝一夕に行はれるものでない。島國根性が國民性の一部にコピリ附いて居る間は殊更の難事業である。

(二) 臺灣

領臺前後に於ける正確な人口總數を知るを得ないが、一九〇五年十月一日の第一回臨時臺灣戸口調査によれば、三、二二三、三〇二人である。其後年々増加し、一九一四年には三、五五四、三五三人となり、一九二三年には三、八二一、五二八人となつて居る。即ち東京府の人口にやゝ近いのである。

(イ)臺灣人 右の内生蕃を除く臺灣人の人口も年々少しづゝ増加し、一九〇五年に二、九七九、〇一八人、一九一四年に三、三〇七、三〇二人、一九二三年に三、六七九、三七一人となつて居る。臺灣も朝鮮の如く總人口の職業別から見ても之を農業植民地と稱する事が出来る。即ち朝鮮は人口の五分の四は農民で、臺灣は三分の二が農民である。

(ロ)内地人 臺灣に於ける内地人は年々比較的急速なる増加を爲し、一九〇五年には五九、六一八人、一九一四年には一四一、八三五人、一九二三年には一八一、八四七人に達して居る。内地人の臺灣に渡航する者は年により多少の増減はあれども大體に於て増加してゐる。即ち一八九九年に二〇、七四三人、一九一一年には三〇、九七五人、一九一二及一三の兩年に三萬七千人、一九一四年に三萬四千人、一九一五—六年には三萬七千人を超え、一九二〇年には五萬人を超えてゐる。其内商業及交通に従事する者最も多く一萬三千餘人、公務其他の自由業之に次ぎ七千五百餘人で、

農民と漁民とは意外に少なく僅かに三千二百餘人である(五六)。而して一方臺灣よりの歸航者數が年々増加して居ることを見逃し得ない。例へば一八九九年には七、九〇三人で、一九一一年一九、六三五人、一九一四年二五、八一九人、一九二〇年三八、二二六人である。實に之を一八九九年に比すれば其四倍八割強に達してゐるのである。

(ハ)外國人 臺灣在住の外人は一九〇五年に八、二二三人、一九一四年一九、五八二人、一九二三年三〇、七〇三人で年々概して増加して居る。外國人の渡臺及歸航數は年により一定して居らぬが、一九二〇年の渡航者は九、九三二人、歸航者は七、五四二人である。前者中最も多きは支那人で、米、英人之に踵ぎ其他十二ヶ國人あれど其數は極めて少ない(五七)。職業別から見ると工業に従事する者を第一とし、商業及交通業に従事する者が其次である。

(ニ)臺灣土着の蕃人 所謂蕃族を分つて生蕃と熟蕃とに區別して居る。併しこれは何等人種學的區分ではなく統治上から見た分類である。しかも支那時代の言葉をそのまま使用して居るに過ぎない。昔熟蕃は平埔蕃とも呼ばれて居た、これは主として平地に居住してゐたが爲めである。又生蕃は山蕃とか野蕃とか呼ばれた、つまり野蠻人の意であつた。しかし普通熟蕃の方は、所謂「本島人」の中に包含されて取扱はれて居る(五八)。こは約三百年間に亘つて支那、オランダ、ス

ペイン及日本等四ヶ國の文化の影響を受けた結果、臺灣に於ける日本人や支那人同様日本の臣民権を取得して普通行政区域内に居住する者である、此熟蕃は總體で約五萬人と云はれてゐる。

生蕃の人口は大體に於て年々増加して居るが、一九一九—二〇の兩年は少しく減少した。即ち一九〇五年には七六、四四三人、一九一四年には八五、六三四人となつてゐるが、一九一九年には八四、五一四人、一九二〇年八四、五四八人となつて、其前の數年間に比し却て減少を示して居るのである(五九)。一九二三年末に於ける蕃社の人口はタイヤル、ブヌン、ツオウ、バイワン、アシ、ヤミ及サイセットの七種族七百十五社を合して一三四、三二〇人である。而して普通行政區域に住する者は五〇、二四三人である(六〇)。

(三) 樺太

一九〇六年に於ける總人口は一二、三六一人であつたが、其後急速の増加を來し、一九一五年には六〇、六六〇人、一九二〇年には九一、一三六人となつた。元來同地は冬期寒さが烈しいのと漁業が出来ない關係上、冬期と夏期とに於ける人口數の差は甚だしいものがあつた。然るに近年移住者の定着する者少なからず、従つて此期節的變動は次第に減少の傾向がある。例へば一九二〇年の如きは夏季九八、四三七人で冬期も九一、一三六人の數を維持したのである(六一)。

(イ) 内地人 右一九二〇年末に於ける内地人は八八、七四七人で、住民の大部分を占めて居る。従て此一事は統治上他の植民地と重大な相違を招徠するものである。實に此樺太には我が同化主義又は母國延長主義が最もよく行はれて居る。内地の法律も殆んど全部行はれて居る(六二)。前述の如く一九一八年四月法律第三十九號として發布せられた共通法などは樺太を内地に包含して居る位である(六三)。此點だけで比較すると、フランスのアルジェリアによく似て居る。即ち *prolongement de la métropole* の感なきを得ない。しかし樺太の内地人は右の如く全人口の九割七分以上を占めて居る故、こゝに内地延長主義が行はれる事は自然の勢ひであるが、此點に於てアルジェリアとフランスとの關係に大なる相違があると思ふ。

ともかくも樺太に於ける内地人の移住は年々増加して居る。即ち一九〇七年には一八、二八一一人、一九一六年には六三、九九〇人、一九二〇年には前述の如く八八、七四七人となつて前年よりも六、三三八人を増加してゐる。而も此増加の殆んど全部は移住によるものである。例へば一九〇七年に於ける出生數は四三〇人なるに死亡數は却て七五二人の多きに達して居るに拘らず、總體では尙ほ七、四七五人の増加を示して居る。之は七、七九七人の移住者があつた爲めである。又一九一六年も人口五、五四一人の増加數の内移住五、二六八人で一九二〇年は六、三三八人の増加

中六、二四八人の移住者である。要するに年々五、六千の移住者があるわけになる。而して此等移住民は主として北海道及東北諸縣から來住するものである、同地に於ける内地人は漁業及農業に従事する者多く、商業は之に踵ぐ。近年三百五十萬の移住計畫があるといふが行々は實現し得ることと思ふ。

(ロ)樺太の土着人 樺太の植民地人(世に所謂土人)はアイヌ、オロッコ、ギリヤーク、ツングース及サンダースである。彼等の人口は減少の傾向にある。一九一五年から一九二〇年までの六ヶ年間に於ける出生数は僅かに二百二十六人であるが、一方死亡数は三百四十人の多きに達するといふ有様である。一九二〇年末の此等種別人口は、アイヌ一、三五三人、オロッコ二七七人、ニクブン(ギリヤーク)九四人、キーリン(ツングース)一六人でサンダースは僅かに一人である。素より右の外少數の歸化した露人や混血兒も居るわけである(六四)。

(ハ)朝鮮人 樺太在住の鮮人は一九一九年末には三五五人であつたが、其翌年には五一〇人となつて居る。労働が主である事は言ふ迄もない。一九二六年末現在の調査によると三、五七四人に激増してゐる(六五)。

(ニ)外國人 一九二〇年末にロシア人一一五、支那人二一、獨逸人一、スエーデン人一であ

つた。

(四) 關 東 州

同地の人口は一九〇五年には三七四、七八五人に過ぎなかつたが、一九一四年には六二〇、九四〇人となり、一九二〇年には九一一、七〇七人に増加したのである。滿洲や支那本土を控えて居るとは云へ、比較的急速の増加率と云はねばならない(六六)。

(イ)内地人 關東州内の日本人は一九〇五年には僅々五、〇二五人であつたが、翌年には急に一二、七九二人となり其後年々顯著の増加を來し、一九一四年には四九、〇二七人となり、一九二〇年には七四、二九〇人となつた。實に租借後十ヶ年にして邦人の數は約十倍となつたのである(六七)。

一方滿鐵附屬地に於ける内地人も一九〇六年には三、八二一人の少數であつたが、一九二〇年には六三、六二四人となつて約十七倍の増加を見たのである。同地方に於ける日本人中工業及商業に従事する者が、他の職業に従事する者より遙かに多いことは特に注意すべきである。

(ロ)支那人 支那人は一九〇五年には三六九、七二六人で其翌年は三六〇、四二八人となつて少しく減少したが、其後は年々増加し一九一四年には四七三、二八〇人となつて約十三倍の増加

となつた。更に一九二〇年には五九二、九一三人となつてゐる。されば日本人はまだその約八分の一を占めて居るに過ぎない。又鐵道附屬地の支那人は一九二〇年一一三、八四九人で日本人の約二倍もある。同方面の支那人は主として農業に従事し交通業之に踵ぐ。

(ハ) 外國人 關東州方面に於ける外國人は僅めて少數で重要ではない。即ち一九二〇年に州内に一七九人附屬地に三七八人を數ふるのみである、而して其中の多數は商人である。

(五) 南洋

一九二〇年十月一日の國勢調査の際に於ける總人口は五二、二二二人で、其内植民地人は四八、五〇五人、内地人三、四〇三人、鮮人二六八人、外國人四六人である。

(イ) 植民地人 我が委任統治地であるマーシャル、カロリン及マリアナの三群島に於ける「所謂土人」に關しては人種學上諸説紛々として一定しない。各群島の植民地人は其言語、風俗、習慣等を異にして居る。今假りに京大醫科の檜林醫學士の調査報告に依れば、次の如くである。

曰く「各群島の人種は總稱して人種學上ミクロネシア族と云ふも、決して一定型の存する者にあらずして數人種の混ざるものなり、蓋し是れ隣接群島より異人種の漂着し、且つ此等が互に混血せるに因るならん。尙ほ近時歐米人(英、米、獨、西)及亞細亞人との混血種をも形成せり。

即ち南方群島は主としてメラネシア族を存し、東方はポリネシア族西方には馬來族在り。之を以て西方フリーピンに近きパラオ群島及ヤップ島の如きは少數のメラネシア族の外馬來族多く、爲に頭蓋概ね低しと雖も東方に行くに従て漸次狹長と爲り一般にポリネシア族型に近似す云々と(六八)。要するに同地方には馬來系の者、ポリネシア系の者及歐米人其他の混血兒等が居住して居る。而して右島民中カナカ族は絶對多數で四五、六八一人あり、トラック民政區に最も多く、同所には一四、七〇〇餘人を數ふ。他の五民政區中サイバンの八百八十餘人を除き他には五千乃至九千のカナカ族が居る。チャムロ族は二千八百二十四人あり、植民地人の六パーセントに達しない。チャムロ族は其根據地たるグアム島に近きサイバンに最も多く、ヤップ及パラオに各百五、六十人あり、其他の民政區は數ふるに足りない(六九)。

(ロ) 内地人、朝鮮人及外國人 は前述の如く合計三、七一七人で、内本業を有する者三、二〇四人、之に従屬する無業家族及家事使用人五一三人である。其内公務自由業に携はる者三割一分八厘、工業に従事する者二割八分五厘、農業に従ふ者一割六分二厘で、其他交通・商・鑛・水産等に携はる者あれども極めて少數である。

之を要するに至極簡單ながら、各植民地に於ける各種族及邦人の在住状態を主として數によつ

て概観したわけである。

植民地への移住政策

植民地への移住は前述の如く甚だ振はないが、しからば如何なる政策が行はれてゐるか、又如何にすべきか等を考察して此難問題に對する研究を試みて見たいと思ふ。

(一) 朝鮮への移住政策

朝鮮に於ける内地人中、商業及交通業に従事する者は農業、林業及漁業に携はる者の約二倍である。而して世間で云ふ移民とは主として農業に従事する者のことである。此所謂農業移民は主として東洋拓殖會社の手によるものである。實に朝鮮に於ける植民事業の主たるものは此東拓であつて、之を通じ當局の政策を知る事が出来る故、其事業を少しく述べねばならない。

同社は一九〇八年一千萬圓の資本を以て母國政府により設立せられた特許會社である。當時桂公などが歐米に於ける特許會社、特に東印度會社を模倣したものではないかと思はれる。最初は農業を主として其他の産業の開発を目的としたが、其後種々經營上に變化あり主として次の如き事業をすることになつた。

(一)朝鮮に於ける土地の經營及農業の改良、(二)拓殖上必要なる資金の貸付、(三)滿蒙及南洋其他海外邦人の産業發展の援助(七〇)、(四)植民に關する事業、例へば植民の募集及分配又は植民の拓殖に必要な物資の供給、或は其生産したる物資を分配する等の事業で、こゝには主として最後の項目を述べるつもりである。

朝鮮併合の年に會社は移住規則を設け植民の募集を開始し、年々一千戸移住を方針とし一九一六年までは團體移住をも取扱つたが、其翌年には之を廢止して終つたのである。而して一九一〇年より一九二一年までの移住應募戸數は一九、八五八戸であつて、其中から素質のよいものを精選して八、六三〇戸を採用する事に決したが、實際に移住して居る戸數は一九二二年現在で三、八九二戸である。尤も一旦移住しても又歸還する者がある。例へば一九一一年から一九一七年までの移住戸數三、二七〇戸で、其内内地に歸つた者が三八三戸ある。移住民の數は一九二二年に一九、四六五人となつて居るが會社は之を二種に分つて居る。其要點を擧げて區別すれば次の如くである。

第一種植民に對して會社は(A)一戸に付き田畑二町歩以内を割當て、(B)其土地代金に年六分の利子をつけて二十五ヶ年以内に年賦拂込を爲さしめたる後其土地所有權を讓渡するのであ

る。但し元金の拂込は五ヶ年以内の据置期間を設け、利子の拂込に就ては移住初年に於けるものを猶豫して翌年以後の年賦拂込期間に配賦することを得せしめて居る。(C)割當てられたる土地は全部自作せねばならない。(D)移住後成績良好のものには別に三町歩以内の土地を増加してやることがある。

第二種植民は(A)十町歩以内の割當を受け、(B)土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込せしめ、残額は年七分の利子をつけて二十五ヶ年以内の年賦拂込によつて土地を譲渡せられるものである。(C)又其土地の一部は自作し他は小作せしめる事が出来る。

但し一九二一年四月の第十一回移住者からは第二種の割當地を五町歩以内とし、第一種植民は當分募集せぬこととした。之は小作地の調節や農事の成績改善を目的としたのみならず、資力が充分あつて且つ農事に経験があり、内鮮人を指導して朝鮮の農村發達の中堅たり得べき模範的植民を得んとした爲めである(七一)。一九二二年現在に於ける第一種植民は三、六九二戸、第二種は二百戸で、其割當面積は八、三九六町歩、移住費貸付高は二八二、六八一圓である。

尙同社は一九一五年と六年とに規則を改正して、土地讓渡及移住費貸付其他に關し一層移住者の便を計つたのみならず、農業兼營者が移住植民し得る途を開いたのである。又(イ)移住地の選

定、(ロ)農業及副業の指導獎勵、(ハ)産業組合の設立及補助、(ニ)教育、(ホ)宗教、(ヘ)衛生、(ト)交通等に亘り移住に關する諸施設を多少改善した。今や同社は八萬五千六百町歩以上の廣大なる土地を所有し、之が改善に従事する一方朝鮮人にも小作させて居るのである。更に同社は移住民や拓殖に關する事業を爲す他の會社の株券、又は債券の應募引受や、此等を抵當とする五年以内の定期償還法による貸付をもして居る。

然しながら東拓の營業成績、殊に其移住民に關する事業に對しては世上の非難が少なくない(七二)。議會に於ても屢々論難されたものである。殊に其移住者數の振はぬといふことや、自由移民の障害になつて居るといふことや、又鮮人農民を壓迫するといふことなどが大切な論難點であると思ふ。元來移住者の應募戸數に比し其承認戸數が甚だしく少ないのは植民の質を大に選擇したが爲めである。之は目的の如何によつて選擇の方法と程度とが自から異なるわけであるが、餘り嚴選に失したり又我國一流の繁文縟禮で煩雜の手續や規則を用ゐる事は好ましくない事と思ふ。質を考へると同時に量も考へねばならぬ。尤も此量に關しても色々議論が起る。餘り多數の内地人を誘導すると鮮人の農民、殊に小作人の脅威となる。現に寺内伯の如きは内地人の移住を好まず、所謂移○民○集○中○主義を排したと傳へられる(七三)。即ち伯は専ら官憲の力によつて朝鮮を開發せんと

して茲に中央政府の滿鮮移住民計畫と衝突したのである。従て東拓が此間にあつて苦惱した事を推察せねばならぬ。東拓が土地を高價に買入れて所謂自由移住民に打撃を與へ土地兼併の弊を助長して國策を誤つたのみならず、東拓の移住民は鮮人を指導するどころか却つて鮮人の厄介となつて、彼等に穢多非人の如く扱はれて居ると非難されて居る。素より此等の非難の中には極端なもの、無理解、無同情のものなどあるが、一面の事實を物語つて居る。しかし自由植民には自から幾多の困難があり、之が指導獎勵上却つて不利な點もあることを考へねばならない。又同社が廣大な土地を所有するに至つたのは其當初からの目的上止むを得ないのである。たゞ之を利用して多數住民を歓迎誘導し定着地を與へ恒産を與ふれば、植民地政策上甚だ有效なる結果を招徠し得るものである。たゞ日本の植民地土地政策乃至拓殖政策は北海道の故智に學び、之を樺太や關東州や朝鮮にまで直ちに行はんとするが如き傾向がある。樺太は植民地人が極めて少ない故、北海道の延長の如く見做してもさして不可はないが、朝鮮の如き將た又臺灣の如きは大いに其傾きを異にする必要がある。東拓の事業に對しても之を論ずれば、自から種々改善を施さねばならぬ點が少なくないが、重大な失敗は植民の嚴選と移住民散在主義とを執つた事だと信ずる。之はプロシアがポーランドの植民に採用して失敗したとよく似て居ると思ふ。又鮮人の同化を速かに期待せん

とするが如きは誤りで、寧ろ鮮人に或る程度まで同化して行く必要があると考へられる。多數の中に少數の内地人が居るのであるから「ローマに入つてはローマ人に倣へ」といふ考へ方も大切である。鮮人の風俗習慣を重んじ、且つ其感情を害さぬよう尊敬と友愛の情とを以て接すべきである。そこに共存共榮の道が開けてくると思ふ。

元來朝鮮は農業國で農民は總人口の八割三分にも達して居るが、其農法は餘り發達せず殆んど未だ無肥料の時代である。この事は却て朝鮮が將來大いに發展すべき餘地のあることを物語るのである。穀類殊に米の生産の如きは我が食糧問題の解決上重大なる地位を占むるものである。朝鮮の氣候は大陸的で内地と同緯度の處でも夏季稻作期の氣温が高く且つ日照時間が長いのみならず、内地の米作上最も被害の多い花期に於ける暴風雨の來襲が稀である、従つて到る處米作に好適である。然るに未だ内地に比し其生産力の貧弱なのは専ら韓國時代人民の疲弊した爲め自から掠奪農法が行はれ、地力を段々消耗したからである。又鮮人耕作方法が内地の如く進歩してゐない爲めである。近來は當局の獎勵の結果鮮人も肥料を施す様になつて來たが、金肥使用額の如きは未だ僅かに年々四百萬圓内外である。即ち一段平均九錢強にしかつかぬ。然るに内地の如きは年々約三億四千七百萬圓に達し、一段平均五圓七十錢も投じて居る。實に大なる相違と云はね

ばならない。朝鮮に於ける一段の收穫高は併合當時に比べれば非常の進歩ではあるが、尙ほ僅かに一石内外にしか過ぎない。然るに總督府の調査によれば一石内外の收穫は肥料を施さなくとも得らるゝもので、此點から見れば無肥料耕作の域を脱せずと云ふ事が出来る(七四)。又播種、耕耘、除草等一般に内地人よりも幼稚であるから、内地人農業者は何等特別の苦心を用ひずして一段二石多きは四石を生産する事が出来るといふ。従つて内地人が朝鮮に盛んに移住して農業に従事することは甚だ望ましいことである。一方産米増殖計畫から見ても朝鮮に於ては内地農業者の約三分の一の投資を以て同額の産米が増殖し得らるのである。同時に國庫負擔の獎勵補助費も約三分の一で宜敷いといふ。政府が内地産米増殖の助成獎勵に要する經費の約五割五分を朝鮮に投ずれば、鮮内に於て増加すべき消費量を控除して、尙ほ内地に於て得らるべき増加高と同量の産米を内地に供給し得らるゝ見込である(七五)。又朝鮮には將來開拓の望みある廣大な面積があり、しかも其開墾費の如きは内地の三割三分位で上がる。干拓は約一割六分、地目變更(例へば畑を田にすること)は約二割九分、既成田の改良は三割乃至四割で出来る。左に之を表示すれば大體次の如くである(單位圓)。

事業の種類	A 草生地の開墾費	B 干潟地の干拓費	C 畑を田に地目變更費	D 既成田改良費
内地	二〇〇	四〇〇	一五〇	九七
朝鮮	六六	六六	四四	三三
比率(パーセント)	三三・〇	一六・五	二九・四	三四・二

大地區 三三
小地區 三九

尙産米一石を増加するに要する費用を對比すれば次の如くである。

	A	B	C	D
内地	八七	一七二	七四	一〇八
朝鮮	三二	三七	二一	三六
比率(パーセント)	三六・七	二一・五	二八・三	三七・七

右の如く兩者の間には甚だしい差異があるのみならず、開墾すれば尙約百四十萬町歩も増加し得る見込がある。其内最も容易にして安全なものを選ぶも尙八十萬町歩ある。若し之を二十ヶ年計畫にて行ふと同時に一般の耕作改良をするものとすれば、二十ヶ年後の生産増加額は一七、五五四、〇〇〇石となるべく、其内鮮内の消費増加額を八、四六二、〇〇〇石と見積れば、輸移出額

九、〇九二、〇〇〇石の多量を得る望みがあるわけである。かくの如き計畫を實行すれば、内地に於ける米の不足の大部分を補ひ得るのみか、此開墾と土地改良とによつて朝鮮の財政經濟を豊かにすると同時に、内地移住民の渡來を容易ならしむこととなるのである。

實に朝鮮の産米移出高は併合當時僅々五十萬石内外であつたが、近年に於ては年々其約十倍内外を移出して居る(七六)。此等の事實に徴すれば如何に前途有望であるか、分明である。殊に米ばかりでなく、穀類一般の耕作に適する上に水産業の如きは長足なる發達進歩を示してゐる。即ち一九一一年には水産業者は二二八、二〇八人、漁獲高六、八六三、〇〇〇圓餘、製造高二、六五四、〇〇〇圓に過ぎなかつたものが、一九二〇年には人口五四三、九〇二人、漁獲高三九、二六四、六四五圓、製造高二、四〇二、四六〇圓に激増した。一九二一年も其漁獲高の如きは約四千五百萬圓に達して居る。内地よりの出漁も併合後著しく發展し、其漁區は朝鮮の全沿岸に亘り團體出漁も十一個一八、四四〇人に及んでゐる。一九二六年には漁獲高は更に五千三百七十四萬圓以上に達し、養殖生産高は二百四十八萬圓餘、製造高は三千四百十二萬圓餘に向上して居る。

又内地漁民の移住は内地の關係各府縣の獎勵と出漁の發展とにより年々増加し、今や南鮮より北鮮に亘り團體又は單獨移住を爲す者が少なくないのである。當局は此等の定着を獎勵し、漁村

の經營上種々の保護を與へてゐる。一九二一年末に於ける水産業者は四、五四七戸一七、一九七人である。一九二六年の出漁人員は鮮人三三二七、二七二人、其漁船數は四八、八八六隻、内地人七八、八九六人、一四、二二四隻である。

要するに農業植民でも、漁業植民でも、當局者は出來得る限りの援助を與ふべきものである。異郷にあつて單身奮闘するは勇しきことながら、種々なる困難と不利とを伴ふものであるから、寧ろ遠大なる計畫を以て集團的に移住民を誘導してこれに各種の經濟的利益又は特典を與へ、生活抵抗を低くすべきである。或は移住の障害と移住不振の原因とを除去するに務むべきである。此等の事に就ては徐々に述べて見ようと思ふ。

(二) 臺灣への移住政策

一八九七年政府は五百戸の移住計畫を立てたが、議會の協賛を得ることが出來ず、其後一九〇六年までといふものは何等植民に關する施設を見なかつたのである。こは吾人に取つて甚だ不可思議に見ゆる所であるが其原因は三つ程ある。即ち(一)植民の必要を感じなかつたこと、(二)臺灣の狀態が移住に適せず、且つ(三)其效果極めて少なかるべしと思つた爲めである(七七)。併し其後臺灣に於ける文化的施設は漸次行はれ、衛生狀態も著しく改善されたのみならず、土匪や蕃族の

危険も少なくなつたので、居住は段々安定になつて來た。其一方同島の産業は急速に勃興し出した。従つて追々農業植民の必要を感ずる様になり、總督府は先づ未開地の開墾出願者に對し、母國農民招致の條件を附して移住を奨励した。其結果一九〇六年數十戸の植民を得たのを初めとして、一九〇九年までに七九〇人の農民を招致したのである。然るに此等の計畫は皆營利を目的とする私人經營により植民は皆小作人ばかりであつたが爲め、全く失敗に歸して終つた。依つて總督府は一九〇九年から東部臺灣に於て官營植民を開始した。即ち移住適地四五、六九二甲之に收容し得べき人口五九、五二五人であつた。然るに其翌年から一九一六年までに七五四戸の移住を得たのみか、其中一〇二戸の歸還者を出して大いに失敗した。それで同年末に新移住民の募集を打切つて既設移住村落の整理に努めて居る。其一方民營の移住をも奨励してゐる。尤も民營植民事業の奨励は官營時代に於ても中止したのでは無いが、此種人工的誘導方法は甚だ困難なものである。これに比しダイヤモンドとか金とかの発見は非常なる人口誘導力のあるものである。南阿やオーストラリアやアラスカが急激に人口を吸引したのもそれである。人間の強烈なる經濟的欲求はよく寒暑の地でも吸引するものである。

臺灣に居住する内地人は主として商業と交通業に従事してゐるが、元來同島の内地人商業は臺灣人に壓倒されて甚だしく振はないのである。植民地の開拓と統治上よりすれば農民の移住が望ましいのに拘らず、臺灣に於ける農漁兩業の植民は至つて少ない。これは甚だ遺憾とすべき所である。

臺灣は土地肥え農産物に富むこと我植民地中隨一である。加之同島の農業は領有後指導奨励其宜しきを得たるため長足の進歩を爲して居る。即ち一九〇五年には産額五千三百萬圓であつたものが、一九二〇年の如きは二億百七十一萬圓となり、今や島内の需要を充たして餘りあり、之を内地及海外に輸移出するに至つて居る。實に農産物は臺灣の總輸移出額の七割強を占むるものである。又糖業、樟腦製造業及製茶業も非常なる進歩を示してゐる。糖業の如きは一九二四年度には新式製糖工場四十五、其能力三萬五千五十噸に達し、總資金二億八千二百二十萬圓に上つてゐる。他方水産業の如きも相當有望である。しかるに移住民殊に農民の植民する者少なきは甚だ遺憾である。同島の衛生状態と治安状態とは領臺當初に比し驚くべき相違がある。されば内地人の移住は將來益々有望であると思はれる。現今の状態では産業の開發進歩に比し移住民の數が甚だしく少ないと思ふ。

(三) 樺太への移住政策

樺太は朝鮮や臺灣と違ひ人口が稀薄で、且つ臺灣の如く悪疫や野獸の害が無い(七八)。其の上他の植民地は素より内地にも勝る健康地であると稱せられる(七九)。又天然の資源に富み其の開発は尙ほ今後に屬してゐる。尤も領有以來年々驚くべき産業上の發展を見て居るが、移住民の数はまだ極めて僅少である。これは主として樺太に關する知識の普及せられぬのによるものと考へられる。それ故嘗て國技館に開催された樺太展覽會の如きは誠によい試みであると思ふ。

しかし樺太廳は領有以後植民の招致に努力し、其の獎勵保護に關し少なからざる特典を與へて居る。而して對樺太政策は總じて對北海道政策の延長と見られる(八〇)。

實に樺太に於ける移住民に對する施設は我が政府の移住政策中最も行き届きたるもので他の範とするに足ると思ふ。前述の臺灣に於ける官營移民の採用方法などは甚だ嚴重で制限的であつた。此點は東拓よりもひどいものであつた。又朝鮮や臺灣の土地政策及植民の保護獎勵も樺太の様には行き届かなかつたのである。樺太に於ける植民政策中其主なるものを掲ぐれば次の如くである。

イ、土地政策

(a)選定地 一九〇五年から一九一五年迄に土地調査を行ひ第一期計畫として農耕適地七

五、四二〇町歩、改良後の農耕適地一、六三七町歩、牧場適地五九、七三九町歩及泥炭地七、五八一町歩を選定した。一九二〇年に於ける此等選定地總計は一四八、三三八町歩である。而して之を五町歩乃至七町五反歩の平方形に區分して農家一戸の收容に割り當てゝゐる。尙樺太に於て植民を收容し得べき農牧適地は概略四十五萬町歩ありといふ。

(b)土地改良 一九一五年以來排水道路の開設其他の土地改良に對して農民に夫々補助金を與へて居る。

(c)土地處分 移住民に必要な土地を特定し貸付、讓與、賣却及交換等の處分をする。其方法を概説すれば次の如くである。

- (1)市街及部落宅地 は一、五〇〇坪を限度として之を有償にて貸付け、事業成功の上賣渡すものである。但し素地のまゝ使用する場合には有償又は無償にて使用せしむるのである。
- (2)耕作地 是九萬坪以内を限り無償で貸付け、成功の上は之を呉れる。
- (3)牧畜地 是五十萬坪を限り、右と同様に處分する。
- (4)其他の土地 は一萬坪以内を貸付ける。但し會社又は組合には其五倍迄貸付の増加を行ふことが出来る。尤も重要生産業に對しては此等の制限を適用せぬことゝなつてゐる。

貸付期間は無償のものに就ては十ヶ年以内、有償のものは十五ヶ年以内とし、造林及泥炭地の開墾は二十ヶ年以内を貸付期限として居る。

又公共の利益となるべき事業に使用する土地は直ちに賣却、讓與又は無償貸付をする。其他事業により必要と認むる土地は直ちに賣拂處分をする。

ロ、農業植民

農業植民に關する保護及其特典の主なるものは次の如くである。

(a) 未開地 を一戸につき五町乃至七町五反歩を無償で貸付け、五ヶ年内に所定の家畜を有して其土地に居住し、且つ其土地の七割以上を開墾すれば其全部の土地を讓與する。規定による家畜の数は一萬坪以下の場合は所有せずともよろしく、一萬坪以上一萬五千坪以内のものについては馬又は牛一頭、それより一萬坪を増す毎に一頭宛増加せねばならぬといふ至極寛大の條件である。

(b) 家畜の購入補助 島外から家畜を移入する場合には牛馬各一頭につき五十圓以内を、又島内で種畜を購入する場合には牛一頭につき二百圓以内、馬一頭につき三百圓以内を各々補助する。一九二〇年に於ける此購入補助費は四十六頭三千七十圓である。

(c) 農具の購入補助 農産物製造及其副業に要する器械器具を買入れる場合には買價の幾分を補助する。

(d) 共同牧場 を豫定した場合には其部落に無償で貸付ける。

(e) 移住者 の汽車及汽船賃金は三割乃至五割を割引く。但し大泊・榮濱間は無代である。一體植民の乗物代は植民地へ定着的に移動すべきもの故、片道だけは何れの地へ移動する者にも無料としたものである。殊に團體的移住の場合は一層其便益を計つて貰ひたいものである。

(f) 移住費補助 一戸につき十五圓以内の移住費を補助する。一九二〇年度の移住費補助は百五十戸一千七百三十圓である。此等の補助も樺太に限らず、すべて増額して貰ひたいものである。

又移住後一ヶ年間に要する経費は一人約三百二、三十圓である。それ故東拓の移住経費よりも小額で済むわけである。東拓では大戦前の物價が比較的安い時代でも三、四百圓はかゝつたといふ。

ハ、漁業植民

樺太に於ては漁民の定住を奨励せんが爲め、漁業設備地を設け之を部落宅地として貸付けてゐる。又此等漁民の組織した組合には一定の漁業を免許し、漁業権を與へて經濟的援助を試みて居る。

要之、樺太は人口稀薄の上に、漁業、林業によく、農業もまだこれから發達するのであるから、内地人は續々渡來すべきである。況んや當局は銳意植民の誘導に努め、種々なる方法で歡迎して居るではないか。しかし余は新領土になるべく知識階級も移住せむことを望む者である。而して植民の指導者として文化の向上に貢獻せば、自他の益するところ僅少なからざるものであると思ふ。

(四) 關 東 州

イ、農 業 植 民

關東州には元來官有の荒蕪地にして水田の經營に適するものが少なくなかつたので、當時の都督府では内地からの植民を招いて之が開拓を爲さしめようとした。即ち一九一四年に二萬二千圓を支出して植民に貸付ける家屋、井戸及共同作業場等を建設した。又其一方に土地整理や道路、橋梁、堤防、灌溉排水等の諸工事に著手し、其翌年に之を完成したのである。

かくて其年の春第一期移住民を二十名募集したところ四十八名の應募者があつた(八一)。都督府は技術員に此等植民の農事指導をさせたり、又警察官には其移住地を特に保護させたりした。而して土地に就ては最初一戸毎に割當てゝやる方針であつたが、植民の希望を容れて移住の初年に限り共同作業として、田二十二町五段歩、畑三町歩、桑畑五段歩及果樹苗木植付地二段歩を耕作させたのである。尤も畑地は菜園及雜穀栽培地として一戸當り一段五畝歩宛を割當てたが、此等の耕作は何れも成績不良であつた。

こは主として天候其他の不可抗力によるけれども一面植民の素質が劣悪であつたことも其因を成したのである。彼等は來着早々徒らに不平を唱へ、其大部分は秋季を待たずして歸還して終つたのである。で一九一五年末には殘留者は僅かに三戸となり、其翌年には更に一戸となつたが、新移住者九戸二十七人を得たのである。此の後から新に來住した者は其前の者よりも素質が良好であつた。さりながら都督府の移住農村經營の計畫は全く失敗に歸したと云つてよろしい。

元來關東州は丘陵地帯で其土地は概ね硯角である。たゞ滿鐵附屬地は滿洲の中部平原を貫通し肥沃の地を有して居るに過ぎない。それ故關東州内だけでは將來も其農業は餘り有望と云ふわけには行かない。産物としては高粱、大豆、粟、モロコシ、野菜及果實等である。米作も近年は進

歩を示してゐる。南滿地方に於ける米作は數十年前朝鮮人によつて始められたものであるが中々發達しなかつた。一九一〇年頃邦人が米作を開始してからようやく同地方人の注意を惹くようになり段々進歩し出したもので、鮮人移住の増加と共に益々米作に従事する者が出來て來たのである。近年に於ては同地方で約十三萬石餘を産するといふ(八二)。

しかし州内の農民は一般人口の増加と反對に減少を示して居る。此點から見ても州内の農業は樂觀をゆるさぬのである。之を表示すれば次の如くである(八三)。

年 度	一般人口	農民數
一九一七年	七〇七、五四五	三四二、一二三
一九一八年	七五一、〇一七	二〇九、三二九
一九一九年	七九七、六七四	一九四、四〇七
一九二〇年	九一一、七〇六	一九〇、八七一

而して其耕地は一戸平均約一町歩であつて、樺太に比較すると其半分にし過ぎない。

内地人農民は一九一七年に三五五人、其翌年に二〇一人、一九一九年に二〇二人、一九二〇年に二二七人である。一九二六年には農專業の戸數が一三八で人口は三六八、兼業は一六〇戸一八六名である(八四)。

要するに以上概説した如く關東州に於ける農業植民は甚だ振はず、又將來も望が少ない。しかし關東廳は農事獎勵にも相當力を致し、徒らに舊慣を墨守して居た支那人農業者に農法の改良進歩を指導し、多少の効果を收めてゐる。

□、漁業植民

關東州は右の如く農業には恵まれて居らぬが、水産業には好適である。即ち其海岸線は五百哩に及び到る處の沿岸港灣は漁船の出入に便で、漁業地として誠に形勝の地位に在るものである。更に其海水は寒温兩性の水族に適し従つて魚の種類は甚だ多い。それ故住民は古來漁業に従事する者多く、水産業は實に關東州の産業中重要なものである。

同地方の漁場は冬季は南方の一部分に限られるが、段々暖かくなるにつれ漸次北方へと擴大され、夏季は殆んど到る處に漁場を見るのである。これは寒くなると鱈や蝶の類を除いた以外の一般魚族は温水を追ふて南方に移動する爲めである。

同州に於ける邦人の漁業は日清戰役當時に其端を發したが、平和の克復と共に却て需給關係から自然的に消滅して終つた。然るに日露戰爭が始まると再び我が出征軍に鮮魚の供給をする必要が生じ、邦人漁業も茲に復活し急に漁船も六百隻に上り漁業團體も二十組以上の多數に達したの

である。其結果遂に供給過多になり、漁民は非常な悲境に陥つて終つた。そこで我が軍政官も漁業組合を組織せしめて之が救済策を講じたが遂にこれも失敗に歸した。で民政署は一九〇六年に組合規則、漁業取締規則及市場規則等を設け、強制的制度によつて水産業の保護、奨励を期したのである。其結果同業は漸次發達し、近年に至つては長足の進歩を示して居る。殊に同地方の支那人は内地式の漁具や漁法を採用するに至り、漁場も百五十ヶ所の多き上つてゐる。一九二〇年度には漁獲高一、九四四、五〇四圓、製造高六七六、四〇三圓、製鹽高一、三三一、〇〇一圓に達して居る。其内重要水産物は鯛の五八二、二〇四圓、鱈五四七、一九〇圓である。一九二六年の漁獲高の如きは三百三十三萬圓以上上つてゐる。

内地人漁業者は主として内地からの出漁者であるが、近年移住奨励の結果漁業植民は逐年増加を來してゐる。一九二〇年に於ける内地漁民は一三四人、漁船一〇一で、内地よりの出漁者は一、三四四人である。八五。一九二六年末の漁民は五戸三一三人で、内地よりの通漁者が七九八人である。

一九二二年度に於ては漁業植民の漁船は一一〇隻で、出漁者のもの二〇五隻、其漁獲高總計は六四八、八九三圓である。八六。尙ほ東洋捕鯨會社は一九一四年に同地方で捕鯨業を開始したが其成

績は極めて良好であるといふ。同地の漁業組合は廳の補助を受け、半官半民の組織で移住漁村の經營を初め、種々微細の點に亘つて共同扶助を爲すものである。同州の魚市場は一九〇六年大連と旅順とに設けられ、水産試験場は一九〇八年より老虎灘に開設せられた。

要するに州内の漁業は有望で益々漁業移住者を招致せねばならぬと思ふ。殊に同地の製鹽業は我が租借後異常の進歩を來してゐるが、鹽不足の内地に對し、重大なる地位を占めて居るのである。即ち州内の生産高は朝鮮や臺灣よりも遙かに多額で、附屬地を合すれば内地生産高の三分の一以上を占めてゐる(八七)。

ハ、商業植民

關東州の經濟的生命は貿易にある。實に此の租借地は一方軍事根據地 (Colonie militaires 又は militärische Stützpunkte) であると共に、他方商業根據地である (Colonie de Commerce, Comptoirs de Commerce, Handelskolonie)。同州の貿易高は近年迄他の四植民地を合せたよりも遙かに多額であつた(八八)。而して我が國唯一の自由貿易港である。この點は英領の香港や海峽植民地によく似て居る(八九)。實際上同州は滿洲の經濟的生命を握つてゐるのである。滿洲の重要産物たる大豆、豆粕、豆油は新に歐洲に其販路を擴張せる爲め、此等は滿鐵により大連まで輸送せらるゝを以て

州内及州外の鐵道沿線各地の商業は異常なる發展を爲してゐる。而して開港は大連、旅順の西港營口及安東になつて居るが、概ね大連から移輸出されるのである。市場の如きは近年州内に十ヶ所其出店数は二六二に達し、附屬地には八ヶ所二一七店を算するに至つて居る。取引所は此等地方に九ヶ所、商業會議所は十ヶ所ある。重要物産同業組合も近年激増し、一九二〇年には州内に七十個組合員四四、五九六人を數ふるに至つた。此等會員の大多數は支那人である。又附屬地には九十個會員四、七四〇人あり、其大部分は内地人である。

之を要するに同地方に於ける商業貿易は年々驚くべき發達を示し來り、將來も甚だ有望である。更に同地方内地人商業者の發展如何は、我が對滿蒙政策上刮目せねばならない。一九二四年末に於ける州内農漁兩植民が一、五八八人なるに、商業及交通業者は三三、四〇一人に達してゐる(九〇)。

(五) 南洋群島への移住政策

南洋廳は一九一七年南洋群島渡航及居住取締規則(九一)を發布し、同地方に滞在又は居住の爲め渡航する者は一定の目的を有し、且つ左の條件を具備せねばならぬこととした。

(一) 單獨渡航者は上陸の際金百圓以上を所持すること。但し民政署に於て適當と認めたる島

内身元保證人あるときは其必要はない。又渡航者の家族の婢僕も此適用を受けない。

(二) 團體渡航者は之を統轄し代表し得るに足る資力と權能ありと認むる統率者を有せねばならぬこと。

つまり以上は簡單なる移住制限である。一九二〇年に於ける島勢調査によれば内、鮮及外人は三、七一一人で、其内從屬する無業家族及家事使用人五一三を引いた三、二〇四人に就き其職業を示せば次の如くである(九二)。

	人員	パーセント
公務 自由業	一、〇二〇	三一・八
工業	九一三	二八・五
農業	五二〇	一六・二
交通業	二三〇	七・二
商業	二二四	七・〇
其他の有業者	一九一	六・〇
鐵業	四五	一・四
水産業	三九	一・二
無職業	二二	〇・七

右を更に職業上の地位に就て表示すれば左の如くである。

合 計	三、二〇四	一〇〇・〇	三〇〇
業 主	三一一	九・七	
職 員	六九一	二一・六	
勞 務 者	二、二〇二	六八・七	
合 計	三、二〇四	一〇〇・〇	
農、牧、林、漁業者	七六一	一〇、一五〇	内地人
公務員及自由業者	五九三	三三・三	植民地人
商業及び交通業者	二四二	四四	
工、礦業者	二二五	五二・四	
其他の有業者	一、〇二二	七一・二	
無職業及無申告者	二、七一一	三七、八一三	
合 計	五、五五〇	四九、五六七	

要之南洋群島は七百四十七の島嶼から成立つて居るが、其面積は百六十三方に過ぎず、何等見るべき産業無きのみならず、現今の所近き將來に於て大いに發展し得べき見込あるものはない。

強ひて云へばアンゴールの島の燐礦や熱帶産物例へばコブラ、甘蔗、タビオカ、椰子、紅樹等があるのみである。水産物も魚類の種類は多いが、其量に乏しく今のところ餘り有望ではない。貝類殊に高瀬貝と蝶貝とは鮫鱈同様輸出されて居る。しかし同群島地方は低緯度の熱帶圏に屬し、且つ大陸や河川と遠隔して居るが爲め水産物は案外豊かならず、従つて發達の望みが少ないのである。右様の次第故此植民地は交通、通信及軍事上の價値はあるが、移住地としては問題にならない。尤も軍事上の目的に之を使用し得ざることは國際聯盟規約第二十二條に規定してある通りである。

植民者としての日本人

内地人口の調節上將た又植民地の統治經營上植民地への移住はもつと多からむことを望まざるを得ない。現在の状態では我が國情から見て甚だ心細いのである。其人口の増加數から見れば、植民地移住も不振と云はねばならぬ。然らば此等植民地への移住に關して如何なる障害があるか一考して見よう。而して植民を誘導するには此障害を除去せねばならぬ。更に進んで他の有力なる積極的政策にも依らねばならない。

移住不振の原因又は障害を二大別して列記すれば大様次の如くである。但し順位は事の輕重を示すものではない。

(一) 植民地自體に關する移住不振の原因

- (a) 樺太及南洋以外は既に人口稠密であること。
 (b) 氣候が内地よりも概して劣ること。此事は住居や耕作や其他の勞働に重大な影響を及ぼすのみならず、第一移住の動機を阻止するものである。
 (c) 衛生状態悪く悪疫流行する處、猛獸、洪水、風害ある處少からず、尤も此等の障害は近年概して其面目を一新するに至つて居る。臺灣や樺太は内地よりもよいと云はれる位である。
 (d) 植民地は生活程度低きこと。従つて、移住後勞銀其の他に於て植民地人と競争困難を感ずる場合が少なくない。然し生活程度の低いことは、却つて移住の動機にもなり得るのである。

(e) 植民地は概して文化低きこと。それ故近代文明の恩恵に浴すること少なきに至る。例へば學校へもよい學校へは行けず、又高等教育を受けることがむづかしい。然るに文化人は逐年其生活の複雑化を喜ぶ傾向がある。即ち文化的施設は益々人の生活を平易にし多種類

の享樂を與へる事になる。しかも人間は享樂生活を喜ぶ。生活抵抗の高い處は有難くないのである。しかし此點も逐年改善され朝鮮と臺灣には大學が設立された程である。

(f) 風俗、習慣、言語等が異なること。生活様式、殊に言語や習慣の異ふ異人種の間に住むことは不便で、且つ生活に不安定を感ずる。殊に消極的な農民などには一層苦痛であらねばならない。此の意味でよく戦場の勇士と同様の勇氣があると云はれる。

(g) 産業の状態幼稚なること。この事も反對に移住民誘導の原因となり得るものであるが、普通は産業が勃興せねば人口を吸引しない。商業が興つてバダビア、ボンベイ、マドラス、香港、シンガポール等に人口が誘導され、鑛業が盛んになつてオーストラリアの東西沿岸に人口が殖え、又工業のためにポストンやニュー・イングランド地方に人口が吸引されたのである。キューバやモリシアスは糖業が人を呼んだ。

(h) 資本の投下が少ないこと。これは内地の金利がよすぎるからでもある。僅か一、二萬圓もあれば内地で安樂の生活が營めることになる。けれども資本が植民地に活動せねば産業も振はない。人も行かない。否な行かんと欲しても資本無きため行けないこともある。要するに植民の計畫の大小に拘らず、事業の成功の爲めには多少の資本を要するのである。

資金が多くあればある程内地同様やり易くなる。

(i) 植民地は既して内地よりも賃銀少きこと。而も(d)の如く植民地人の生活程度が低い故樺太や南洋以外の地では土着人労働者に敵し難い。

(j) 内地に比し却つて生活費の高い處がある。即ち物價や家賃の安からざる處へは移住困難である。

(k) 植民地は交通不便の處少なからざること。

(二) 内地人自體に關する移住不振の原因

(a) 日本人は愛郷心に強く、一生永住の目的を以つて異境に出づる者が少ない。即ち出稼的である。これは家族的移住によらねば中々改め得ない點である。移住を考ふる時は必ず男女關係を考へねばならぬ。金、健康、女、勇氣等が移住の重大な要素である。人間は動物である。而も常時性の欲求を有する動物である。衣、食、住、性は有形的人間生活の基調である。此本能を色即是空でかたづけて終ふことはむづかしい。健全なる社會を形成するには先づ男女の數の等しいことが望ましい。此數の割合で色々の社會體様が發生する。植民が永住安堵して其生を異境に送るには一層此問題を注意せねばならない。嘗てシヤムや

南洋方面に發展した邦人も女が伴はなかつたが爲に、其の血は移住地の血にかされて形態を失つて終つた。英人が植民事業に成功した一因はたしかに此男女植民乃至家族的植民の賜物である。此事は東郷博士も其著「植民夜話」に於て色々と實例を擧げて力説して居れるが甚だ喜ばしいことである。泉博士の如きは「されば臺灣、朝鮮、樺太等に家族を引率し、永住の目的を以て渡航する時は植民であるが、反之移民は一時的國外移住で、再び本國に歸來するの意思を有するを通例とする。」(九四)と述べて居られるが、移住する以上移民の何れに拘らず永住的にしたいものである。移民は必ずしも出稼を通例とはしないのである。殊に歐洲移民の如き然りである。要するに永住せしめるには家族的移住が望ましいのである。

(b) 農民は保守的であること。植民地開拓上、且つ又其健全なる發達上重要なものは農業植民であるが、彼等は至つて消極的である故、進取的になるよう指導せねばならない。

(c) 移住費を要すること。政府や會社等の奨励特典があるに拘らず、其等が充分でない爲め移住費が二、三百圓もかゝる。これは日本の農民にとつては大金と云はねばならぬ。農業労働者即ち日傭取りや小作人等には殆んど不可能のことである。

(d) 植民地に關する知識が普及されて居らぬ。茲に於てか植民地教育の必要が痛感されるのである。何人も知識のない土地には中々行く氣になれない。如何なる處であるか、如何なる利益があるか、之が開拓に關しては如何なる使命があるか、如何に興味があり且つ有望な地であるか等を知らしめねばならない。小學校の教科書にも此點を注意して材料をなるべく多く加へて貰ひたいと思ふ。

(e) 日本人は徳川氏の長期に亘る鎖國に禍ひされて移植民の經驗に乏しくなり、之が興味と活力を大いに減殺され、所謂島國根性的の缺陷を有すること。

(f) 宗教的信念に乏しいこと。従つて不撓不屈物事に耐えたり、又至誠勇邁の犠牲的、奉公的精神に缺けて居りはしまいかと思はれる。寧ろ政府の庇護のみにたよつて居る傾きがある。

要するに右各種の障害は自然的に又は人工的に除去し得るものである。否既に除去せられつゝある部分も少なくない。爲政者は宜しく此等の諸點に留意して移住を奨励し、移住後はなるべく多くの保護、特典を與へねばならぬ。物質的に精神的に誘導の方法は種々あると思ふ。例へば生活抵抗の低減に努め産業の發達を計り、人間の經濟的欲求を巧みに利用して其幸福と利益とを増進

してやらねばならぬ。其一方常に性の問題や人種改良の問題を考慮せねばならない。移植民の教育を怠りながら、徒らに植民の選擇を嚴正にしてはならない。素より其質は出す前も出してから後もよく留意して向上指導せねばならない。しかし選擇の時だけやかましくして其前後を考へぬやり方は甚だ面白くない。殊に日本のような國情では大に其量に腐心せねばならないと思ふ。

植民地に於ては土地の分配と設備とに力を致し、内に於ては植民の豫備的教育を盛んにせねばならぬ。殊に勇氣といふものが肝要である。異境を屁とも思はず、寧ろ新しき天地を開き、且つ土着人等を指導教育する位の覺悟が大事である。アメリカ人の如きスポーツマンシップを養つて此新領土の天地に新社會、新生命を樹立することを愉快にする様にならねばならぬ。徒らに内地に於て就職難や失業難をかこつよりも、新天地に勇飛することを以て男兒の本懐とするが如き氣風が起らねばいかぬ。殊に教養ある青年男女が進んで民族の第一線に立つ心懸けがなければ大民族とは稱し難い。余は知識階級の男女が續々新領土に移住經營することを特に切望するものである。爲政者は是等に對し大いに恩賞督勵に努めねばならぬ。移住者が移住出来易い様な機會と方法とを開いてやらねばならぬ。即ち人口の誘導策に腐心せねばならないのである。殊に異境に在つて普通人の最もたよとするものは金と政府の權威とである。素より植民が政府にばかりたよる

といふ依頼心は好ましいことではないが、植民の獨行的經營の努力と政府の保護獎勵が其宜敷きを得た時には最も望ましい効果を招徠するものと信ぜられる(九五)。

植民地への移住獎勵の原則は大略以上の如くであるが、此植民地政策の具體的問題は植民地により又場合により種々適用を考慮せねばならないものである。

更に植民政策は植民地人の方面も大いに考慮せねばならぬことを一言附記して置きたい。彼等の生活や文化に對する侵略であるが如き觀念を抱かしてはならない。植民は土着人の風俗、習慣等を尊重しよく彼等を同情し理解し、共存共榮の實を擧げねばならぬ。否な其文化の向上に努めねばならぬ。爲政者も此高きに理想を置くの要がある。余が有識者の移住を高唱する所以も自からこゝに存するのである。矢内原忠雄教授は其の近著「植民及植民政策」に於て植民地政策の最後の理想と根據とを愛に置いて居る。テニソンの不朽の愛に置いて居る。又以て味ふべきの言であると思ふ。

第五章註

(一) 拙文「實業」一九二八年七月號及萬朝報一九二五年四月二十六日參照。

- (二) 此等の諸説は社會政策學會編「移民問題」に就て各々參照せられたい。
- (三) 米田博士「現代人口問題」二五二頁。
- (四) 高野岩三郎博士「本邦人口の現在及び將來」一四三—一四四。
- (五) 安部磯雄氏「人口問題と産兒制限」。
- (六) 前出「移民問題」八九—九〇。
- (七) 大河平氏「日本移民論」三六一—四二。
- (八) 前出「移民問題」三九—五六。
- (九) 右同、一一三—一一五。
- (一〇) 右同、一二三—一三五。
- (一一) 右同、八八—八九。
- (一二) 松岡氏「植民新論」二五七—二五九。
- (一三) 加藤直士氏論文は「大觀」一九二〇年十二月號に所載。
- (一四) 後藤子述「日本植民政策一斑」一一四。
- (一五) 右附録參照。
- (一六) 相馬由也氏編「大隈侯論集」五六。
- (一七) 拙文「英國の膨脹と其反對論」早稻田政治經濟學雜誌、一九二八年九月一日號より。
- (一八) 右同。
- (一九) 右同、第十一號、特に七七—七九。

- (一〇) 竹越與三郎氏「南國記」。井上清氏「南洋と日本」第一章。
- (一一) 著者論文「榎本武揚子とメキシコ移住計畫」一九二八年外交時報一月號より八回に亘つて連載。ひとり榎本子のみならずメキシコ關係の諸氏に就て記述して居る。日墨關係史の如きものである。著者のメキシコに對する見解も併せて知ることが出来ると思ふ。
- (一二) 長谷川新一郎氏「墨國一覽」二六四—二六五及二八〇—二八二。又日墨同盟論を唱ふる者もある、右拙文參照。
- (一三) 堀口九萬一氏の外務省への報告。高岡熊雄博士「ブラジル移民研究」第八章。野田長治氏「世界の大寶庫南米」八〇、同氏講演筆記二一六。海外興業會社、南米ブラジルと日本移民、五四—五五及六〇—六七。正金銀行、ブラジル・サンパウロ州耕地事情第十一章二七二—二八一（正金留學生大野篤雄氏報告）。ブラジル時報社長黒石清作氏、最近のブラジル一—二、一一、五五—五八。福原八郎氏「伯國植民地視察報告書」。野田長治氏「ブラジル入國記」、同氏、新南米。竹澤太一氏「南米の寶庫ブラジル」。福原八郎氏其他共編、伯國「アマゾン河流域植民計畫に關する調査報告」。古川大斧氏「伯國の金儲け」。富田愛次郎氏「ブラジル移民問題に就きて」。藤田敏郎氏「南米の植民地」。海外興業「ブラジル渡航の諸子へ」。日本移民協會「伯刺西爾」。浦田芳朗氏「南米ブラジル渡航案内」。海外興業「南米伯刺西爾と日本植民」及同社機關雜誌「移民地事情」等參照。
- (一四) 鎌田榮吉氏の序文（光吉元次郎氏譯、移住論の卷頭にあるもの）、但し同氏は南洋方面を視察され近年熱心に其地方への移住發展を提唱せられてゐる。田島錦治博士序（前記大河平氏著卷頭にあり）。
- (一五) 東郷實博士「日本植民論」二八三。
- (一六) 一九二三年二月二十三日官報號外三七七頁。
- (一七) 永井柳太郎氏、非南進論及滿韓集中論、同氏「社會問題と植民問題」三七二—四一〇。中野正剛氏「我が觀たる滿鮮」。山川茂雄氏「蒙古」序文。眞繼義太郎氏「現代蒙古の真相」等。尙拙文「日米露三ヶ國とカムチャツカ」政治經濟學雜誌第二及第三號參照。

三號參照。

- (一八) 井上雅二氏「西半球を巡りて」五一九。大隈侯論集六六三—六六八。高橋作衛博士意見、前出「移民問題」九九頁。
- (一九) 東郷博士「植民夜話」二〇三—二一四。
- (二〇) 永井氏「植民原論」七三—八五。
- (二一) 鹽澤博士ケブナーの譯「植民政策」の序文參照。
- (二二) 前出「移民問題」二〇一—二〇二。
- (二三) 矢内原忠雄氏「植民及植民政策」八一—九頁。
- (二四) 内閣統計官の二階堂保則氏の如きも此説を取つて居られる。同氏「本邦人の生死に關する統計的批判の概要」を參照。
- (二五) 歐米文明諸國に於ける出生率の低下は各國學者の均しく認るところであるが、日本の出生率に關しては異論がある。例へば米田博士は「尙ほ我國最近の人口出生率の傾向は、増加に非らずして寧ろ減少に非らずやと疑はる。とにかく余は我國に於ても、今後現代文明がますます普及し發達するに隨ふて、自から出生率減少の傾向は、起り來るであらうと推測するのである。」と云はれてゐる。一方高野博士は「然して歐洲等では近來益々出生率を減少するに反して、我邦では上臈の勢を停止せざるが故に、最近一九一一年には三四・一%と云ふ普通並より高き率を示すに至つたのである。」と述べられてゐる。又「本邦の現時の出生率はかく確かに普通並より高い方であるが、更に今後に於ては如何。……如何に我邦が人口既に太だ稠密なりとは云へ、今日を以て我邦の出生率の頂點に達したるものとは輕々に論定し難いのである」と二階堂氏の見解に反對して居られる。米田博士「現代人口問題」一七。高野博士「本邦人口の現在及び將來」六三—六五。

歐米人口出生率の低下に關しては種々の書類があるが Dublin, Population Problems 中にある R. M. MacIver 氏の所說 Ch. XIX. Trend of Population with Respect to a Future Equilibrium を用いた第九圖を見れば歐洲出生率低下は一目瞭然

たるものがある。これによるとイタリもベルジウムもオランダも英國も他の諸國と同様の趨勢を取つて居る、同書二九九頁。米國の低下に就ては一九〇七年三月 Journal of Sociology. 中の Rees 氏論文 Western Civilization and its Birth-Rate. 又一九〇九年五月號 North American Review 中の Hoffman 氏の論文 The Decline in the Birth-Rate 及 W. S. Thompson, "Natural Increase of Population" in Dublin, op. cit. 等参照。

(三) 人口食糧問題調査會「人口食糧問題調査會に於ける内外移住方策及勞働の需給調節に關する方策の決議答申に至る經過並に議論の要點」一九二八年二月刊行參照、この中に會則や會員の名簿等も添加されてゐる。

一九二八年「水産界」六月號中の「人口食糧問題調査會の水産部會成案」人口部及食糧部共各別に一九二八年九月二十六日答申案を可決し、其翌日首相官邸に於て總會を開催し可決確定した。其内容は東京朝日新聞二十七日朝刊參照。

(三七) アヨインテーク式現行大日本法令第九參照。一九二七年四月三十日内務省令第二十八號によつて海外移住組合法施行規則が設けられて居る。

(三八) 拙著 Japanese Colonial Government, Preface 參照。

(三九) 前出、植民地便覽一九二八年度一頁による。但し植民地人口の一平方里密度が四、〇三七人とあり、内地の密度の二倍に達して所るが如く掲載されて居るのは何かの誤りであらう。官廳の出版物には此種の誤りが甚だ多いので閉口する。誠に不體裁のものが少なくない。

(四〇) 一九二二年度刊行拓殖局、植民地便覽には南洋を除き七四一、六四四人とあるけれども此數字は朝鮮の分は朝鮮總督府、一九二二年度「朝鮮要覽」三五頁。臺灣の分は臺灣總督府、一九二一年「臺灣事情」第三章五頁。關東州は一九二一年關東廳統計要覽一九頁。樺太は樺太廳治一斑第十三回三〇頁。南洋は一九二〇年十月一日國勢調査の際の數字で拓殖局「南洋群島事情概要」三〇頁に依つたものである。

(四一) 外務省「海外各地在留本邦人職業別人口表」による。但し「大正十四年十月一日現在調外務省通商局、海外各地在留本邦人職業別人口表」第二表には五六八、一〇一人とある。

(四二) 一九二八年度報知年鑑七一頁による。但し此數字は疑點が多い、たゞ最近であるからこれによつた。ブラジルの如きも七十萬以上に計上されて居ることは恐らく誤謬であらう。高岡博士の研究によるも一九二三年現在で三一、〇四二人にしか過ぎない。同氏、ブラジル移民研究三七―三九。又一九二七年の朝日年鑑によるも一九二四年六月三十日現在で四一、七四四人とあり、一九二五年現在在外務省調査は四九、四〇〇人として居る。それ故四萬内外が妥當のやうである。南米拓殖會社の計畫も今後十ヶ年間に一萬戸四萬人を移住せしめ將來十五萬人に達せしむる豫定である。又一九二八年九月十三日の朝日によれば海外移住組合では梅谷聯合會理事が一六〇、九二五町歩の土地をブラジルに得て明年一月から四百家族二千人を移住せしめる計畫であるといふ。アマゾン興業會社も移住計畫を立てゝゐるが其事業は將來に屬す。此等や海外興業の移住民其他をも總て加算しても七十萬などにはならない。前記朝日年鑑によれば内地人居住者の最も多いのは支那で一三八、四九一人、北米一三一、三五七人、ハワイ一二三、〇三六人、ブラジル四一、七四四人と云ふ順である。又一九二五年十月一日國勢調査當日現在在外務省調査によれば滿洲(關東州を含む)一八四、五二八人、米國一三三、〇八〇人、ハワイ一二五、七六四人、ブラジル四九、四〇〇人、支那(滿洲を除く)四七、六一二人の順序である。而して一九二五年度海外在内地人の總計は六一七、九二九人である。最近十ヶ年間の趨勢を見れば左の如くである。

一九一六年	四一三、一九九
一九一七	四五〇、七七四
一九一八	四九三、七五五
一九一九	五三三、七九一

一九二〇年	五四一、七八四
一九二一	五六八、一〇一
一九二二	五九〇、〇二四
一九二三	五八一、六五〇
一九二四	五九四、六一一
一九二五	六一七、九二九

右の如く大體年々増加はして行つて居るが其速力は極めて遅鈍て到底内地人口の激増に對比することが出来ない。外務省通商局「海外各地在留本邦人職業別表」參照。尙朝日年鑑一九二七年一六九—一七〇頁參考。

- (三) 前出、報知年鑑七二、二四二及二七三頁による。
- (四) 前出、植民地便覽一頁による。
- (五) 右同、二頁。前出、通商局統計及第四十六回帝國統計年鑑等による。
- (六) Niobe, *The Japanese Nation*, pp. 254—255.
- (七) 一九二三年朝鮮要覽一二頁。
- (八) 此數字は植民地便覽一九二二年刊行一六頁による。前出、朝鮮事情要覽一九二二年度三五頁には一八、九九四人とあるけれども、これは戸數の割合から考へて見ても、又一九一二年度が一六、五八九人なる點から見ても恐らくは間違であると思ふ。
- (九) Koller, *Colonization*, p. 24.
- (一〇) 一九二八年朝鮮要覽三九五頁、一九二三年朝鮮要覽五〇二頁及第二十二章參照。
- (一一) 例へば中外商業一九二三年六月十九日。

- (三) 拙文、政治經濟學雜誌第一號二〇七—二〇八頁參照。
- (四) 拙文、「榎本子とメキシコの拓殖計畫」外交時報一九二八年九月十五日號參照。
- (五) 一九二八年朝鮮要覽一一—一四參照。
- (六) 第六章參照。
- (七) 詳細は臺灣總督官房調査課「第十六統計摘要」三二—三三。同「臺灣人口動態統計」三一六—三三六參照。
- (八) 同調査課「臺灣總督府第二十四統計書」九二—九七。
- (九) 例へば右同書三六頁對照。
- (一〇) 前出、第廿四統計書、三六頁及第十六統計摘要二四頁による。しかし植民地便覽一九二二年一六頁には八四、五一四人とあり、何れも一九二〇年末現在の調査である。
- (一一) 田中一二氏編、臺灣年鑑一九二五年四八四頁、尙蕃人に關する參考書としては臺灣總督府、臺灣蕃政誌。同、臺灣蕃族圖譜。同、理蕃史綱。岡松參太郎博士、臺灣蕃族慣習研究。臺灣蕃族調査會、蕃族調査報告等を擧げることが出来る。
- 外國語のものは Kakyō, I., *Die Wilden Stämme von Formosa*. Gesellsch. f. Erdkunde. Ztsch. V. 31. Berlin, 1896; Tainor, E. C., *The Aborigines of North Formosa*, Shantung, 1874; Taylor, G., *Aborigines of Formosa*, China Rev., Fongkong, 1835 v. 14; Arnold, J. H., *The People of Formosa*. Smithsonian Inst. Miscell. Collec. V. 52. Washington, 1910; McGovern, J. B., *Among the Head-hunters of Formosa*. London, 1922; Steere, J. B., *The Aborigines of Formosa*, China Rev. Hongkong, 1874; Yamasaki, N., *Ein Besuch in den Kopfjägerdörfern auf Formosa*. Anthrop. Gesellsch. Mitteil V. 31. Wien, 1901 等がある。
- (六) 一九二一年樺太廳治一斑第十三回二九頁。

- (四) Asami, N., Japanese Colonial Government, p. 38.
- (五) 共通法第一條。
- (六) 尙ほカバフトの土着人に關しては、
Pisudski, B., Die Uribewohner von Sachalin. Braunschweig, 1909, V. 36; *Ibid.*, Gityaks and Their Songs. Folk-lore. London, 1913, V. 21; *Ibid.*, Das Bärenfest der Ajnen auf Sachalin. Braunschweig, 1909, V. 96; Tschelchov, A., Die Verbreitinsel Sachalin, Süddeutsche Monatshefte. München, 1915 Jahrg. 12; Müller, M., Die Japanische Kolonie Karalts. Göttingen, 1916, Jahrg. 62; Labbé, P., Une Exploration à l'île Sakhaline. Soc. Normale de Géog. Bull. N. 23 Rouen, 1901; *Ibid.*, L'île de Sakhaline Bull. Soc. de géog. Paris, 1901, V. 23; *Ibid.*, Sakhaline. Questions Diplomatiques et Coloniales Paris, 1905, V. 20; Hawes, C. H., In the Uttermost East. London, 1903; *Ibid.*, A Visit to the Island of Sakhalin. Scottish Geog. Mag. Edinburgh, 1903, V. 19.
- 尙ロシア語の文献としては一九〇九年ツワヤストラナー第七〇—七二號にオ・ヒルスウッドスキー「樺太土着民族に就て」の論文。軍醫學校人類學會研究第五卷中のア・イ・タレネツキ「樺太アイヌ族の人類學的・土俗誌的研究」。シベリヤ史實統計材料集第二部第一版中のエフ・デー・ブレラドウィッチ「南樺太の土俗研究」。アムール地方研究會記事一九〇七年第一〇號中のオ・ペ・ヒルスウッドスキー「樺太アイヌの經濟生活梗概」。ヤフタ第二號「樺太アイヌの松前島移住」。世界畫報一八七九年第一〇號「樺太アイヌの諸型」。ニーツ一八八〇年第二號「樺太アイヌ」等甚だ少なくない。邦文ではカバフト土着民だけに關する著述はないようであるが、谷口英三郎氏「樺太植民政策」第十一章などは簡單ながら一寸面白いものだと思う。
- (五) 樺太要覽三六—四三參照。
- (六) 關東廳、統計要覽一九二一年、一四—四二。

- (六) 詳細は關東都府施政誌二二—二三頁參照。
- (六) 拓殖局「南洋群島事情概要」三三—三四頁。尙詳細は松岡靜雄氏、ミクロネシア民族誌、同、太平洋民族誌を參照。
- (六) 臨時南洋群島防備隊「南洋群島島勢調査報告」一二頁に於る。
- 尙詳細に就つては、Croby, E. T., The Caroline Islands and Their People. N. Y., 1879; Hojls, W. H., Cruises along by-ways of Pacific, Boston, 1923; *Ibid.*, The Islands of Yap and its People. Current History. N. Y., Feb. 1922; Christian, F. W., The Caroline Islands. Scottish Geog. Mag. Edinburgh, 1899, V. 15; *Ibid.*, The Caroline Islands. Travel in the Sea of the Little Lands. London, 1899; *Ibid.*, Caroline Islands. Washington, 1898; Furness, W. H., The Island of Stone Money; Krieger, W., Yap, 2 vols. Hamburg, 1917—1918; Slesius, P., Die Karolinen—Insel Jap. Berlin, 1906; Steinmetz, S. R., Rechtsverhältnisse von eingeborenen Völkern in Afrika und Ozeanien. Berlin, 1903; Prager, M., Volk und Inseln der ostlichen Karolinengruppe. Beiträge zur Kolonialpolitik und Kolonialwirtschaft. Berlin, 1900; Finsch, O., Carolinen und Marianen. Hamburg, 1900; Blakeslee, G. H., Japan's New Island Possession in the Pacific. Jour. of International Relations. Baltimore 1921, V. 12; Froidevaux, H., Les ambitions allemands dans les eaux du Pacifique. Paris, 1918; McClunh, A. C., Mysteries of the Pacific. Melbourne. 1903; Fletcher, C. B., The New Pacific British Policy and German Aims. London; 1917.
- (七) 此事に就ては一九二三年三月二十三日下院に於て元田政府委員が答辯してゐる。官報第五類三號四—五頁。
- (七) 東拓「事業概況」一五頁。井上孝哉氏「東拓の移民に就て」。朝鮮雜誌社「朝鮮及滿洲之研究」一五四—一六四頁。一九二三年朝鮮要覽四一七—四一八等參照。
- (七) 例へば永井柳太郎氏「東拓を戒む」、同氏著「社會問題と植民問題」四二七—四三三。杉本正幸氏「最近の支那と滿鮮」二

- 九八一三〇頁。中野正剛氏「我が觀たる滿鮮」六七一九五頁。青柳南冥氏「朝鮮統治論」第三十等である。
- (七三) 釋尾旭邦氏「總督政治を論ず」朝鮮及滿洲之研究。一〇三一〇六頁。青柳氏、前出、六六三—六六七頁。
- (七四) 朝鮮總督府技師三井榮長氏調査による。拓殖局「朝鮮産米に關する意見」。
- (七五) 前同、一六一—一七頁。
- (七六) 朝鮮總督府殖産局「朝鮮の米」參照。特に第九表統計を參考。
- (七七) 東郷實及佐藤四郎兩氏共著「臺灣植民發達史」一七三—一七四。
- (七八) 臺灣では植民に交付する耕地には全部野獸防禦柵を設けてゐる。前出、「發達史」一七八頁參照。メキシコの邦人拓殖で此柵を設けることが出来なかつた爲め非常な困難をした例がある。實にメキシコ拓殖失敗の重大な原因の一をなして居る。拙文「榎本子とメキシコ拓殖計畫」外交時報、一九二八年八月一日號及九月一日號參照。
- (七九) 樺太廳「樺太案内」十二、移住參照。
- (八〇) 拓殖局「殖民地要覽」一九二〇年、五一—六頁。「樺太案内」。織田萬博士「行政法講義」總論三四四—三四五頁。
- (八一) 前出「關東都督府施政年誌」三九六頁。
- (八二) 前出「殖民地要覽」一七〇頁。
- (八三) 前出「關東廳統計要覽」一六一—一七及四三頁。
- (八四) 關東廳要覽一九二七年度第十四章參照。
- (八五) 但し此通漁民數は一九一七年末現在による。尙大日本水産會「全國水産大會宣言解釋」參照。
- (八六) 大日本水産會「水産寶典」水産の現狀、五頁。
- (八七) 一九二二年「殖民地便覽」二二頁。

- (八八) 右同、二八頁。
- (八九) 拙文「植民地關稅政策の概觀」早大新聞一九二六・五・二七日參照。
- (九〇) 持地六三郎氏「日本植民地經濟論」一三頁。
- (九一) 但し外人にも之を適用する。拓殖局「南洋群島事情」四二頁。
- (九二) 前出「南洋群島勢調査報告」一四—一七頁參照。
- (九三) 持地氏前出一四頁による。
- (九四) 前出「植民地統治論」二六—二七頁。
- (九五) 拙文「榎本子とメキシコ移住計畫」外交時報、一九二八年九月一日及十五日號參照。
- (九六) 植民及植民政策第十八章、特に六〇—七頁參照。

第六章 歐米人の我が植民地政策に對する批判

植民地統治に關する論說批判の如きは植民地統治の可否を明かにし、直ちに植民地行政上從つて植民地人の利害關係上至大な影響を齎らすものである。又朝鮮統治の可否の如きは直ちに日本民族將來の發展に關するのみならず、消極的にも其生存權に關する一大問題であるといふも過言ではないと思ふ。

殊に大陸進出策を採る我が國は歐米人の論說批判を大いに注目すべきである。移植民的發展は外交的諸問題を惹起し易いのであるから、外國の論說をよく考察せねばならない。特に英米二大強國の態度を常に見守つて行かねばならない。

更に我が移植民政政策を直ちに軍國主義的侵略に基くものであると云ふが如き誤解を除去して行かねばならぬ。

又直ちに植民地討求の彈壓主義であるかの如く海外に宣傳されることは非常の不利である。事實に基いた公正なる批判を求め對外的信用を維持確保せねばならぬ。

然るに外人及植民地人の批判の大多數は何等かの目的を以てするプロバガンダであつて無責任な日本人攻撃である(一)。

かような批判は排日の好資料となつて外交上甚だしい不利益を招來するのみならず日本人全體の風評を悪くするものである。といふのは單に政治上又は經濟上の批難でなくて動もすれば人道上の問題として取扱はれるからである。従つて我當局者は勿論の事、吾人が日本の植民地政策に關する歐米人の見解殊に近代のローマである一大植民國の英國人と、常に日本の膨脹發展に甚大の注視を怠らぬ米人との批判を更に批判研究するは一大緊急事である。余は此章に於て決して我が植民地政策を謳歌しようとするのではない。誤れる批判を公正な立場に導かんが爲め忌憚なく歐米の學者や評論家を事實に基いて月旦するのである。

一體日本の植民地中、面積や人口から云つても最も大きな、そして又日本の大陸政策上特殊の地位を占めて居るものは朝鮮である。その上朝鮮問題は我植民地問題中の主要なものであると思ふ。抑も朝鮮の獨立運動が起つてからといふものは世界の視聽を引ゐて日本のアイルランドなりと云ふ者さへ少くない様になつたのである(二)。従つて朝鮮の統治上に關する歐米人の批判は甚だ多いのである。

されば本文に於ても前述五植民地中専ら朝鮮問題に關するものを取扱ふつもりである。單に植民地政策と云つても行政の全體に亘る事故、到底本文の如きで充分に論ずるわけにはいかない。たゞ歐米人の主として批判する植民地人政策、特に法律上並に司法上に於ける差別的待遇の問題、教育及宗教問題等に關して極めて簡単に一言して見たいと思ふ。

我が植民地の根本的法制、財政、金融、交通、衛生、貿易及各種産業等の方面に關しては餘り批判されて居ない。其經濟的發展の迅速なる點に就ては植民地人でさへ認めて居る位で、歐米人間にも殆んど異論の無い所である(三)。

多くの歐米人の概括的批判を一口に云へば、日本の植民地政策は武斷的又は官僚的で植民地人の財産及法上の人格權を認めず、司法上甚だしい差別的待遇をして居ると云ふにある。更に甚だしいになると、植民地人の安寧福利を犠牲とするのみか、教育を授けぬ様に努力して居るとか、植民地人の文化を破壊したり、不倫、不正、暴虐極まりない悪政であるとか、即ち萬事に吸收抑壓主義で最もよく日本人の野蕃性や獰猛性を表はして居るといふのである。

かくの如き批判を試みる者に、例へばケンダル(四)、マツクレナン(五)、バクストン(六)、コンウ

イルロイヴァンス(七)、ヘーデン(八)、ブラウン(九)、グリフィス(一〇)、マツケンジー(一一)、グレ
イプス(一二)、ムーア(一三)、ヴェルツアイメル(一四)、ヴァーヤ(一五)、オーヴェラーク(一六)、ドル
フ(一七)、ミラー(一八)、シャッド(一九)、ペファア(二〇)等の諸氏がある。政治學界の泰斗ウイロー
ビー(二一)、ジエンクス(二二)兩教授の如きも、此等批難者中の人物として數へられる(二三)。

此等の批難は素より其程度を異にして居るが、多くは事實無根若くは針小棒大であつて有力な排日の材料となつて居るものである。中には鮮人 Chung 氏の Case of Korea や同 Cynn 氏 The Rebirth of Korea 同 Kim 氏 Freedom and Peace with Korea under Japan? と云ふが如き著述そのまゝを自分のものとした様なものもある。又前述諸氏の中には鮮人共和國の顧問や鮮人第一議會をこしらへた米人などが入つて居るのである(二四)。

此等のプロバガンダ中にはまづたく讀者をして日本人の獰猛、非人道に戦慄せしめる様なものがある。例へば "Korean's Appeal for Self-Determination" や "Japanese Atrocities" 等がこれである。事實かくの如くんば日本人はまづたく殺人狂の如きもので、日本の植民地政策なるものは嘗て歐米人が實行した様な土着民殺戮政策と其選を異にせぬ事となつて終ふ(二五)。

さて歐米人の批判中の主要な問題を捉へて之を少しく分析的に述べて見よう。

先づ日本の植民地政策の基本は同化主義であるが(二六)、其一特徴とも稱すべきは此 Assimilation Policy の上に benevolent と云ふ字のつく事である。これを日本側から見れば一視同仁主義とか人道主義とか或は平等主義とか云ふ道徳的基礎の上に立つものであるとする。これは植民地領有及統治の表面的合理化にも使用出来よう。又最上の政策と確信して誠心誠意でやつて居る者もあらう。何れにしても此同化主義なるものは歐米人に好感を以て迎へられないのみか動もすれば批難的にされる。と云ふのは benevolent なる文字は仁義とか博愛とか云ふ響よりも憐愍とか恩恵とか云ふ響を與へる。更に強者と弱者、征服者と被征服者の意味を與へる。羊頭狗肉のアイロニーの響を與へる。Assimilation と云ふ字も餘りよい印象を與へない。彼等歐米人が其昔極端の同化主義を採つて種々の罪惡を犯した傳統的の悪い意味がすぐ浮ぶ。Assimilation から Exploitation それから Absorption と直ちに聯想せしめる。そして此同化は被統治民族の文化及其福利の破壊を思はせる。つまり我利々々政策と云ふ印象がすぐ此文字の後を追ふ。或者の如きは Annihilation と迄曲解して居る(二七)。

同化主義の是非はこゝに論ずるの暇は無いが現代は少くとも表面上は Self-Government とか Home Rule の時代である。かような立場にある歐米人が同化主義をよく思はぬのは當然である

(二八)。

此同化主義に伴つて起る問題は植民地人の文化や言語を撲滅して終ふ疑ひである。否大多數は前述の如く日本の植民地政策殊に朝鮮に於ける政策が夫れであると難ずるのである(二九)。

かゝる批難が事實無根である事は言ふ迄もない。朝鮮語の如きは普通學校、高等普通學校及女子高等普通學校等に於て必須課目として教へて居る(三〇)。又鮮語の教科書さへ使用して居るのである(三一)。政治學界の泰斗ジエンクス博士迄が此點を知らないで無暴の批評を云爲するとは甚だ心外千萬の事である(三二)。

更にムリア氏の如きは文化や言語の撲滅どころか日本が朝鮮の人口を減滅せしむる政策を採つて居ると難じて居る(三三)。さりながら米國に於ける K・K・K こそは黒人の全滅を期する爲め黒人兒童全體に去勢術を施行すべしと宣言して居るではないか(三四)。しかも K・K・K は現在の米人の心理状態(American mind)を最もよく代表するものなりと一般に稱せられて居るのである(三五)。次には植民地人(こゝでは朝鮮人を意味す)に對する差別的待遇、不法行爲に關する批難である(三六)。其中で最も重要なものは司法及警察上の問題である。

第一に寺内總督の行つた憲兵制度は獨り鮮人のみならず内地人の批難の的となつたのである

(三七)。これが爲に外人から事實以上の酷評を受けるに至つた。しかし母國政府でも此制度の弊を認め、原内閣の時に總督の天皇直隸及陸海軍統率權を改めて自由任用即ち文武官何れよりも任用し得るの途を開いたが(三八)、之と同時に憲兵制度をも改正して内地の如き警察制度を設け非常にデモクラタイズしたのである(三九)。

第二は裁判所や警察官が不公平で狂暴であると云ふ非難である。即ち警察が無垢の民に嫌疑をかけて住居を捜査したり徒らに引致拘留したりする。甚だしきに至つては拷問にかけて無實の罪を作り犯人として無法の極刑に處すと云ふ。時には無垢の民を殺傷したり婦女を強姦拘禁したりする。更に同じ犯人であつても日本人と植民地人とに對する取扱は違ふ(四〇)。又植民地人の私有財産權も顧みずして土地も沒收される(四一)。

つまり植民地人の生命財産が保障されざるのみか、法律も道徳も蹂躪されて居ると云ふ(四二)。かくの如く裁判所と警察とは常に政府及母國の利益を助くるため結託してあらゆる無暴の事をして居る。全く日本の政治は殘忍極まりないものであると難じて居る(四三)。

素よりは是等誹毀の多くは大正八年事件當時に爲されたものであるが、抑も寺内伯のサーベル政治、憲兵制度、笞刑、言論の抑壓等が非難の重大な原因であつた事は否めないのである。

寺内伯の政治は所謂「善意の悪政」であつたらう(四四)。伯が産業及教育の發達に努め且つ法律及司法制度の改正に貢獻した功は認めざるを得ないけれども、日本の植民地政策が世界的に不評判となつた原因を作つた發頭人であると云ふ事を大いに注意せねばならない。實に彼は「東洋のメツテルニヒ」であつた。否メツテルニヒの缺陷と狭量とを表はす彼一流の警察政治が酷似して居ると云ふのである。換言すれば「^{オーストリア}イタリヤに於けるメツテルニヒと朝鮮に於ける寺内」とは好一對であつて、爲政者の茲に深く思を致さねばならぬ點である(四五)。

第三、乍去前述の笞刑に對する批難は少々見當違ひである。と云ふのは笞刑は古來朝鮮に於て傳統的に行はれた體刑で、犯人を處罰する最もよい方法の一つであると考へられて居たからである。しかし我が當局は此體刑が外人や植民地人の非難的となつたのみならず、時代錯誤的の處刑である事を認め、大正九年三月に之を廢止したのである(四六)。

第四は言論の抑壓に關してであるが、寺内伯の當時は歐米のみならず内地に於てさへ世論の囂囂たるものがあつた(四七)。けれども齋藤總督就任以來は民意の暢達に努めて、言論の自由を尊重して此等の非難も殆んど消滅するに至つたのである(四八)。

次には官吏任用及待遇上に於ける差別的待遇の非難である。植民地人も日本臣民(四九)である以上、法規上内地人同様植民地は素より内地に於ける如何なる官職にも任命され得る資格があるわけである(五〇)。しかし實際上は素よりさうでない。乍去内地人同志の間に於ても此任用に關しては多くの不公平がある事を思はねばならぬ(五一)。

待遇上に於ける問題は主として俸給問題である。それは才能及能率の關係上内地人が鮮人よりもよい給料を得て居た爲めである。近年鮮人も急速の進歩をして居る故、段々かゝる區別はされぬ様になつて來て居る(五二)。

差別的待遇の問題で最後に一言すべきは社會上の差別的行爲に對する非難である。實際内地人には稀に植民地人を侮蔑する様な不心得の者がある、此等は主として知識階級に屬せぬ者で自ら大國民たるの資格無き事を立證するものである。これは人道から云つても相戒めねばならぬ點である。

さて教育及宗教問題に關しても、また簡単に言及して見よう。

我が植民地の教育を難する者は言ふ、「元來日本は植民地人の眞の啓發を欲して居らぬ、徒らに忠臣の製造にのみ努めて不自然な時代遅れの教育をして居る」と。又曰く、「日本は教育を阻害し

て居るのみならず、鮮人學生には事實上高等教育を受くるの權を與へて居らぬ」と。更に或者は、

「朝鮮を出て學ぶ事を禁じて居る」と云ふ(五三)。是れ皆虚構の言辭である事は辯ずる迄もない。

又其一方には「朝鮮婦人には日本の歴史のみ教へて他國の歴史などを教へる事は制限付以外には許可されて居ない。又彼等自身の歴史も學校では教へて貰ふ事が出来ない」と難じて居る(五四)。

一體朝鮮に於ける教育の發達の迅速なる事は驚くの外ないのであつて、我が當局者が大いに誇りとしてよい事項である。これを併合以前の狀態に比ぶれば其數に於て量に於て將又質に於て何人も隔世の感なきを得ないであらう(五五)。臺灣其他に於ても然りであるが、朝鮮の如く急速の進歩を示して居る事實は、獨り日本の植民地中のみならず、世界の植民地中殆んど其類を見ないと云つてもよい位である。

宗教問題中最も重大な問題はキリスト教に關してである事は言ふ迄もない。抑も何時如何なる方法によつてキリスト教が朝鮮に入つたかは未だ確實に知られて居ないが、一七八四年に第一回の迫害が行はれた事から考へると、既に其年以前に入つて居たものでなくてはならない(五六)。恐らく基教は佛教と同様支那を経て入つて來たものらしく、一八三四年頃には鮮人及支那人布教者が盛んに教を弘めて居たが、祖先崇拜を以て成る社會の秩序を破壊するものとして忽ちに迫害が

相踵いで起つた。それにも拘らず信者の数は増して行つた。而して一八三三年フランスの宣教師 Pierre Philibert Maubant といふ者が京城に入つたのが歐米人布教者の先驅であると云はれて居る(五七)。信者は其後も依然として虐殺や處刑の憂目にあつたが、其数は漸次増加して一八六三年には一萬八千を數ふるに至り、一八七三年に基督教迫害者として知らるゝ鎖國主義の大院君が政界から隱退するや迫害の數も減じ、それと同時に舊教は益々勢を得るに至つたのである。

しかるに一方新教は一八八四年初めて米人醫師にして後米國の朝鮮公使となつた Horace N. Allen 氏を送つたが、新教は引續いて宣教師の數を増して大々的に宣傳に努めドシ／＼舊教の地盤を占領して遂に近年では鮮人三十五萬五千百十四人の信徒中、天主教は僅かに九萬二千七百四十三人にしか過ぎぬと云ふ有様である(五八)。この新教中最も優勢であるのは米國側である。米國側の宣傳は頗る巧妙であつて、現に百萬の鮮人信徒を得る計畫を立て、活動して居るのである。

新舊を併はせて米國以外の國から朝鮮へ宣教師を送つて居るものに英(カナダ及オーストラリアを含む)、佛、露等がある(五九)。

右の如くクリスト教及其宣傳に關して歐米人は至大の關係を有して居るのみならず、基督教及同宣教師の活動と我が政府並に其政策とは甚だ重大の關係にあるのである(六〇)。

既に此事は朝鮮を被保護國とした當初から引續いて植民地及母國當事者の頭を悩まして居る問題である(六一)。しかし伊藤公は流石巧妙寛厚な政治家でよく宣教師を我ものとしたのみならず、更に海外に其信用と同情とを得たのである(六二)。

然るに其後の爲政家は宣教師其他に對する政策に成功せず、従つて我行政の全般に就ても無用の猜疑や誹毀、讒謗を招來するに至つたのである(六三)。

かくて原、齋藤、水野三氏の如きは再び彼等と親善の關係に戻さんと努力した爲め、多少良好の結果を收めつゝあるのである(六四)。

實に海外に於ける我が植民地政策の評判を左右する主たる原動力は宣教師等にあるといふ事が出来る。

元來此問題は日本が近世に於ける其最初の植民地たる臺灣を占有した當時にも起つたので、第二代桂總督などは外人宣教師等の非難に對抗する爲め、歐洲諸國に反對の宣傳をして彼等一般の諒解を得るに努力したものである(六五)。

かよりの事情で此基督教及其宣教師に對する問題は、單なる内政問題でなくて外交上の問題である。それだけ當局者は重大視して居るわけで眞に我が植民地政策に成功せんと欲する者は此問題

にも成功せざるべからずと云ふ事が出来る。さて歐米人の非難の第一は先づ日本は基督教及其宣教師等に對して何等の誠意がなく、動もすれば壓迫を加へんとして居ると云ふにある(六六)。則ちミッシェン・スクールには重税をかける、信者には無暗に獨立運動其他の嫌疑をかける。そして時には罪なき者を投獄すると難ずる。

然るに事實は此等の非難とは全く違ひ、我が政府は基督教布教の爲め少なからざる費用と財物とを投じて之が奨励をして居る。伊藤公などは統監として赴任早々宣教師等と協力して誠心誠意鮮人の精神的方面の發達を計つたのである(六七)。其後と雖も保護こそはすれ別に迫害を加へたと云ふ事實は見出し得ない。彼の有名な元山事件にしても政府が基督教信者を特に迫害したと云ふ事は出来ない(六八)。

現に總督府の官吏中にも信者があるのみならず、政府は日本人の基督教宣傳をも歓迎して居る。此等も政府が基督教を排斥して居ない證據である(六九)。當局者は寧ろ宣教師や外人を畏敬優遇し過ぎるかと思はれる位である。一體宣教師は徒らに政府の行政を非難攻撃するよりも、もつとコンストラクティブの使命を果たすべきである(七〇)。彼等が眞に神の子であつて、眞に鮮人の福利向上を慮るならば、よく其分に省みて言動すべきである。

クライスト曰く“Render therefore unto Caesar the things that are Caesar's: and unto God the things that are God's.”(マテ17)。

最後に一言附記したい事は植民地人が他へ移住する問題である。歐米人は其原因を政治上の不満即ち日本の虐政を脱るゝが爲め鮮人や臺灣人が emigrate する様に解するけれども、事實は獨り政治上の不平のみならず經濟上の理由に基く事が多い(七二)。素より政治上の理由のみで植民地を出る者、經濟上の理由のみで植民地を出づる者、又兩者の理由或は夫れ以上多數の理由に因る者ある事は多言を要しないのである。

之を要するに日本の植民地政策は人種上、文化上互に密接の關係を有する東洋人が同じ東洋人を統治するもので、一般植民學研究上甚だ興味ある特色を有するものである。又其海外に於ける批判の如きも一方に極端な非難があると同時に他方極端な賞讃がある(七三)。素より非難の方が多いけれども、是れ亦甚だ興味ある特徴と云はねばならぬ。

日本の植民地行政自體も一面には缺陷があるが、他面例へば其産業、教育、交通、社會政策等

に於て急激なる發達を示して居る。此點は排日の歐米人も植民地人も均しく認めざるを得ないのである。

吾人は此短所を改め特長を益々發達せしめる爲に、歐米人の苦言も好んで傾聴してやるだけの雅量を持たねばならないが、彼等の虚構なプロバガンダを常に深甚なる注意を以て警戒し、之が對抗策を講ぜねばならない。即ち之が對策としては我が植民地政策及其批判の研究調査は素より、他國の植民地行政をよく比較探究せねばならぬ事、歐文出版物の刊行、海外に於ける巡回講演、海外に對する正確なる事實の通信等である。かくて彼等の理解と同情とを得る事は甚だ緊要である。

實に我が民族が世界の大民族となるが爲には國際間の信用が大切である。殊に對支及大陸政策上、我が植民地政策に關する信用を博せねばならない。人口増殖難に苦しむ吾人は、更に移民問題をも考慮して海外發展を講ぜねばならない故、此國際間の信用が頗る重大である。過去を顧るに此植民地政策の海外に於ける批判に多少思を致せる爲政家は伊藤、桂、原、後藤、齋藤、水野等六氏であるが、其對抗策は概して消極的であつた。我外交家中何等特記すべき者が無いのにはたゞ驚くの外ないのである。筆者は此點に關し獨り研究家のみならず、爲政家の一考を煩はさんとするものである。

第六章註

(一) 新聞紙の報道などにしても日本では種々の干渉もある爲め却つて米國の方へよく報道されて居る。日本の當局が苦心して秘密にして居る事も先方へは非常に迅速に知られると云ふ有様である。其中でニュー・ヨーク、タイムズの記事は比較的正確で且つ中々詳しい。例へば獨立運動當時の大正八年三月二二、二三、二六、三〇、三一、四月一〇、一一、一四、一五、一七、一九、二〇―二五、五月一一、一三、一六、一八、二二、二五、六月一、七、七月一七、二六、二七、八月一八、二二等の記事がある。

(二) 一方日本は東洋の英國なりと云ふ學者もある。日本人を「東洋のヤンキー」と呼ぶ米人の言葉と對比して甚だ面白いと思ふ。Frown, A. J. *Japan in the World of To-day*, Ch. III.

(三) 例へば一九二八年發行の Harrison, M., *Asia Reborn*, Ch. XIII; Ireland, A., *New Korea*; Brown, op. cit., p. 164.

(四) Kendall, *Truth about Korea*. を見よ。

(五) MacLennan, *Japanese Diplomacy and Force in Korea*.

(六) Buxton.

(七) O'Neill-Evans, 右兩人共著 *Oppressed People and the League of Nations*. を見よ。

(八) Hayden, *Japan's New Policy in Korea and Formosa, Foreign Affairs*, Vol. II, No. 3, March 15, 1924.

(九) Brown, *Mastery of the Far East*.

(10) Griffiths, *Japan's Absorption of Korea, North American Review*, Vol. 192; *A Modern Pioneer in Korea*.

(11) McKenzie, *Korea's Fight for Freedom; The Unrelied East; The Problem of Korea, Asiatic Review*, 1921, Vol. 17.

- (11) Graves, *The Renaissance of Korea.*
 - (12) Moore, *Korea's Appeal for Self-Determination.*
 - (13) Wertheimer, *Die Japanische Kolonialpolitik.*
 - (14) Vayn, *La Fin d'un Empire, Rev. d. deux Mondes.* Vol. 43.
 - (15) Horelaque, *Le Japon.*
 - (16) Dolph. この米人は所謂朝鮮共和國の法律顧問であるが、偶々同人が米國元老院議員スヘンサー氏に宛てた秘翰中に日本を攻撃して居る。
 - (17) Miller.
 - (18) Smith. 右兩人の演説は *First Korean Congress* 中にあり、前者に就ては一九二二頁、後者に就ては二二二頁参照。
 - (19) Peffer, *The Truth about Korea.*
 - (20) Willoughby, *Japan and Korea, Unpartisan Rev.* Jan., 1920.
 - (21) J. W. Jenks 氏其所説は Kendall, op. cit., p. 39.
 - (22) 雑誌としてよく此種批判を掲げるものに *Literary Digest* がある。新聞紙としては *Los Angeles Times*, *Sacramento Bee*, *San Diego*, 其他ハースト系の所謂黄色紙がある。
- 又我が植民地政策を非難する團體に左の如きものがある。此等は英米人が直接間接に援助する鮮人の團體又は朝鮮の獨立を目的とする英米人の團體等である。即ち米國に於ける主なるものは、
- 一、朝鮮國民協會 (Korean National Association) は朝鮮の假大統領と稱する李承晩氏の率ゆるものでサンフランシスコ、ワシントン及ハワイを根據地として居る。

- 二、朝鮮武士(又は武侯)團 (Korean Knight) も同じくサンフランシスコに在り、鄭漢慶氏の組織せるものである。
 - 三、興士團、これは韓承坤氏を首領とするものでロス・アンジュルスに在り。
 - 四、朝鮮獨立團 (Korean Independence League) は朴容萬氏を會長として本部をハワイに有す。元來ハワイの鮮人は三派に分かれて居て安昌浩派の美容煥氏は韓美報を發行し、右の朴容萬派は趙鏞夏氏を主筆として太平洋時事を出してゐる。此過激の二派の外に米國本土の國民中央總會の系統に屬する布哇地方總會がある、會長は李鐘寬氏で國民報を發行しハワイの鮮人間に最も勢力がある。
 - 五、新韓協會又は新朝鮮協會 (New Korean Association) なるものはニュー・ヨーク市に本部を置いて居る。
 - 六、*"The League of the Friends of Korea."*
- この會は純然たる米人の後援會で會長は Elford W. Tomkins といふヒラデルヒアの Trinity Church の Rector である。ヒラデルヒアに本部、ワシントンに其支部を設けて居る。會員中には陸海軍大將を初めとして米國著名の紳士が加はつて居る。
- 震災當時日本政府が鮮人を虐殺したと云つて國務卿フューズ氏に米國から日本へ抗議を申込ませようとしたのも此會長トムキンス博士である。これに就ては一九二三年十月二十三日、十一月五日及二十三日のニュー・ヨーク、タイムズを參照。
- 又米國議會内に Korean Relief Society League なるものあり、鮮人を助け。The Congressional Record, F. J. 3, 1921, p. 2335. を見よ。
- 英國に於けるものには
- "The League of British Friends of Korea."* が在る。ロンドンに在つて英國の國會議員、宗教家、軍人其他知名の士より成り立つて居る。

尙右の外露領アシア支那の各地に此種團體が在るけれども、こゝには省略して置く。

大韓人國民會の如きは中央總會を加州サクラメントに置き地方總會をハルビン、チタ、ウラジホ、ハワイ、メキシコ、上海及露領の各地に設けて互に聯絡を保ち言論に實行に夫々活動して居る。

(三〇) 鮮人第一議會に關しては“*First Korean Congress*”を見よ。

(三一) 其最も残忍の一例は *Casas, An Historical Account of the Slaughter of 20,000,000 of People in the West Indies by the Spaniards.* にあるが、尙アフリカ、オーストララシア、インド、米大陸等の植民史の真相を知る時には思ひ半ばに過ぎるものがあろう。

(三二) 日本同化主義に關しては *Miura G., The Problem of Korean Assimilation, Japan Magazine, July-Aug., 1921.* を見よ。齋藤總督は一九二三年二月七日下院豫算委員會へ“*The policy of the Government-General is not to make every body in Chosen Japanese. That is impossible. But the Government is endeavouring to make everyone a citizen of the Japanese Empire.*”と言つて居る。この citizen の定義が明瞭でない。如何なる程度までを意味するかわからないが注意すべき事項であると思ふ。右は同年二月九日の英文大阪毎日より採録したものである。竹越與三郎氏の如きは「日本の植民政策は米佛と違ひ同化主義に非らず」と言つて居る。Takekoshi, *Japan's Colonial Policy, Oriental Review, December, 1912,* p. 102.

(三三) “One of your missionary correspondents, interpreting it to mean the annihilation of Korea and the Korean, has characterized it in words stronger than a missionary ought to use.” *Smith, F. H., The Other Side of the Korean Question, p. 35.*

(三四) 中には我が同化主義に同情的態度を以て見て居る者もある。

例一 “For vastness and intrinsic difficulties the attempt at so called benevolent assimilation which Japan has taken upon itself in the annexation of Korea is, of course, not comparable to the attempt of the British Government in India. It has however, some peculiar features, both of difficulty and of hopefulness, as well as of world-wide interest.” *Ladd, G. T., Annexation of Korea, Yale Rev., 1912, Vol. I., p. 639.*

例二 “The assimilation that many Japanese believe in, is one that will not touch the Korean language, customs or history, one that will give them ample opportunity for the greatest possible growth and development, one that will win their good will and make them loyal and happy subjects of the greater Japanese Empire.” *Smith, op. cit., p. 40.*

(三五) ウイロービー教授は「日本が朝鮮文化を根絶すると云ふ批難をして居る。Willoughby, op. cit., p. 41. 其事實無根なる例證として朝鮮總督府一九二二年度「朝鮮要覽」附一七一―二三頁及同「朝鮮に於ける新施設」を參照。

例一 Prof. Jenks's statements in *Kenhall's Truth about Korea, P. 39.*

例二 Arthur MacLennan, *Japanese Diplomacy and Force in Korea.* を見よ。

但しマクレン氏の如きは之に對して左の如く辯明して居る。“The impression has been spread abroad too that Japan has been trying to stamp out and destroy the Korean language. This is never true and under the new regulations has not even a semblance of truth. On the other hand one might truthfully say that the Korean language was never taught so accurately and to so many pupils as during the past ten years. Even in the “Kueifung,” the old fashioned schools of Korea, it was Chinese classics and not Korean that was taught to the pupils.” *Smith, p. 28.* “If it were the purpose of the authorities to destroy the Korean language surely they would not provide text-books in that language……I am told

that in our schools in the Philippines we do not teach Filipino and in the government schools not even Spanish." *Ibid.*, p. 29.

- (三〇) 一九二二年二月十五日朝鮮總督府令第八號同二月十七日第十四號及二月二十日第十七號參照。
- (三一) 一九二三年「朝鮮要覽」百六六頁。
- (三二) Kendall, Truth about Korea, p. 39.
- (三三) Moore, op. cit., p. 6. 新渡戸稻造博士の如きは、「In an interview with Prince Ito in Seoul, when I said that the population in Korea had not increased in the last hundred years and that perhaps the Korean race was destined to disappear, he replied: "Well, I am not sure. I wish to see whether good laws will increase the fecundity of the Korean people."」
Nitobe, *The Japanese Nation*, pp. 254-255. と言つて居らるゝが之を朝鮮人々口の事實に徴して見ると氏の豫斷を見事に裏切つて居る。即ち併合の前年一九〇九年には一二、九三四、二八二人、併合の年には一三、一二八、七八〇人であつたが年々増加して一九二〇年には一六、九一六、〇七八人、一九二一年には一七、〇五九、三五八人、詳細に就ては拓殖局「殖民地便覽」十六頁、一九二二年「朝鮮事情」第三章第三節、一九二三年「朝鮮要覽」第一章第三節參照。伊藤公の非凡さはよく此事實で證明される。が苟くもかくの如き重大問題に關して新渡戸博士が輕々に其推測を英文で發表されたといふ事は氏の爲めに之を遺憾とする。なほならば外人は往々猜疑の眼を以て此點に注意して居るからである。
- (三四) Julia E. Johnson, *Ku Klox Klan* (The Reference Shelf Vol. 1. No. 10.) p. 78.
- (三五) Mecklin, J. M., K.K.K. 松本義郎氏の譯無形帝國K.K.K.あり。參照。
- (三六) 英國の植民地關係官吏であるフエーン氏の如きは次の如く日本の爲めに辯護して居る。"Since the reorganization of the Government under the present Governor-General, His Excellency Admiral Baron Saito, all distinctions in law between

a Japanese and a Korean have been abolished and there is no longer one law for the Korean and another for the Japanese. This cannot be said either of India or South Africa or even of British Crown Colonies." Fane, R. P., *Japanese Administration in Korea Today*, *Japan Magazine*, Sept. 1924, p. 249.

- (三七) 在鮮外人が「永久的の戒嚴令下に在るの思ひもつた」と言つたのも無理からぬ言葉である。Smith, p. 13.
- (三八) 拙著 *Jap. Col. Government*, p. 51.
- (三九) 之が改正に關しては右五二頁參照。尙 Government-General of Chosen, *The New Administration in Chosen*; Seoul Press, *Outline of Administrative Reforms in Chosen*; *Ibid.*, *Administrative Reforms in Korea*; Bank of Chosen, *Pictorial Chosen and Manchuria*, pp. 28-31; Smith, pp. 14-15; Baron Saito and Dr. Mizuno, *Chosen under Japanese Rule*, *Japan Mag.*, Vol. 13. 美濃部博士「日本行政法總論」追補、尙 Buxton and Conwyl-Evans, op. cit.; Federal Council of the Churches of Christ in America, *The Korean Situation*, Harrison, op. Cit., p. 308.
- (四〇) これは主として監獄内に於ける囚人に關して言つて其事實無根なる事は左の如く辯明されて居る。
例一、當時水野總監の "The Tenth Annual Conference of the Federal Council of Protestant Evangelical Missions in Korea." に於ける演説。 *To Missionaries in Korea*, p. 5.
- 例二、Mr. Chubi Yamamoto, Japan and Korean Question, *Japanese-American Commercial Weekly*, Jan. 14, 1922.
- (四一) ウイロービー教授もかゝるの非難をして居る。 *Willoughby*, op. cit., p. 41.
- (四二) 例へばメスレー氏の如きは "The Japanese methods however, were particularly brutal and ruthless and quite Prussian in their disregard of both law and morality." John Spurgo, *Russia as an American Problem*, p. 153. と難して居る。又コロンビア大學教授デュロイ博士の如きも此種の攻撃をして居る。例へば Dewey, *China, Japan and the U.S.A.*, p. 14.

然るに一方政治學及植民地政策學の泰斗である英人Allegre Ireland氏は偶々余の著述を激賞した後に、"When I was in Korea and South Manchuria in 1922 I had ample opportunity of observing the remarkable achievements your countrymen have made in bringing law and order, and industrial progress to those splendid territories ; and I hope that your volume will serve to draw public attentions to the facts." と言つて呉れて居る。こは日本人に取つていかばかりか強い有益の辭であるか知れない。尙同氏 New Korea, Pessim. 參照。

(四) 英米人は動もすると日本人が殘虐兇猛の審的行爲をなすと云つて誹毀する爲め、Japanese atrocity とか Brutality とか Torture とか或は又 Terrorism とか云ふ怖ろしい文字を勝手に使用して居る。

如上非難の例一' McKenzie, *Tragedy of Korea* 特に其序文を見よ。

例二' 同氏 *Korea's Fight for Freedom* 特に其第十三及十四章を見よ。

例三' *Japanese Atrocities in Korea*.

例四' Moore, op. cit.

例五' Brown, op. cit., p. p. 23-35.

例六' *Japanese Diplomacy and Force in Korea*.

例七' *Oppressed Peoples and the League of Nations*.

例八' Kendall, op. cit., p. p. 75-76.

例九' Graves, *The Reminiscence of Korea*.

例十' Hulbert, *The Rising of Korea*.

植民地側のものは、

例一' Chung, *The Case of Korea*.

例二' Oynn, *The Rebirth of Korea*.

例三' Kim, *Freedom and Peace with Korea under Japan?*

(四三) 中野正剛氏も此言葉を用ひて居る。同氏の批判に就ては「我が觀たる滿鮮」五一六六頁參照。

(四四) メツテルニコの研究に就ては Hayes, *A Political and Social History of Modern Europe* 第二卷の所々及其中に掲げたる參考書特に同五八一五九及六一一六二頁中の參考資料に就て見よ。更に此等參考書中に多數の參考材料が得らるゝが其外交政策に關しては主としてヒールの名著(三冊) Hill, *A History of Diplomacy in the International Development of Europe* 及 Charles de Mazade, *Un caractère d'ancien régime : le régime diplomatique de N. de Meternich*. 參照。但しメツテルニコを知るには其傳記は素より一般歐洲政治史殊に中央歐洲史、一般外交史、特にオーストリー史、イタリー史、ナポレオン、タレーラン、フランス革命の影響等に關して參照。尙黒田甲子郎氏編「元帥寺内伯爵傳」參照。

(四五) Smith, p. 18 山本忠美氏論說 *Jap.-Am. Com. Weekly*, Jan. 7, 1922 參照。

(四六) 英人マッケンシー氏は外人の批評に對しても抑壓して居ると難じて居る。McKenzie, *Tragedy of Korea*, Ch. XIX.

(四七) 齋藤總督は京城だけでも鮮文の新聞紙三種、日本文のもの三種を許可したが、其中の東亞日報の如きは激烈の排日紙で朝鮮の獨立を宣傳する共產主義の機關である。此總督の寛量な態度には内外人が喫驚して居る許りか朝鮮人さへ意外とする迄に感じて居るといふ。實際世界如何なる植民國がよく此の如き雅量を示し得ようか。尙朝鮮に依ける各種新聞雜誌數及其取締上に於ける處分數は一九一九年から一九二〇年に至る最も騷々しい時に於てさへ鮮人の新聞雜誌に對する差押停止數は四九件、外人のもの三件にしか過ぎない。 Cf. Harrison, *l.c.*

(四八) 但し關東州の支那人は支那共和國に屬し南洋諸島の土人は國際聯盟に屬して居る。此事に關しては拙著 *Jap. Col. Gov.*, 四

九一五〇頁及五六頁參照。

(五〇) 此事に關しては松山常次郎氏も大正十二年三月二十五日下院に於て其意見を述べて居る。同委員會議録第十四回、六一七頁。

(五一) 植民地官吏任用に關しては拙著 *Jap. Col. Gov.*, p. p. 73-74 參照。 “Moreover Koreans can hold the highest offices and several of them are provincial governors and have Japanese working under them.” *Fane*, op. cit., p. 249.

(五二) Smith, p. p. 15-16; Asami, *Jap. Col. Gov.*, p. 74.

(五三) Moore, op. cit., p. 10.

(五四) Yule, E. S., *The Young Women Rebels of Korea*, *Current History*; March, 1923, p. 1020.

(五五) 此歴史的發達、現今の教育狀態及教育上の諸問題等に就ては Ireland, *New Korea*. 特に其九章參照。

(五六) 何時如何なる方法によつてクリスト教が入つたかに就ては種々の異説があつて或者に日本を経て來たものと云ひ、或者は支那を経て來たものと主張して居る。

左記參考。 Hulbert, H. B., *History of Korea*, *Korea Review*, Jan, 1901, p. p. 33-36; Avison, O. R., *The Influence of Christianity in Korea since its Introduction*, *Chosen*, June, 1921, p. p. 22-27; *Pictorial Chosen and Manchuria*, p. 119; Nakamura, K., *Relations between the Government and Christianity in Chosen*, p. 1.

(五七) 獨人宣教師 K. Fr. Gutzlaff なる者一八三二年に入國せりと云ふも果して布教したるや否や不明である。

(五八) この數字は一九二四年十二月三十一日現在である。「朝鮮要覽」一三八—一四〇頁參照。詳細は前出英文牛井氏著を見よ。

(五九) 牛井氏第四章。

(六〇) 政府と基督教との關係については牛井氏著特に其第三章及附録を參照、尙次のフット・ノートを見よ。

(六一) “Among the many embarrassments encountered by Marquis Ito as Japanese Resident-General in his efforts to reform and elevate Korea, there is perhaps no one more persistent and hard to overcome than the charges of fraud and violence made against his own countrymen.” *Ladd*, *In Korea with Marquis Ito*, p. 367.

(六二) 伊藤公の政策に關する歐米人の批判に就ては *Ladd*, *Annexation of Korea*; *Ibid.*, *In Korea with Marquis Ito*; *Willoughby*, op. cit.; *McKenzie*, *Tragedy of Korea*, Ch. XII; *Ibid.*, *Unveiled East*, Ch. V; *Ibid.*, *Korea's Fight for Freedom*, Ch. VI; *Buxton*, op. cit.; *Smith*, op. cit.; *Kendall*, op. cit.

(六三) 基督教信者及宣教師が獨立運動に關係があつた爲め當然當局者と外人宣教師との間が悪くなつて來たので單に爲政者の失敗として咎むる事は出来ない。尙左を參照。 *Brown*, *The Mystery of the Far East*, Ch. XXXIV.

(六四) *Brown*, op. cit. *Ibid.*; *Harrison*, op. cit.; *Ireland*, op. cit.

(六五) 杉山靖憲氏も此事を言つて居る。同氏「臺灣歴代總督の治績」七〇—七二頁。

(六六) ウィロービー教授の如くも “There is little doubt that if treaty engagements and other considerations did not prevent, the Japanese would be glad to prohibit Christian missionary work in Korea.” *Unpartisan Rev.*, Jan. 1920. 又參照して居る。

(六七) “Prince Ito gave us our Pyongyang church and last year we were given a plot of land at Dairen that is worth fully 100,000 yen. In many other ways we have been treated most kindly and generously.” *Smith*, p. 11. 尙參照して *Ladd*, *In Korea with Marquis Ito*, Chs; XVI, XVII; *Nakamura*, p. 6.

(六八) これに就て *Smith* 氏も “Even this does not seem to have been distinctively anti-Christian.” といつて居る。 *Smith*, p. 9.

(22) "The other day the head of the Department of Education called to see me..... He said "I want you to know that I am giving you three *Omissions* to take to America with you. One is the Bible in the schools, one is the revision of the Religious Propaganda Ordinance and the third is the *Zaidin* you are asking for, so that mission property may be held more safely, I thanked him and said that such presents were of far more value to me than all the gold at Usan." Smith, p. 12.

(20) Major-General William Crozier, "The Duty of Foreign Missionaries in Korea, *Jap. Mag.*, Sept., 1921.

(21) Matthew, 22:21.

(23) ニール大學教授ケラー博士の如きも我朝鮮及臺灣に於ける例は主として政治的理由によるを論じて居る。 Keller, A. G., *Colonization*, p. 24.

(24) 前出英のフニン氏の如きは自國の植民地行政よりも日本の方がよいと言つて居る。"Great Britain is generally regarded as the most successful European country in colonial administration and has the reputation of treating the native peoples under its dominion with kindness and consideration, yet after careful reflection I have come to the conclusion that I would certainly prefer to be a Korean under Japanese rule, than an Indian under Great Britain or a Zulu or Kafir under the Union Government of South Africa." Fane, op. cit., p. 248.

参考書目

〔但し本著に引用せるものにして此の中に入れざるもの
と此の中にあつて本著に引用せざるものがある〕

邦文資料

◇一般植民地問題に關するもの

一 山本美越乃博士	植民政策研究	一九二〇年	米、ラインチ原著 (ラインシュ)	植民政策	一九一〇	
二 矢内原忠雄教授	植民政策の新基調	一九二七	田宮弘太郎氏譯	三 泉 哲博士	植民地統治論	一九二一
三 矢内原忠雄教授	植民及植民政策	一九二六	三 竹越 與三郎氏	比較植民制度	一九〇六	
四 山内正暎教授	植民政策		四 稻田周之助博士	植民政策	一九一二	
五 山内 顯氏	(明治四十五年度中央大學經濟科講義録第三學年第二十二號)		五 稻田周之助博士	植民政策通解	一九二四	
六 山内正暎教授	植民政策汎論 (帝國百科全書)	一九〇八	六 恒屋 盛服氏	海外植民論	一八九一	
七 永井柳太郎氏	植民原論	一九〇五	七 石 黒定美氏	植民論		
八 永井柳太郎氏	植民政策 (早稻田大學政治經濟科第三十 二回講義録)	一九二二	八 小 島 憲氏	植民政策 (民族運動附)	一九二七	
九 松岡正男氏	植民新論	一九二二	九 大西猪之介氏	帝國主義論	一九一〇	
一〇 松岡正男氏	植民及移民の見方 (通俗財政經濟大系第十九編)	一九二六	一〇 東 郷 實博士	植民夜話	一九二六	

四 小林丑三郎博士 殖民地財政論 (追録佛領アルゼリナ財政外二項) 一九一三
 五 オースチン原書 殖民地財政制度 一九〇二
 六 大江 木 翼博士 膠洲海論 一九二五
 七 大 鹽 龜 雄氏 最近世界植民史 一九〇七
 八 三 輪 德 三氏 近世植民史 一九〇七
 九 三 輪 德 三氏 植民史 (早稻田大學歴史地理科) (明治三十七年度講義録) 一九〇四
 一〇 米、モリス原書 殖民史 一九〇四
 一一 井上雅二氏譯 殖民史 一九〇四
 一二 バレンチン原書 近世植民史 一九一八
 一三 山内正 曠教授 世界植民史 一九〇四
 一四 三 久 松 義 典氏 殖民偉蹟 一九〇二
 一五 東洋タイムス社 植民地大鑑 一九一六
 一六 獨、ケアナル博士譯 植民地大鑑 一九一三
 一七 獨、フエアル博士譯 植民地制度論 一九一七
 一八 吉田秀男氏譯 植民地制度論 (内地稅彙纂本) 一九〇四
 一九 ヴァー・ハーソルフ原書 殖民政策 一九二二
 二〇 獨、ソルフ原書 將來の植民政策 一九二六

二一 パウル・ライオンシュエ氏原書 殖民地統治策 一九〇六
 二二 臺灣慣習研究會譯 歐洲列國殖民地法制概要 一九〇六
 二三 獨 殖 局 外國殖民省ノ組織權限及豫算 (騰寫版) 一九二〇
 二四 吉村 囑託調查局 各國殖民地行政組織一 一九二〇
 二五 佛、ルーシエー原書 殖民地法律經濟略論 一九二〇
 二六 朝鮮總督府財務局 各國殖民地租稅制度概 一九二六
 二七 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 二八 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 二九 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三〇 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三一 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三二 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三三 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三四 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三五 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三六 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三七 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三八 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 三九 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二
 四〇 獨 殖 局 獨逸ニ於ケル殖民地經 一九二二

獨貴族院事務局 佛國新領地アルゼリニ 一九八九
 獨 殖 局 於ケル行政、獨逸ニ 一九八九
 獨 殖 局 制度要領印度ノ行政及 一九八九
 獨 殖 局 特許植民會社制度研究 一九四
 獨 殖 局 ホスニインヘルツイ 一九〇七
 獨 殖 局 ヲイナ國拓殖視察復命 一九〇七
 獨 殖 局 外國殖民地に於ける土 一九一八
 獨 殖 局 人教育 一九一八
 獨 殖 局 南半球五萬哩 一九二二
 獨 殖 局 亞細亞の反抗、白人世 一九二八
 獨 殖 局 界的跋扈の終焉 一九二八
 獨 殖 局 日本と露西亞 (附 殖民新論) 一九二八
 獨 殖 局 東洋事情の宣傳 (文化的海外發展の契) 一九二八
 獨 殖 局 最近移殖民研究 一九二七
 獨 殖 局 殖民法制著書目次集 一九一〇
 獨 殖 局 附錄 歐米各國と植民地の面 一九一〇
 獨 殖 局 積及人口比較表 一九一〇
 獨 殖 局 邦文圖書分類目錄 一九二一
 獨 殖 局 植民論集 一九一九
 獨 殖 局 (英國植民地法制提要附) 一九一九

一 內閣 殖 局 殖民地便覽 (昭和三年度刊行) 一九二八
 二 殖 局 殖民地一覽 一九二〇
 三 殖 局 殖民地移住概況 (騰寫版) 一九二〇
 四 殖 局 殖民地要覽 一九二〇
 五 殖 局 殖民地要項一覽 一九一九
 六 殖 局 殖民地ニ於ケル内地人ノ漁業及移民 (拓殖局報第十九) 一九一九
 七 殖 局 日本及各國殖民地統計表 一九一三
 八 殖 局 日本及各國殖民地圖表 一九一二
 九 殖 局 殖民地問題私見 一九二一
 一〇 殖 局 我が殖民地 附 殖民地統計 一九二八
 一一 殖 局 帝國之殖民地上下 一九一九
 一二 殖 局 日本殖民地要覽 一九一二
 一三 殖 局 殖民と經濟 一九一〇
 一四 殖 局 滿蒙及支那臺灣南洋の經濟と植民 一九一九
 一五 殖 局 日本植民地經濟論 (實地六三郎氏編) 一九二六
 一六 殖 局 植民と農政 一九二七

◇日本植民地一般に關する資料
 參考書目

七後藤新平子述 日本植民政策一斑 一九二一
 八永井柳太郎氏 社會問題と植民問題 一九二二
 九内田嘉吉氏 國民海外發展策 附 太平洋に於ける獨逸領殖民地 一九一四
 二伊達源一耶氏編 極東の露西亞(現代叢書) 一九一五
 三實業之世界社 新領土發展(臨時增刊) 一九一五
 三菊地悟耶氏編 大和民族新發展地事情 一九一二
 三大日本文明協會編 日本人の海外發展 一九二六
 三東洋協會 東洋 三十周年記念號 一九二八
 三山田武吉氏 日本の植民政策と滿蒙の拓殖事業、其の更新と振興の要を論ず 一九二四
 三池田貫通氏 日本糖業新論 一九二二
 三帆足萬里氏 東洋夫論 一九一六
 三佐藤信淵氏 (日本經濟叢書第二十六卷) 一九一七
 三佐藤信淵氏 字內混同秘策 (日本國粹全書第十九) 一九一七
 三本多利明氏 經濟放言 (日本經濟叢書第二十卷) 一九一六
 三本多利明氏 西域物語 (日本經濟叢書第十二卷) 一九一五
 三吉野作造博士 明治文化全集第六卷 外交編 一九二八
 三朝比奈知泉氏編 明治功臣錄四冊 一九二八

一日本植民通信社 植民
 二海外植民學校出版部 植民
 三海外之日本社 海外之日本
 四海外社 海外
 五東洋協會 東洋
 六大亞細亞協會 大亞細亞
 七大陸社 大陸
 八自彊社 國策研究
 九東亞經濟調查局 經濟資料
 二東亞經濟研究會 東亞經濟研究
 二新天社 新天地
 三拓殖新報社 大鵬(廢刊)
 三日本經濟協會 海之世界
 四東洋協會發行所 圖書月報
 五信濃海外協會 海之外
 六廣島縣植民協會 植民

◇雜誌類

一青柳南冥氏 朝鮮四千年史 一九二七
 二新井君美氏 朝鮮冠服の事 (新井白石全集寫本) 一七一

三新井君美氏 朝鮮國信書の式の事 (一名朝鮮之語、新井白石全集) 一九〇六
 四淺見倫太郎博士 朝鮮法制史稿 一九二二
 五濱名寬祐氏 日韓正宗溯源 一九二六
 六吉田東伍博士述 日本朝鮮比較史話 (國史講習錄第十六卷) 一九二四
 七津田左右吉博士 朝鮮歷史地理 一九一三
 八釋尼春菴氏 朝鮮併合史 一名朝鮮最近史 一九二七
 九朝鮮總督府 朝鮮の今昔 歷史篇 一九二七
 二朝鮮雜誌社 大東野乘(全十二冊) 一九二五
 二朝鮮雜誌社 中京誌江華府誌 大韓疆域考上下 二期十九輯 一九一五
 三稻葉君山氏 朝鮮の姓の由來 朝鮮經濟史の研究 經濟史論考 一九二二
 二黑正巖氏 韓滿境界歷史 東亞同文會報告第六十回 一九二七
 二小松綠氏編 伊藤公全集三冊 一九二七
 二德富猪一耶氏 近世日本國民史 朝鮮役上中下 一九二二
 二幣原坦氏 朝鮮史話 一九二二

元朝鮮總督府 朝鮮史料展觀目錄 一九二七
 三林泰輔氏 朝鮮近世史 一九〇四
 三恒屋盛服氏 朝鮮開化史 一九〇四
 三朝鮮研究會刊行會 朝鮮外冠史 一九一五
 三池內宏氏 朝鮮高麗朝に於ける東女眞の海寇 (滿鮮地理歷史研究報告第八冊) 一九二一
 三杉原定吉氏編 朝鮮國寶大觀 一九一一
 三朝鮮古書刊行會 朝鮮古書目錄 一九一一
 三鈴木信二氏 朝鮮紀聞 一八九四
 三青柳南冥氏 朝鮮獨立發展史論 一八七四
 三多田直繩氏編 朝鮮軍記 一九二四
 元大河内秀元氏 朝鮮記二卷 (一名大河内物語) (續群書類從) 一九二三
 三朝鮮弘文社編 朝鮮古令名賢傳 (肖像入) 一九二二
 三北豊山系氏 朝鮮役(文祿、慶長) 一八九四
 三菊地謙讓氏 朝鮮王國 一八九六
 三朝鮮群書刊行會 朝鮮群書大系 (續刊續々輯共) 自一九〇九
 三朝鮮研究會譯 朝鮮研究會刊行書 自一九一九
 至一九一八

三五二

三三木英太郎氏 對外關係と國史 一九二四
 三三韓國農商工部編 韓國通覽 一九一〇
 三三韓國寫真帖 一九一〇
 三三野口保典氏 韓國南滿洲 續帝國大地誌 一九一〇
 三三圓城寺清氏 韓國之實情 一九〇六
 三三荒井賢太郎氏 韓國財政施設綱要 一九一〇年八月十五日報告
 一九〇四年よりの財政 一九〇五
 三三目賀田種太郎氏 韓國財政整理報告 第一回一九〇四より臨時外相 桂伯一 一九〇五
 三三加藤末耶氏編 朝鮮國出張復命書 一九〇一
 三三鈴木信二氏 朝鮮紀聞 一八八五
 三三國史地理增刊 歷史地理朝鮮號 一九一〇
 三三東邦協會編 朝鮮叢報 (東方叢書第一集) 一八九四
 三三高濱清氏 朝鮮 一九一〇
 三三關根錄三郎氏 朝鮮國志 一八八三
 三三朝鮮總督府 朝鮮地誌資料 一九一九
 三三兎菊地謙讓氏 朝鮮諸國記 (同援助芳名錄附) 一九二五
 三三吾橫山雅男氏 朝鮮への旅 (三田評論) 一九二五
 三三京城時報社編 朝鮮十三道便覽 一九一七

三三朝鮮總督府 朝鮮案内 (裏に地圖あり) 一九二七
 三三朝鮮總督府 朝鮮繪葉書 一九二七
 三三西朝鮮總督府 朝鮮旅行案内 一九二七
 三三黑岩芳馬氏 朝鮮金剛山風景繪圖 朝鮮全圖 (裏に説明あり) 一九一八
 三三毛滿鐵鮮滿案内所 朝鮮滿洲旅行案内 附 支那旅行案内 一九二五
 三三大邱商業會議所編 最近大邱要覽 附 耽羅誌 米國の寶庫濟州島 一九二〇
 三三新増東國輿地勝覽 各邑誌 一九一五
 三三三浦庄一耶氏 大邱民團史 (光武五、一) 寫原本 一九二六
 三三福城駒多耶氏 朝鮮國細圖 一九一〇
 三三大阪毎日新聞社 朝鮮交通全圖 一九二七
 三三突善生永助氏 朝鮮の人口現象 (朝鮮總督府調査資料) 一九二七
 三三朝鮮總督府鐵道局編 朝鮮鐵道狀況(第六回) 一九二七
 三三六田中紹祥氏 新撰朝鮮國全圖 一九〇〇

三五一

三〇朝鮮總督府 朝鮮 (自第七號至第九號) 最近朝鮮事情要覽 一九二〇、一九二二
 三〇朝鮮總督府 調查資料 自一九二三至一九二七 一九二七
 三〇朝鮮總督府 朝鮮要覽 一九二三、一九二八 一九二八
 三〇朝鮮總督府 朝鮮に於ける新施政 朝鮮に於ける施政の一斑(パンフレット) 一九二七
 三〇朝鮮總督府 同施政年報 一九二六
 三〇朝鮮總督府警務局 朝鮮警察之概要 一九二四
 三〇朝鮮總督府編 朝鮮總督府統計年報 (大正十四年) 一九二七
 三〇朝鮮總督府 朝鮮法令輯覽 同追録 一九二七
 三〇帝國地方行政學會 朝鮮法規類纂 人事法規 朝鮮關係軍事救護法令例規類纂 朝鮮稅務法規提要 一九二五
 三〇帝國行政學會 朝鮮法規類纂 朝鮮統治論 一九二八
 三〇青柳綱太郎氏 朝鮮統治論 一九二八
 三〇青柳南冥氏編 朝鮮の經營 朝鮮問題の根本解決 一九二一

二九朝鮮雜誌社 朝鮮及滿洲の研究 第一輯 附 膠州灣及山東省事情 自一九二〇至一九二二 一九二四
 二九東拓會社 殖民統計 (自第二至第九報) 一九二四
 二九龜岡榮吉氏 朝鮮を直視して 國境事情附 朝鮮の實情 (朝鮮に對する日本國民の責務) 外十篇 一九二六
 二九朝鮮殖産銀行編 朝鮮の實情 (朝鮮に對する日本國民の責務) 外十篇 一九二六
 二九大村友之丞氏編 朝鮮貴族列傳 一九一〇
 二九大村友之丞氏編 朝鮮講演 一九一〇
 二九副島道正氏 朝鮮統治の現在及將來 (外交時報) 一九二八
 二九黑田甲子耶氏編 元帥寺内伯爵傳 朝鮮を如何にすべきや (外交時報) 一九二八
 二九泉哲博士 朝鮮人政策 (法律春秋) 朝鮮の群衆 調查資料第十六輯 朝鮮及朝鮮民族 (叢書) 一九二七
 二九淺見倫太郎博士 朝鮮總督府官房文書課 朝鮮の群衆 調查資料第十六輯 朝鮮及朝鮮民族 (叢書) 一九二七
 二九村山智順氏編 朝鮮社會發達の由來 一九二二

參考書目

一〇 朝鮮總督府 朝鮮の風習 一九二七
 一〇一 拓殖局 朝鮮外に於ける朝鮮人狀況一般
 一〇二 朝鮮總督府 國外情報 大正十年一月以降
 一〇三 朝鮮總督府 國境地方侵入及檢舉情況 大正九年以降(謄寫版)
 一〇四 桑原八司氏 間島の近況 朝鮮彙報第三十九號
 一〇五 東洋拓殖會社 間島事情 一九一八
 一〇六 朝鮮總督府警務局 間島に於ける不逞鮮人團の狀況 一九二〇
 一〇七 朝鮮總督府警務局 軍隊出動後に於ける間島不逞鮮人團體の狀況 一九二一
 一〇八 朝鮮總督府警務局 西間島に於ける不逞鮮人團に關する參考書類 一九二〇
 一〇九 朝鮮總督府警務局 間島に於ける不逞鮮人團體の狀況 一九二〇
 一〇 篠田博士 間島問題の回顧 「朝鮮」第九十一號
 一一 小田内通敏氏 朝鮮の人文地理學的諸問題 「地理學評論」第一卷第六號 一九二五
 一二 中村新太郎氏 朝鮮人口分布圖 「地球」第三卷第四號
 一三 阿部讓氏 朝鮮の滿洲移住狀況 一九一五

二四 星野桂吾氏 在滿鮮人に就て 附 在滿鮮人思想團體の概況 (謄寫版) 一九二八
 二五 朝鮮黃海道谷山郡雲中面戸籍表 (光武四年五月)寫(原本)
 二六 東拓會社 改正朝鮮移住手引草 (改訂五版) 一九一五
 二七 東拓會社 朝鮮移住案内 百圓の小資本、渡韓成功法 一九一七
 二八 朝鮮日日新聞編 功法 一九一〇
 二九 佐藤政治郎氏 韓國成業策 (一名渡韓のしるべ) 一九〇四
 三〇 東洋拓殖會社 朝鮮人の内地視察 (調査資料) 一九一一
 三一 朝鮮總督府 朝鮮に於ける支那人 (調査資料)
 三二 小田内通敏氏 朝鮮に於ける支那人の經濟的勢力(東洋講座第七輯) 一九一一
 三三 朝鮮研究會 朝鮮文化史論 一九一一
 三四 村田懋磨氏 朝鮮の生活と文化 一九二四
 三五 今和次郎氏 朝鮮部落調査特別報告 (第一册民家) 一九二四
 三六 小田内通敏氏 火田民朝鮮部落調査報告 (第一册) 一九二四
 三七 小田内通敏氏 朝鮮部落調査報告 (第一册) 一九二四

一三 小田内通敏氏 朝鮮部落調査の過程 (東洋)大正十一年四月號抜刷
 一四 小田内通敏氏 朝鮮部落調査豫察報告 (第一册) 一九二三
 一五 拓殖局編 朝鮮の歌と滿洲の歌 教育制度改正記念號 附朝鮮教育令及附屬法規 三・一 一九二二
 一六 朝鮮總督府 朝鮮の教育 統計の諸學校一覽表あり 一九二六、五月、十二月現在
 一七 朝鮮總督府 朝鮮教育要覽 一九一九
 一八 朝鮮總督府學務局 朝鮮教育の沿革 一九二一
 一九 幣原垣氏 朝鮮教育論 一九一九
 二〇 吳安田保則氏 朝鮮教育に安住して 朝鮮社會考
 二一 朝鮮駐劄憲兵隊司令部 京畿道農村社會事情 朝鮮に於ける内地人 (調査資料)第二輯 一九二三
 二二 早田伊三氏 朝鮮机上便覽 朝鮮の經濟事情 一九二六
 二三 朝鮮總督府編 朝鮮經濟地圖 朝鮮經濟地圖 一九二六
 二四 朝鮮總督府鐵道局編 朝鮮經濟地圖 朝鮮經濟地圖 一九二六
 二五 朝鮮雜誌社 朝鮮及新滿洲 最近の支那と滿鮮 一九一五
 二六 杉本正幸氏 最近の支那と滿鮮 一九一五
 二七 藤本實也氏 鮮滿及北支那之産業 一九一五

三八 朝鮮經濟會 朝鮮經濟資料 (大正十年自四月至十二月號) 一九二一
 三九 朝鮮銀行調查部 朝鮮事情 一九二四
 四〇 朝鮮總督府 朝鮮の産業 自一九二七・三 至一九二八・三
 四一 朝鮮總督府殖産局 朝鮮に於ける主要作物 分布の狀況 一九二七
 四二 朝鮮總督府殖産局 朝鮮の米 一九二七
 四三 朝鮮總督府殖産局 朝鮮産米増殖に關する意見 一九二一
 四四 中央朝鮮協會編 朝鮮産米の増殖計畫 一九二六
 四五 藤本ヒルロウ氏銀行編 朝鮮産米増殖計畫要綱 一九二六
 四六 朝鮮の土地改良事業 一九二七
 四七 朝鮮總督府 土地改良事業基本調査 地區一覽 第三回、第四回 一九二七
 四八 高津教三郎氏 實驗朝鮮果樹園藝 一九二〇
 四九 朝鮮總督府 朝鮮の市場(調査資料) (朝鮮第一〇八號) 一九二〇
 五〇 吉田猶藏氏 朝鮮に於ける竹林に就て (朝鮮第一〇八號) 一九二〇
 五一 賀田直治氏 朝鮮工業問題第三編 朝鮮工業の要素 一九二〇
 五二 善生永助氏 朝鮮の産業 (朝鮮總督府調査資料) 一九二六

参考書目

一六 朝鮮海水産組合 朝鮮海水産組合定款 一九〇七頃
 一七 朝鮮海水産組合 同 調査報告 一九一〇
 一八 朝鮮海水産組合 朝鮮海出漁の手引 一九〇七
 一九 岡山縣水産試験場 朝鮮海漁業試験調査報告 一九〇八
 (明治三十九年度)
 二〇 早川保次氏 朝鮮不動産登記の沿革並に査定と證明登記との關係、大正三年制令第十六號の研究 附録 通牒及訓令 一九二一
 二一 堤末彦氏 朝鮮不動産競賣手續 一九二四
 二二 猪谷善一氏 朝鮮經濟史 一九二八
 (坂西由藏氏編纂經濟生活研究) 第三編
 二三 朝鮮總督府財務行政概要 大正十四年朝鮮貿易要覽 一九二六
 二四 朝鮮經濟協會 金融組合及金融組合聯合會概況 一九二六
 二五 朝鮮總督府財務局 現行朝鮮國稅制度概要 (大正十五年六月現在) 一九二六
 二六 朝鮮銀行調查局 同局調査書 一九一七
 (調甲第三號乃至十三號)
 二七 朝鮮銀行 朝鮮銀行月報附錄集 (同月報第三卷附錄第一號乃至第六號第一號附錄) 自一九一二至一九一五

二八 朝鮮 銀行 朝鮮銀行五年史 一九一五
 二九 朝鮮殖産銀行調査課 朝鮮金融事情概観 一九二七上半
 三〇 朝鮮殖産銀行調査課 朝鮮金融事情概観 一九二七下半
 三一 朝鮮銀行編 朝鮮會社調 一九二一
 三二 朝鮮總督府財務局 朝鮮金融事項參考書 (昭和二年調) 一九二七
 三三 東洋拓殖會社 事業概況 (第十三期大正十年三月末日現在) 一九二一
 三四 朝鮮鐵道會社 第二十三回營業報告書 附録 株主名簿 (自昭和二一、一至二、六、三〇) 一九二一
 三五 朝鮮興業會社 同社營業報告書 (第二十期) 一九一九
 三六 朝鮮興業株式會社 同社既往十五年事業概説 一九一九
 三七 朝鮮興業株式會社營業報告書 (第十六、十九、二十、二十一、二十二期) 自一九一九至一九二四
 三八 宮崎雪堂氏 朝鮮礦業指針 一九一七
 三九 能勢幸市氏 朝鮮礦業令大意 (附、礦業登録申請書雛形) 一九二八
 四〇 鈴木種次郎氏 日韓反對照 朝鮮礦業令 一九一六
 四一 安蘇善四郎氏 朝鮮礦石學及採礦法 (附、朝鮮礦業令外一表) 一九一七

一八 朝鮮總督府地質調査所 朝鮮鑛床報告 (第七卷の二、第八卷第十卷の三、第十二卷) 自一九二三至一九二四
 一九 朝鮮總督府地質調査所 朝鮮鑛床調査報告 第一卷の二……………一九一八
 二〇 朝鮮總督府地質調査所 朝鮮鑛床調査要報(第三册の一) 石倉昇、田村龜太郎氏 一九二四
 二一 朝鮮總督府 朝鮮鑛床調査要報(第一册の二) 川崎繁太郎氏 一九一六
 二二 木野崎吉郎氏 朝鮮黃海道安岳鐵山一、二 (地質學雜誌別刷) 一九二六、四、五
 二三 朝鮮總督府 朝鮮金石總覽 補遺 一九一九
 二四 川崎三郎氏 朝鮮革新策 (一名日清開戰論) 一九一四
 二五 稻葉君山氏 朝鮮文化史研究 一九一五
 二六 幣原坦博士 韓國政爭志 一九〇七
 二七 外務省記録局 外交志稿 一九〇七
 二八 今村稱氏 朝鮮風俗集 一九一九
 二九 松浦儀右衛門氏 朝鮮通交紀(十册) 一九二五
 三〇 渡田佳澄氏 日露外交十年史 一九〇四

三一 田中穂積博士 對韓私議 一九一九
 三二 松宮春一郎氏 最近の韓國 一九〇五
 三三 中島滋太郎氏 日本外交の大勢 一九二四
 三四 高麗史(三册) 一九〇八
 三五 朴昌東氏 初等大東歷史 一九一八
 三六 權藤四郎介氏 李王宮秘史 一九二六
 三七 小松綠氏 朝鮮併合之裏面 一九二〇
 三八 東京帝大文學部 高麗時代の古城址 一九一九
 三九 杉市郎平氏 長白山より見たる朝鮮 一九二一
 四〇 青柳綱太郎氏 國朝寶鑑(五册) 一九一七
 四一 細井肇氏 朝鮮研究叢書 一九二六
 四二 通文館志 朝鮮研究叢書 一九〇七
 四三 青柳南冥氏 李朝史大全 一九二二
 四四 東國歲時記 不成文化論 一九二七
 四五 崔南善氏 朝鮮史大系(五册) 一九二七
 四六 大原武氏 朝鮮史話と史蹟 一九二七
 四七 青柳南冥氏 朝鮮の謎(朝鮮民俗資料第一編) 一九二六
 四八 朝鮮總督府 朝鮮の謎(朝鮮民俗資料第一編) 右附録の研究 一九一九
 四九 戸葉雄一氏 朝鮮最近史 一九二〇
 五〇 中村進午博士 近世外交史 一九二二
 五一 日韓通交録 四册寫本 一九一七

參考書目

三三神戶高商 昭和二年夏期海外旅行調査報告(鮮滿) 上、下 一九二八
 三三有賀長雄博士 大日本歴史 一九〇八
 三三田忠一氏 在滿鮮人と民族争闘(外交時報) 一九二八
 三三太田亮氏編 日韓古代史資料 一九二八
 三三類宗一氏 朝鮮の糖業
 三三原象一耶氏 朝鮮の旅
 三三寶文社 朝鮮、滿洲、臺灣、樺太渡航案内
 三三夏目漱石氏 滿韓とくろく 一九一四
 三三山本治三氏編 朝鮮語會話獨習 附、韓國重要地名及里程 一九一四

◇雜誌類

一朝鮮總督府 朝鮮 朝鮮銀行月報
 二朝鮮銀行 朝鮮之光
 三朝鮮之光社 朝鮮銀行統計月報
 四朝鮮銀行 朝鮮地方行政
 五帝國地方行政學會 朝鮮及滿洲
 六朝鮮及滿洲社 朝鮮鐵道協會會報
 七朝鮮鐵道協會 警務彙報
 八朝鮮警察協會 警務彙報
 九朝鮮總督府 朝鮮貿易月表

○滿鮮之醫界社 滿鮮之醫界

◇臺灣に關する資料

一連雅堂氏 臺灣通史 一九二〇
 二山上繁樹氏 臺灣史 一九二七
 三吉國藤吉氏譯 臺灣島史 一八九八
 四伊能嘉矩氏 臺灣志 一九〇二
 五苑威同氏 臺灣府誌
 六足立栗園氏 臺灣志 一八九四
 七鈴村串宇氏編 臺灣全誌 自第一至八卷 一九二二
 八藤崎滿之助氏 臺灣全誌 自第一至八卷 一九二八
 九高拱乾氏編 臺灣全誌 第一編 一八九六
 二江馬達三郎氏譯 臺灣史料 第一編 一九〇〇
 二野口兵次郎氏 臺灣史料 一八九六
 三小川琢治氏 臺灣諸島志 一九二四
 三秋澤次郎氏 臺灣諸島志 一八九八
 四川口長瀧氏 臺灣諸島志 一八九四
 五海軍軍令部編 臺灣紀略 一八九四
 六清江日昇氏 臺灣外記三〇卷 (支那文) (江田昇ともあり)

一七關口隆正氏 臺灣歷史歌 一九〇〇
 一八持地六三郎氏 臺灣殖民政策 一九二二
 一九臺灣總督府 臺灣事情(昭和二年版) 一九二七
 二〇手島兵次郎氏編 臺灣制度大要 一九一〇
 二一臺灣日日新聞社編 臺灣施行法令一覽附 一九二七
 二二臺灣總督府編 臺灣現勢要覽 一九二四
 二三臺灣總督府調查課 大正九年臺灣第十六統計摘要 一九二二
 二四臺灣通信社 臺灣年鑑 一九二五
 二五杉山靖憲氏 臺灣歷代總督之治績 一九二二
 二六下村宏博士 臺灣統治に關する所見(謄寫版) 一九一五
 二七臺灣總督府文書課編 臺灣統治綜覽 一九〇七
 二八竹越與三郎氏 臺灣統治志 一九〇五
 二九垣田純耶氏 臺灣 一八九五
 三〇近藤東州氏 臺灣殖民地 一九〇二
 三一臺灣總督府編 臺灣十年間之進步 一九〇六
 三二實業社 實業臺灣發展號(新年號) 一九二六
 三三臺灣總督府統計課編 臺灣統計摘要 自第一至第二十 一九〇七
 三四臺灣總督府調查課編 臺灣統計一覽 一九二六

三五臺灣總督府編 臺灣總督府第一統計書 一八九九
 三六臺灣總督府 臺灣總督府自第一至第五統計書 一九〇三
 三七臺灣慣習研究会編 臺灣新年表(臺灣慣習記事七卷一號附錄) 一九〇七
 三八臺灣總督府官房 臺灣總督府法規提要 一九〇四
 三九臨時臺灣舊慣調查會 臺灣民事令(其他法令) 一九一四
 四〇臺灣總督府內務局編 臺灣地方制度法規輯覽 一九二八
 四一臺灣教育會 臺灣學事法規 一九〇五
 四二鈴木宗言氏 臺灣律令論 一九〇三
 四三臺灣總督府官房 第一回臺灣國勢調查集計原表(全島の部) 一九二二
 四四臺灣總督府編 臺灣現住戶口統計(明治三十五年衛庄別調査) 一九〇三
 四五臺灣總督府調查課編 臺灣現住人口統計 一九二七
 四六臺灣總督府官房 第二時臨時臺灣戶口調査集計原表(全島大正四年) 一九一七
 四七臺灣總督府統計課編 臺灣人口動態統計十年報(實數及比例) 一九一七
 四八臺灣總督府 臺灣人口動態統計五年報 自一九〇六至一九一〇 一九一三

四 臺灣總督府調查課	臺灣人口動態統計	一九二八	三六〇	臺灣在籍漢民族實別調查	一九二八
三 臺灣總督府調查課	臺灣人口動態統計	一九二一		(種族分布圖)	
二 內閣統計局	日本帝國人口動態統計	一九〇八		臺灣及琉球の音楽に就きて	一九二二
一 臺灣總督府	臺灣國勢調查職業名字	一九二二		臺灣センサス視察談	一九〇五
一 臺灣總督府	臺灣官營移住案内	一九二二		臺灣學事要覽	一九一九
二 臺灣總督府	臺灣犯刑統計	一九二八		臺灣總督府學事年報	一九一九
三 臺灣總督府	臺灣罰金及答刑論	一九〇四		臺灣大學設立論	一九二〇
四 臺灣總督府	臺灣風俗誌	一九二四		臺北師範學校一覽	一九二〇
五 臺灣總督府	臺灣慣習制度調査一斑	一九〇一		同中學校一覽	一九二一
六 臺灣總督府	臺灣慣習記事	一九〇一		臺灣に於ける學校兒童に關する研究	一九二二
七 臺灣總督府	臺灣慣習記事	一九〇一		學事十九年報	一九二二
八 臺灣總督府	臺灣慣習記事	一九〇一		(大正九年度)	
九 臺灣總督府	臺灣土地慣行一斑	一九〇五		臺灣各種學校生徒及兒童發育統計	一九一三
一〇 臺灣總督府	臺灣文化運動の現況	一九二六		臺灣總督府國語學校同校一覽	一九一七
一一 臺灣總督府	臺灣南支南洋パンフレット	一九二六		同圖書館一覽表	一九一九
一二 臺灣總督府	改訂小學新地誌	一九二六		臺灣產業組合協會講演集(第一輯)	一九二七
一三 臺灣總督府	附錄、臺灣小誌	一九二六		四垣恒矩博士文化の進展と產業組合	
一四 臺灣總督府				田端幸三郎氏產業組合の本領	

七 臺灣總督府	臺灣宗教調查報告書	一九一九	三六一	臺灣新糖業政策	一九二一	
六 臺灣總督府	產業狀況	一九〇九		臺灣新糖業帝國主義	一九二八	
五 臺灣總督府	臺灣殖產報告	一九〇八		(經濟學論集第七卷第一號)		
四 臺灣總督府	臺灣殖產分布圖	一九一二		定款並事務章程	一九〇二改正	
三 臺灣總督府	殖產局出版書(叢書)	一九一三		營業報告書	一九〇一—一九〇四	
二 臺灣總督府	臺灣總督府民政部殖產	一九〇九		第二十三回		
一 臺灣總督府	南支及臺灣之產業	一九〇八		臺灣稅關十年表	一九〇七	
二 臺灣總督府	臺灣礦業一斑	一九〇八		臺灣產甘蔗害虫	一九一〇	
三 臺灣總督府	臺灣礦業統計	自一九一四		附、益虫		
四 臺灣總督府	第七臺灣礦業統計便覽	一九〇九		九 小泉 憲 貞 氏	臺灣砂糖物語	
五 臺灣總督府	臺灣島地質礦產圖說明	一九〇七		一〇 上野 幸 佐 氏	臺灣米穀事情	
六 臺灣總督府	臺灣亞爾加里士攪調查	一九一〇		一〇 臺灣總督府官房	臺灣之米作統計	
七 臺灣總督府	臺灣油田調查報告	一九一〇		一〇 臺灣總督府官房	臺灣之水產業	
八 臺灣總督府	附、苗栗廳出礦抗油田圖	一九一〇		一〇 臺灣總督府官房	臺灣之水產	
九 臺灣總督府	臺灣油田圖(叢書)	一九〇八		一〇 臺灣總督府官房	(第一、二號)	
一〇 臺灣總督府	臺灣炭業論	一九二一		一〇 臺灣總督府官房	臺灣鹽業調查復命書	
一一 臺灣總督府				一〇 臺灣總督府官房	臺灣の魚鹽(養魚)に就て	
一二 臺灣總督府				一〇 臺灣總督府官房	第二、三年報	
一三 臺灣總督府				一〇 臺灣總督府官房	第一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇	

一九九 臺灣總督府編 臺灣樟腦局事業 (第一年報)	一九〇三	二七 臺灣總督府稅關編 臺灣貿易年表	一九二八
一〇 臺灣總督府專賣局 報告例 (一九〇四、三、訓令第四號)	一九〇六	二八 臺灣總督府稅關編 臺灣貿易三十年對照表	一九二七
二二 牟 田 豐 氏 臺灣起業案內	一九一九	二九 臺灣總督府財務局編 臺灣貿易概覽 (自一九二五至一九二六)	一九二七
二三 臺灣商工銀行編 臺灣經濟統計摘要	一九〇四	三〇 臺灣總督府調查課編 臺灣對支那香港及南洋 方面貿易一覽	一九二四
二四 臺灣銀行編 臺灣金融小史	一九〇九	三一 千住 精一 氏編 臺灣稅務史	一九一八
二五 臺灣銀行編 臺灣銀行二十年誌	一九一九	三二 臺灣日日新聞社編 增訂臺灣彩票案內	一九〇七
二六 臺灣銀行調查課編 臺灣銀行調查彙報 第一、二號	一九二〇	三三 臺灣總督府民政部編 臺灣總督府理蕃誌稿 (第一編)	一九一一
二七 臺灣銀行編 臺灣銀行十年誌	一九一〇	三四 臺灣總督府民政部編 臺灣蕃人事情	一九〇〇
二八 木 村 匡 氏述 臺灣貨幣問題	一九〇三	三五 臺灣總督府民政部編 臺灣蕃政志(三卷) 附、臺灣蕃地交涉年表	一九〇四
二九 臺灣商工月報	一九〇六	三六 森 丑之助 氏 臺灣蕃族志(第一卷)	一九一七
三〇 栗 原 關 一 氏 臺灣貿易事情	一九〇六	三七 臨時臺灣舊慣調查會 臺灣蕃族圖譜 第一、二卷	一九一五
三一 臺灣總督府民政部編 臺灣外國貿易概覽	一九〇七	三八 入 江 曉 風 氏 神話臺灣生蕃人物語	一九二〇
三二 臺灣總督府民政部編 臺灣外國貿易十年報	一九〇七	三九 臺灣總督府編 臺灣蕃族分布圖	一九〇六
三三 臺灣總督府編 臺灣外國貿易十五年 對照表	一九一一	四〇 山 吉 盛 藏 氏 臺灣諸島全圖	一九〇六
三四 臺灣總督府編 臺灣外國貿易二十年 對照表 (自一八九六至一九一五)	一九一六	四一 陸地測量部編 臺灣全圖 (五十萬分の一)	一九〇六
三五 臺灣總督府編 臺灣外國貿易年表	一九〇三	四二 臺灣日日新聞社編 臺灣臺北全圖	一九〇三、一月一日附錄
三六 臺灣總督府稅關編 臺灣外國間及內地間 貿易年表	一九一四		

一四 陸地測量部編 臺灣地圖 (二十萬分の一)	一九〇六	一六 矢內原 忠 雄 氏 帝國主義下の臺灣 (國家學會雜誌第四十二卷)	一九二八
一五 入 江 英 氏編 臺灣地圖	一九〇六	一七 金 田 近 二 氏 臺灣に於ける産業 革命と社會問題 (國民經濟雜誌)	一九二八
一六 賀 田 直 治 氏 臺灣中央山脈斷記 併太魯閣蕃地視察概要	一九一四	一八 伊 能 嘉 矩 氏 臺灣文化志三冊	一九二八
一七 臺灣總督府民政部編 臺灣島豫察地形圖	一九〇〇	一九 宮 川 次 郎 氏 臺灣糖業の批判	一九二八
一八 島 田 定 知 氏 日本名勝地誌 臺灣之部	一九〇一		
一九 臺灣海峽圖(寫本)	一九〇九		
二〇 石 川 源 一 郎 氏 臺灣名所寫真帖	一九〇九		
二一 石 坂 莊 作 氏編 臺灣踏査實記	一九〇四		
二二 臺灣總督府官房文書課 臺灣寫真帖	一九〇八		
二三 臺灣日日新報社 臺灣全圖 附、市街圖	一九二八		
二四 臺灣總督府官房新築豫定敷地及 其周圍之實景並附近市街圖 (第二四六號附錄)	一九二一		
二五 臺灣總督府鐵道部編 臺灣鐵道の概況	一九二一		
二六 臺灣總督府鐵道部編 臺灣總督府鐵道部 自一九一二至一九一四年度 第十四、十六年報	一九一三 一九一五		
二七 臺灣總督府鐵道部編 臺灣總督府鐵道 第十一、十三年報	一九〇八 一九一二		
二八 臺灣鐵道史、上中下 並、從實線路平面圖及斷面圖	一九一一		

◆雜誌類

一 臺灣時報發行所 臺灣時報	一九二四
二 臺灣總督府官房 內外情報	一九二四
三 臺灣總督府法務部 臺灣月報	一九二四
四 臺灣鐵道會 臺灣鐵道	一九二四
五 臺灣教育會 臺灣教育	一九二四
六 臺灣糖業研究會 糖業	一九二四
七 臺灣農友會 臺灣農事報	一九二四

◇樺太に関する資料

- 一 樺太 樺太要覽 一九二七
- 二 平和記念東京博覽會 樺太廳治要覽 一九二二
- 三 樺太出品協會 樺太廳治一斑(第十三回) 一九二一
- 四 谷口英三郎氏 樺太殖民政策 一九一四
- 五 石川芳太郎氏 サカレンの文化と富源 一九〇五
- 六 松永 應 劍 氏 樺太及勸察加 視察復命書 一九一〇
- 七 河野 巖 男 氏 樺太千島嶺露領亞細亞 視察復命書 一九一〇
- 八 東京地學協會編 樺太地誌 一九〇八
- 九 農商務省山林局 樺太島の殖産業 一九〇五
- 〇 日 露 協 會 北樺太東海岸の森林 一九二八
- 一 樺太 樺太殖民政策 一九一〇
- 二 樺太 樺太野生動物等 附、樺太案内 一九〇九
- 三 樺太 樺太案内 (渡船移住手引草) 樺太航路案内 一九二三
- 三 北日本汽船會社 樺太開發の促進と鐵道 一九二三
- 四 根木仙太郎氏 交互土地補助法に就て 一九二五
- 五 大日本文明協會 サカレン紀行 露チエーホウ原書 三宅賢氏譯 一九二四
- 六 後 藤 新 平 子 日露問題に就て 一九二四

◇關東州乃至滿蒙に関する資料

- 一 關東長官官房文書課編 昭和二年關東廳要覽 一九二八
- 二 關 東 廳 關東廳施政二十年史 (附圖) 一九二六
- 三 關 東 都 府 關東都府施政誌 (一九〇六—一九一六) 一九一九
- 四 關 東 廳 關東廳統計要覽 (一九二〇) 一九二一
- 五 關 東 廳 關東廳事務要覽 一九二〇
- 六 關東都府官房文書課 關東都府統計要覽 (一九二二) 一九二四
- 七 關東長官官房文書課編 關東廳國勢調査記述篇 (一九二五) 一九二七
- 八 關東都府官房 關東都府統計書 (第一、一九〇六、第八、一九一九) 一九〇七—一九一四
- 九 外務省政務局 關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表 (自第一〇回至一七回) 一九二四
- 七 大阪朝日 アサヒグラフ第十一卷 樺太號 一九二八
- 八 長井金次郎氏 樺太の現在及將來(實業) 六・一 一九二〇
- 九 樺太 樺太廳治一斑 第九回 一九二〇
- 〇 中 目 覺 氏 樺太の話 一九二七

- 〇 伊地知重厚氏 關東州特關稅に就て (パンフレット) 一九二五
- 一 大連商會議所 關東州特關稅品目及通關手續 一九一三
- 二 關東都府水産試驗場 關東都府水産試驗場要覽 附、關東州水産諸規則及統計 一九一三
- 三 關 東 州 民 政 署 關東州之鹽業 一九〇五
- 四 關 東 都 府 民 政 部 關東州の鹽業 一九一五
- 五 大 倉 一 郎 氏 關東州の鹽業(滿鐵調査資料) 附、朝鮮の鹽業(滿鐵調査資料) 附、關東州の鹽業諸法規 給と關東州の鹽業 一九二六
- 六 大 倉 一 郎 氏 關東州土地舊慣一斑 (滿鐵調査資料) 附、關東州土地舊慣一斑 附、參考書、年表 一九一五
- 七 關 東 都 府 關東州土地舊慣一斑 附、參考書、年表 一九一五
- 八 滿鐵總務部事務局 關東州土地舊慣一斑 附、參考書、年表 一九一五
- 九 杉 本 吉 五 郎 氏 關東州土地制度論 一九二二
- 〇 溝 淵 孝 雄 氏 關東州に於ける司法 一九一三
- 一 大 井 二 郎 氏 關東廳撤廢論 (外交時報) 一九二六
- 二 露 國 大 藏 省 滿洲通志 一九二六
- 三 中 野 文 夫 氏 滿蒙之歴史地理的研究 (滿蒙時論) 世界改造叢書第三編 一九二八
- 三 淺 野 利 三 郎 氏 滿蒙之歴史地理的研究 (滿蒙時論) 世界改造叢書第三編 一九二八

參考書目

- 一 清水 國 次 氏 滿洲駐屯守備兵の思出 一九二四
- 二 早 川 千 吉 郎 氏 滿蒙紹介 一九二一
- 三 滿 蒙 鐵 滿蒙と滿鐵 一九二六
- 四 滿 蒙 鐵 滿蒙の現況 一九二四
- 五 滿 蒙 鐵 滿洲讀本 一九二七
- 六 滿 蒙 鐵 地方經營梗概 一九二二
- 七 保 科 紀 十 二 氏 最近の南滿洲 一九二四
- 八 眞 繼 義 太 郎 氏 滿蒙遊記 行け大陸へ 一九二三
- 九 小 野 謙 一 氏 滿蒙全書 一九二三
- 〇 杉 本 正 幸 氏 最近の支那と滿蒙 一九一五
- 一 外 務 省 通 商 局 人口問題を基調として 滿蒙拓殖策の研究 我國人口問題と滿蒙 一九二七
- 二 藤 武 夫 氏 滿蒙を廻りて 一九二八
- 三 神 田 正 雄 氏 滿蒙を廻りて 一九二六
- 四 日 滿 通 信 社 日滿通信創刊五周年 紀念滿蒙宣傳號 一九二五
- 五 米 田 實 博 氏 滿洲政策の一面 (外交時報) 一九二八
- 六 滿 蒙 鐵 南滿洲鐵道株式會社 事業概況 一九二二
- 七 滿 蒙 鐵 歷代滿鐵社長の腕比へ 一九二八
- 八 田 中 末 廣 氏 滿蒙の産業研究(原料篇) 八月號 一九二〇
- 九 韓 國 統 監 府 問島産業調査書 一九二〇
- 〇 臨時問島派出所編 問島産業調査書 一九二〇

朝鮮銀行月報第三卷四號	一九二二
同島及環春地方經濟狀況	
四島居 龍藏 博士 滿蒙の探查	
四八木 獎三 郎 氏 滿洲考古學	一九二八
四七眞 繼 義 太郎 氏 現代蒙古之真相	一九二〇
四山 川 晴 月 氏 殖民地總覽 蒙古	一九一七
四眞 繼 義 太郎 氏 經營 蒙古通信(新聞 每月六回)	
三眞 繼 義 太郎 氏 現代蒙古之真相	一九二〇
三眞 繼 義 太郎 氏 蒙古見物	
三眞 繼 義 太郎 氏 蒙古移住案内	
三眞 繼 義 太郎 氏 蒙古畫譚	
三眞 繼 義 太郎 氏 蒙古遠征	
三外 務 省 通 商 局 北滿洲	一九一七
三北 滿 洲 社 南地滿洲露領邦人發展史	一九一七
三稻 葉 君 山 氏 滿洲發達史	
三島 居 龍藏 博士 蒙古及滿洲	
三箭 葉 內 吉 氏 滿洲歷史地理(二冊)	一九二二
三松 井 岩 等 氏 外人の日滿關係論評	一九二八
三雜 誌 東 亞 滿洲の豫定鐵道網	一九〇一

二滿蒙之文化社	滿蒙之文化	一九二八
三奉天商業會議所	滿蒙經濟事情	
四滿鐵庶務部調査課	滿洲經濟統計月報	
五滿洲遞信協會	滿洲遞信協會雜誌	
六奉天商業會議所	月報	
七農業の滿洲社	農業の滿洲	

◇我が委任統治地
南洋群島に關する資料

一南 洋 廳 委任統治地域	南洋群島事情	一九二八
二拓 殖 局 南洋群島事情概要		一九二二
三拓 殖 局 南洋占領地事情概要		一九一九
四臨時南洋群島防備隊	南洋群島島勢調査報告	一九二〇
五文部省專門學務局集	南洋新占領地視察報告	一九一六
六南洋興發會社	南洋開拓と南洋興發株式會社	一九二五
七松 岡 靜 雄 氏	ミクロネシア民族誌	一九二七
八松 岡 靜 雄 氏	太平洋民族誌	一九二五
九松 岡 靜 雄 氏	チャモロ語の研究	一九二六
一〇松 岡 靜 雄 氏	南洋の秘密	一九一七
二吉野作造博士編	南洋	一九一五
三山崎直方博士	我が南洋	

歐 文 資 料

◇日本植民地一般に關するもの

Bigelow, P., Colonial Japan. (In Japan " March, 1922—Feb., 1923.); Japan and her Mandatories. ("Japan" Feb., 1923 San Francisco.); Japan and her Colonies, 1923.

Book of Chosen, Pictorial Chosen and Manchria, Seoul, 1919.

Gubbins, J. H., The Making of Modern Japan, Chs. XXII—XXVIII. London, 1922.

Porter, R. P., Japan; the Rise of a Modern Power. Ch. VIII, Chs. XXXVIII—XIV. London, 1915.

Nitobe, I., The Japanese Nation, Ch. IX. Japan as Colonizer. N. Y., 1912.

Slwey, C. M., The Island Dependencies of Japan. London, 1913.

Takaku, K., Die innere Kolonisation Japans. Leipzig, 1904.

Takakoshi, Y., Japans Colonial Policy, in Oriental Review, Dec., 1912, N. Y.

Wertheimer, F., Die japanische Kolonialpolitik. Hamburg, 1910.

Clarke, J. I., Japan at First Hand. Chs. I, XXII, XXIV. N. Y., 1918.

Mitford, F. B., Japans Inheritance. Ch. XVIII. London.

Hershey, A. S., Modern Japan. Chs. XIV—XV. Indianapolis, 1919.

Takakoshi, Y., "Japan's Colonial Policy," Muscoka, N., Japan to America N. Y., 1914.

Dautremet, J., The Japanese Empire. Chs. XIX—XXI. London, 1910.

Heylaque, Le Japon. Ch. II. Paris, 1921.

- Japan Year Book, 1905-1923.
- Lawton, L., Empires of the Far East, Vol. II, Chs. XLVIII-LII, London, 1912.
- Hayden, R., Japan's New Policy in Korea and Formosa (Foreign Affairs, V.2. No. 3.)
Ireland, A. New Korea, N. Y., 1926.
- Willis, M., "Criticism on Ireland's The New Korea," Political Science Quarterly, Sept., 1927, p.p. 489-491.
- Brown, A. J., Japan in the World of To-day. N. Y., 1928.
- , A Second Visit to China, Japan and Korea.
—, A Tour of Asin.
- Harrison, M., Asia Reborn, N. Y., 1928.
- Asami, N., Japanese Colonial Government, N. Y., 1924.

◇朝鮮問題之關係◇

- Brown, A. J., Mastery of the Far East. N. 1919.
- Chung, H., The Case of Korea. N. Y. 1921; The Oriental Policy of the United States; How Japan demoralizes Korea (Far Eastern Republic, San Francisco, 1920. V. 2. O.); Korean Treaties. N. Y., 1919.
- Fraser, J. N., Corea. (East and west, Bombay, 1916. V. 15.)
- Kim, H., Freedom and Peace with Korea under Japan? 1919.
- Griffis, W. E., Corea the Hermit Nation. N. Y. 1901.
- Residenoy-General, Recent Progress in Korea. London, 1910;
Treaties and Conventions between Corea and Foreign Powers. Seoul, 1908.

- Keir, R. M., Modern Korea. (Am. Geog. Soc. Bull. N. Y., 1914, V. 46)
- Hulgert, H. B., The Passing of Korea. London, 1906.
- Kennan, G., Japanese in Korea. (Outlook, N. Y., 1905, V. 81) Korean, Idid, Korean People, ibd.
- Sherrill, C. H., Korea and Shantung versus the White Peril. Seoul, 1920.
- Webster, H. Korea-The Hermit Nation. (Nat. Geog. Maga. Washington, 1900, V. 11.)
- Coleman, F., The Chosen of To-day and the Korea of Yesterday. (Fortnightly Rev., N. Y. 1917. v. 102.)
- Graves, J. W., The Renaissance of Korea, Philadelphia, 1920.
- Griffis, W. E., A Modern Pioneer in Korea. N. Y., 1912; Japan's Absorption, of Korea. (North Am. Rev., N. Y.; 1901, V. 192.)
- Mckenzie, F. A., Korea's Fight for Freedom. N. Y., 1920; The Problem of Korea. (Asiatic Rev., London 1921, V. 17.);
The Tragedy of Korea. London, 1908; The Unveiled East. London, 1907)
- Lawd, G. T., In Korea with Marquis Ito. N. Y., 1908; The Annexation of Korea. (Yale Rev. New Haven, 1912, V.I.);
Japan in the Orient. Worcester, 1915.
- Iyemasa, T., Japan's Annexation of Korea. (Jour. of Race Development, Worcester, 1912-1913. V. 3; Blakeslee, G. H.
Japan and Japanese American Relations. N. Y., 1912)
- Documents Relating to the Japanese-Korean Situation 1891-1905. (Am. Jour. of Internat. Law, Baltimore, 1907. V. 1.)
- Chevalier, H., Des réformes et des progrès réalisés en Corée par le Gouvernement Général Japonais. (Soc. Franco-Japonaise de Paris, No. 30. Paris, 1913.)
- Murcy, E., The Reconstruction of Korea (Polit. Sci. Quar. Boston, 1910, V. 25.)
- Hamilton, A., Korea, its History, its People, and its Commerce. Boston, 1910.
- Ross, J., History of Corea. London, 1891.
- Allen, H. N., A Chronological Index, Some of the Chief Events in the Foreign Intercourse of Korea from the Beginning

- of the Christian Era. Seoul, 1901; Things Korea. N. Y., 1908.
- MacLennan, A., Japanese Diplomacy and Force in Korea. San Francisco, 1919. *
 Korean Information Bureau in Philadelphia, Independence for Korea.
 Burton, N. E., Oppressed Peoples and the League of Nations. London, 1922
 Korean Congress, First Korean Congress. Phil. 1919.
 Federal Council of the Churches of Christ in America, The Korean Situation. N. Y.
 Moore, J. E., Korea's Appeal for Self-determination. San Fran. 1919.
 Kendall, C. W., The Truth about Korea. San Fran. 1919.
 Gynn, H. H., The Rebirth of Korea. N. Y. 1920.
 Willoughby, W. W., Japan and Korea. (Unparizian Rev. N. Y. 1920, V. 13)
 Képhronete, L'annexion et le régime international de la Corée (Comité de l'Asie française Bull. mensuel. Paris, 1910.)
 Année 17.
 Residency-General & Government of Chosen, Annual Report on Reforms and Progress. (1917-1908, 1915-6, 1917-8, Seoul.)
 Material Progress of Korea for Last Five Years, 1905-1910.
 Whigham, H. J., Manchuria and Korea N. Y. 1904.
 Smith, F. H., Other Side of the Korean Question. Seoul, 1920.
 Seoul Press, Outline of Administrative Reforms in Chosen. Seoul, 1919; Administrative Reforms in Korea. Seoul, 1919.
 Government-General, The New Administration in Chosen. Seoul, 1921.
 The Seoul Press-Daily (newspapers published in Seoul.)
 Peace Conference Delegation, The Claim of the Korean People Phil.
 Carnegie Endowment for International Peace, International Law, Division of Korea. Washington, 1921.
 Korea Review-1901-1904, especially good for the study of Korean history Seoul, 1901-1901 monthly.

- Kawakami, K. K., Japan in World Politics. Chs. I and XI. N. Y. 1917.
 The Literary Digest, Why Japan took Korea; N. Y. 1922. No. 1655.
 Graves, L., An American in Asia. Dec. 1920. Concord, N. H. U. S.)
 Graves, J. W., The Renaissance of Korea, Phil., 1920.
 Underwood, H. G., The Call of Korea, Political, Social, Religious. N. Y., 1908.
 Baird, A. L. A., Fuybreuk in Korea. N. Y., 1909.
 Backhausen, J. A., Die japanische Verwaltung in Korea und ihre Thätigkeit. Berlin, 1910.
 Coulson, C. J. D., Korea. London, 1910.
 Curzon, G., Problems of the Far East, Japan-Korea-China. London, 1894.
 Lunan, G., Corea and the Powers. Shanghai, 1881.
 Hamilton, A., Korea, das Land des Morgenrot. Leipzig, 1904.
 Langford, J. H., The Story of Korea. London, 1911.
 Jones, G. H., Korea, the Land, People, and Customs. Cincinnati, 1907.
 Steel, A., The Question of Korea. (Fortnightly Rev. London, 1903, V. 8); The War: Korea and Russia. (Fortnightly Rev. London, 1904, V. 82.)
 Bretschneider, E., Russland und Korea. (Petermanns Mitteil. v. 47. Gotha, 1901.)
 Bushby, H. N. G., Korea from the Japanese Standpoint. (Nineteenth Century and After. London, 1901, v. 49.)
 Griffs, W. E., Korea and International Politics. (World Today. Chicago, 1903, v. 5.)
 Shiratori, K., Über die altkoreanischen Königstiel. (Rev. orientale Budapest, 1903, V. 4.)
 Hegeholz, W., Korea und Koreaner. Stuttgart, 1913.
 Ladd, G. T., Japan in the Orient. Worcester, 1915.
 Benker, J., La Corée d'après un récent ouvrage russe. (Géographie. Paris, 1902, V.5.)